

教育民生常任委員会
予算常任委員会教育民生分科会

(平成25年12月10日)

○ 日置記平委員長

皆さん、おはようございます。

それでは、教育民生常任委員会の予算常任委員会教育民生分科会を開催させていただきます。

審査スケジュールでありますけれども、まず初めに教育委員会、そして健康福祉部、子ども未来部と順番に進めさせていただきます。

今回は全体で26件の付託議案がありまして、少し多目であります。きょうと予備日12日の2日間ですが、2日間といえど、実質1日、予備日があるといえはあります。そういうところで、教育民生常任委員会に付託された審査事項については、他の部局、常任委員会より比較的多いほうですので、理事者の皆さん方にはお願いをさせていただきますが、要領よくスムーズにひとつご説明いただきますように、また、委員の皆さん方には、本論に従ってよろしくご質問をお願いいたしたいと思っております。

3部局とも、全部説明をいただきながら進めていくことの努力をしたいと思っておりますが、あわせて、委員の皆さん方、追加資料等々は、できるだけそれぞれお読みいただいております中でありましたら、早い段階に理事者に要求をしてください。

各部局とも、最初に補正予算、次に議案の順に審査を行わせていただきます。それぞれ一括して説明を受けた後に委員の皆さんからの質問をお受けします。

それから、前回も一緒ですが、インターネット中継についてですけど、ご承知おきをください。今現在、報道機関の方と、お一人ですが市民の方が傍聴に入られています。

それでは、教育長。

議案第73号 平成25年度四日市市一般会計補正予算（第4号）

第1条 歳入歳出予算補正

歳出第10款 教育費

第1項 教育総務費中関係部分

第2項 小学校費中関係部分

第4項 幼稚園費中関係部分

第6項 保健体育費中関係部分

第3条 債務負担行為補正（関係部分）

○ 田代教育長

おはようございます。昨日まで本会議、大変お疲れさまでございました。

本日から委員会ということでございます。そこで、教育委員会としましては、一般会計の補正予算のほう、歳出補正と、それと債務負担行為の補正を上げさせていただいております。そして、付託議案においては10件ほど上げさせていただいておりますということでございまして、この中で、条例改正として上げさせていただいておりますのは6件でございます。新しい条例の制定、これは桜の運動広場の関係ですけど、条例制定1本と、それから、プラネタリウムの関係の、いわゆる工事請負契約の締結が1本、それから、財産無償譲渡ということでございます。これは城北のテニスコートの関係です。そして、運動施設の指定管理者の指定1件、以上の10本を上げさせていただいております。よろしくご審査のほどお願いいたします。

○ 日置記平委員長

じゃ、順次説明をいただきましょうか。

○ 城田教育総務課長

教育総務課、城田でございます。

私のほうからは、補正予算関連資料のご説明を申し上げたいと存じます。

資料といたしましては、予算常任委員会資料、一般会計補正予算（第4号）という資料をごらんください。よろしいでしょうか。予算常任委員会資料、一般会計補正予算の第4号というふうな表紙の資料でございます。

（発言する者あり）

○ 小川政人委員

それはな、そうなっておらへんでわからへんのや。つながっておるで。

○ 城田教育総務課長

申しわけございません。

(発言する者あり)

○ 日置記平委員長

前々から頼んでいるように、教育やったら、ナンバーを振っておいてもらうと、1番と言ってもらえば早いんですわ。

○ 城田教育総務課長

予算常任委員会資料、一般会計補正予算（第4号）。

○ 日置記平委員長

それが表紙。

○ 城田教育総務課長

はい、そうでございます。申しわけございません。事前にお配りさせていただいておる資料でございます。

(発言する者あり)

○ 日置記平委員長

委員の皆さん、よろしいね。

お願いします。

○ 城田教育総務課長

大変失礼いたしました。それでは、よろしくお願いたします。

まず、1ページをごらんください。

歳出補正予算概要でございます。ここでは教育費のうち一部の人件費を除きます物件費について補正をお願いするものでございます。

補正予算書といたしましては、54ページから61ページでございます。

まず、第1項教育総務費、第2目事務局費の教育総務課分の事務局一般経費で、臨時職員の賃金などの補正でございます。

同項第3目教育振興費で、学校教育課分の少人数学級拡充事業費で、講師配置に係る経費の減額補正でございます。

次に、第2項小学校費、第1目学校管理費の教育総務課分の一般管理運営費で、給食調理員の関係で代替臨時職員の賃金の増額補正でございます。

続いて、第4項幼稚園費、第1目幼稚園費で、こちらも教育総務課所管の一般管理費で、賃金でございまして、臨時幼稚園教諭に係る減額補正でございます。

最後に、第6項保健体育費、第3目体育施設費のうちで運動施設一般経費とその他運動施設整備費の減額補正でございます。

歳出補正予算概要の教育委員会関係分といたしましては、合計で5892万2000円の減額でございます。

続きまして、2ページをごらんください。

債務負担行為補正概要でございます。こちらにつきましては、学校教育IT推進事業から図書館情報システム保守点検業務費まで6事業費につきまして計上させていただいているところでございます。補正予算書は11ページと64ページでございます。それぞれの詳細につきましては、個別調書において順次説明をさせていただきたいと存じます。

それでは、最初に教育総務課関係分をご説明申し上げます。

3ページをごらんください。

事務局管理運営費、事務局一般経費であります。事務局内正規職員の欠員に伴う代替臨時職員に係る経費で、共済費で321万4000円の減、賃金で136万3000円の増額でございます。合わせまして、補正額といたしまして185万1000円の減額となります。

次に、5ページをごらんください。

小学校管理運営費、一般管理運営費で、こちらは大規模校への事務補助、給食調理員補助及び正規職員、嘱託職員の欠員代替臨時職員の賃金補正で、それぞれ支出の見込みに合わせまして、合計で340万7000円の増額補正となります。

6ページは、幼稚園管理運営費、一般管理運営費で特別支援教育に係る加配臨時教諭、病気休職などによる代替臨時教諭に係る賃金でございまして、合わせて783万7000円の減額でございます。

続きまして、債務負担行為でございます。11ページをごらんください。

スクールシャトルバスの運行業務委託費でございます。これまで議会においてご議論いただきました事項を踏まえまして、教育委員会の方針をまとめましたので、ご説明申し上げます。

資料は、申しわけございません、違う資料でございます。資料を変えていただきまして、教育民生常任委員会関係資料の資料1、予算常任委員会教育民生分科会資料をお開けください。インデックスが張ってあります①の部分でございます。予算常任委員会教育民生分科会資料の資料1でございます。よろしいでしょうか。

こちらの①の2ページをごらんください。よろしいでしょうか。

こちらは、これまでに議会からいただきました主な指摘事項とその対応について、一覧表にまとめたものでございます。こちらの概要をご説明申し上げます。

主なご指摘事項といたしましては、これは済みません、三浜、塩浜小学校の学校規模適正化に係るスクールシャトルバスの運行につきましての債務負担行為の補正ということでございます。両校の往復をするのであれば、そのバスの名称をシャトルバスとしてはどうかというふうなご意見を頂戴いたしました。運行の目的をより明確化するために、バスの名称をスクールバスからスクールシャトルバスというふうなことで変更させていただいておるところでございます。

また、バスの運行は、適正化、統廃合に限定せず、全市的なスクールバスの運行を検討すべきであるというふうなご意見も頂戴いたしておりました。今回のバスの運行につきましては、通学路の安全確保のために運行させていただくということで、その通学路が激変緩和というふうなことで、その安全確保の対応がなされるまでの間の経過措置と考えておるところでございます。

また、ほかに通学距離が遠い地区もあるというふうなことで、その辺との兼ね合いはどうかというふうなご指摘もございました。それで、3ページにお示ししてございますが、四日市市スクールシャトルバス運行基準案第2条に定める基準を上回った地域につきまして、バスを運行させていただきたいと考えておるところでございます。

それと、受益者負担について検討はどうであるか、こういうふうなご指摘もいただきました。バスを利用しても現在の通学環境より保護者、児童の負担が増すという状況においては、バスの運行を受益とみなして費用負担を求めることは難しいと考えてございますので、よろしくご理解を頂戴いたしたいと思っております。

また、通学路の安全整備が確保されればバスの運行を終了することを明確に約束すべき

であると、こういったご指摘もございました。これは、現在、地元関係者、保護者との通学路の視察も踏まえまして、児童の安全確保のための必要な通学路の整備箇所と内容について協議をいたしております。通学路の整備に伴い、それが完了した時点には、また関係者と協議をさせていただいて、その運行を終了するというふうな考え方のご理解も頂戴しておるところでございます。

続きまして、3ページでございます。

こちらは、四日市市スクールシャトルバス運行基準の案でございます。先ほどご説明申し上げましたが、下線部が、議員説明会などご指摘をいただきまして、修正を加えさせていただいた部分でございます。

続きまして、4ページでございます。

こちらは、スクールシャトルバスの運行ルートの案でございます。以前にもお示ししてございますが、記載のとおり、登校時は対象地区の子供たちがバスの発車時間である朝7時50分までに現在の三浜小学校に集合いたしまして、地図上の赤線の経路をバスに乗ってヘルスプラザまで行きます。逆に、下校時は、低学年と高学年に分けまして、それぞれヘルスプラザを14時55分、15時40分の発車ということを想定しておるところでございます。

5ページでございます。

こちらは、去る11月19日に現場視察をいただきました際の経路をお示しした地図を添付させていただいておるところでございます。

説明は以上でございます。

○ 石黒学校教育課長

引き続きまして、学校教育課分について説明をさせていただきます。

4ページをごらんください。

○ 日置記平委員長

どの4ページ。

○ 石黒学校教育課長

先ほどの予算常任委員会資料、一般会計補正予算（第4号）というものです。一番最初に見ていただいたものです。

少人数学級拡充事業費、上に四角囲いで表示してございます。この事業につきましては、いわゆる四日市少人数学級というふうな事業であります。当初、昨年度の予算編成時には、小中合わせて21名の講師が必要ということで予算をお願いしておりましたが、実際の配置時には19学級であったということで、2学級減少になりました。結果的に2名分の講師、1名分400万円掛ける2の800万円が不必要になったということで、減額補正をお願いしたいという内容でございます。

引き続きまして、8ページをお願いします。

こちらは、債務負担行為の補正予算でございます。学校教育IT推進事業費ということで、1人1台パソコンと言っているものなのですが、この基本ソフトウェアが今現在、ウィンドウズXPを使っております。このマイクロソフト社のサポートが平成26年4月9日をもって終了ということで、セキュリティー更新プログラムの提供が停止されるということでございまして、26年4月に、より強固なセキュリティーを確保することから、教職員用パソコンの更新を行うということで、1560台分、費用負担で900万円の補正予算をお願いするという内容でございます。

以上でございます。

○ 小垣内スポーツ課長

スポーツ課、小垣内でございます。よろしく申し上げます。

まず、予算常任委員会資料、一般会計補正予算（第4号）7ページをお願いいたします。それと、教育民生常任委員会関係資料、資料1の1ページをお願いいたします。あわせてご説明させていただきます。よろしいでしょうか。

運動施設整備事業費、運動施設一般経費、城北テニスコート廃止関連経費の減額補正でございます。城北テニスコートの廃止については、当初、更地にして返還するということになっておりました。9月30日をもって城北テニスコートの一般公開を終了し、10月から、その撤去工事に向けて工事を進めてくる中で、地権者さんから現状のままで返還してほしいという申し出があり、協議を行ってきました。この後、議案第138号で無償譲渡の議決をいただく議案を出しております。撤去費、解体工事費で4190万円、それと、早く土地を返還することができ、1月から3月分までの3カ月分の賃借料274万1052円、これが不用となりますので、合計4464万1052円を減額補正として計上いたしました。よろしく申し上げます。

以上でございます。

○ 吉田指導課長

おはようございます。指導課の吉田でございます。

一番最初から、第4号というこの資料の9ページ、そして10ページについてご説明させていただきたいと思います。

まず、9ページでございますが、少年自然の家等を使いまして、市内の小中学校の児童生徒が行っております自然教室のバスの借り上げ料でございます。この自然教室は、4月当初から1年間かけて活動するものでございますので、平成26年4月からの実施分として、この補正予算のお願いをさせていただいているところでございます。対象は、そこにも書かせていただきましたように、小学校5年生が1泊2日、中学校1年生は2泊3日の予定で行う予定でございます。

続いて、10ページのほうをごらんください。

学校図書館いきいき推進事業の業務委託費でございます。このことにつきましては、そこにも書かせていただきましたように、総合計画の基本目標5の中で、子供の読書活動を推進するために、図書館司書の充実など、学校における図書館環境の向上ということ掲げております。この事業は、本年度で一応一旦取り組みとしては終わるんですが、また来年度以降の3年間につきまして実施をしていきたいというふうに考えておきまして、学校、それから保護者、子供たち、地域の方々のご協力をいただきながら対応させていただきたいと思っております。3年間の分で、プロポーザルによって決定をしていきたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○ 川森図書館長

市立図書館の川森でございます。よろしくお願をします。

私からは、同じ資料の12ページ、13ページをごらんいただきたいというふうに思います。

図書館のほうで、来年4月1日から図書館システムの機器の更新を要請しているところでございます。12ページにつきましては、それに伴います業務用端末の機器の保守業務につきまして、そして、13ページにつきましては、システムについてのトラブル発生時やその復旧のための保守業務ということで、それぞれ平成30年度までの債務負担をお願いするものでございます。予算額はそれぞれに記載させていただいておりますとおりでございますけ

れども、いずれも平成19年度が前回の更新でございましたが、この費用を下回るといふうに見込んでいるところでございます。

説明は以上でございます。

○ 日置記平委員長

議案第73号の教育委員会関係部分については、今説明していただいたとおりでありますので、説明の部分の中で委員の皆さん方のご質問はありますか。

○ 芳野正英委員

順次聞いていきますが、まず、第4号の資料の10ページの学校図書館の債務負担行為ですけれども、内容として八つ挙げていただいていますけれども、読み聞かせなどの読書活動推進という部分で、これはそれぞれ予算の内訳だと思うんですけど、具体的にどういう中身があるんですかね。例えば、今、読み聞かせなんかもほとんどボランティアでやっていただいていると思うんですけど、それに対して予算措置というのはどういうふうになっているのか、お聞かせいただけますか。

○ 吉田指導課長

ここの中で、そのような読み聞かせというのは、ボランティアの方ももちろんいますし、派遣を委託事業でやらせていただきます司書の方によるブックトークというようなところもありますので、これは、内容的なこと、この項目ごとの積算ということではございませんので、市内の60校の小中学校に、それぞれ大体週1回程度ですけれども、派遣させていただくための予算化の内容というふうに考えていただけるとありがたいんですが。

○ 芳野正英委員

4年で大体1億2000万円弱ですから、そうすると、結構年間でいっても予算はついていくと思うんですけど、そうすると、大きくは司書さんの人件費になるんですか。

○ 吉田指導課長

いわゆる学校図書館業務委託料という形で、そのほとんどが、もう九十何%という形で委託料として上げさせていただいているところでございます。あとは、学校図書館いきい

き推進検討委員会というのがございますので、各学校の専門性の高い方に集まっていたいて、今後の活用の予算、それから改善すべき点などを話し合いながら進める旅費が、本当、数万円あるだけですので、それ以外は全てこの司書の方の配置に使わせていただいています。

○ 芳野正英委員

実質平成26年度からだから、3年間で1億2000万円弱ということは、大体年間でも4000万円ぐらいなので、かなりの司書さんの配置をこれはしていただけると考えていいですか。巡回されると思うので、小中学校に配置されると思いますが、年間大体何人ぐらいの司書さんを配置してるんですか。

○ 吉田指導課長

申しわけございません。各校に1人ずつ一応配置するんですけども、おっしゃるとおり、学校を兼ねておりますので、今ちょっと何人という延べ人数では、手持ちに今資料がございませんので、すぐにお答えできないので申しわけないんですが……。

○ 芳野正英委員

そうしたら、また後ほどでいいので、予定なのか、もしくは平成22年度からの実績でもいいので、大体同額だと思いますが、それをまた教えていただきたいのと、最後ですけども、読書の推進計画もあると思いますが、更新は今のところされていないと思いますが、せっかく平成25年度から28年度でやっていく上では、やっぱりこの前一般質問で指摘させてもらったように、読書活動の推進にもう少し力を入れていただくような形で、私、これは高いとは思ってなくて、もう少し予算を増額すべきやと思うし、こういうことはもっと充実させていっていいと思うので、しっかり計画をつくってやっていただきたいと思います。要望として、お願いします。

○ 山本里香委員

今、芳野委員のほうから学校図書館の充実をというような話が出たんですが、資料は、今までの実績と、今後は多分、今までと同じような形での金額設定なのかどうかということのを伺いたかったんだと思うんですが、10ページの資料の中にも、目的の中段のあたりに、

全国学力・学習状況調査などから読書に対する意識等が向上しているといった成果が出ているというふうな形で書かれているんですけども、皆さんと一緒に視察をした能代市では、各学校に市の直属の図書館司書さん、小中学校に配置されていました。これは、予算も相当大きいという中でとてもそこまでいけないかな、巡回をして、掛け持ちをして、そして、外出しをした図書館司書さん、司書の免許をちゃんと持っている方に来てもらっているんだと思うんだけど、そういう方に来てもらっているわけですが、そこら辺、これが決まれば3年間固定されるわけですけど、今後、そういった図書活動、読書活動は大変必要だし、効果的だし、重要であるということは認識してみえるとして、学校図書館に司書の配置というのは、きちんと直属でつけていたというのは私、すごいことだと思うんですが、そういうふうな考え方というのは行く末持ってみえるのか、全然ないのか、そこら辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○ 吉田指導課長

今のご質問については、そこまでのことはちょっと検討はしておりません。芳野委員がおっしゃられたように、今、週1回を原則としておりますけれども、学校現場のほうからも、もうちょっと回数をふやしてほしいとか、そういう要望はもちろん出ております。ただ、現状として、今、かなり質の高い授業として子供たちにも喜んでもらっていますし、保護者の方にも、地域の方も一緒に入りながら、学校と一緒に運営をさせていただいているところがありますので、充実を図っていきたいということには間違いありませんが、明確に市単でこのような形をとれるかどうかというのは、まだ今後ずっとしばらく考えていかざるを得ないことかなというふうに考えます。

○ 山本里香委員

お金のかかることですが、今までのことよりも、今回の債務負担行為、今回の事業で拡充をしていくのかどうかということが、先の一人一人ということは私はいいことだと思うけど、そこまで急に飛ばなくても、事業内容を拡大をしていくということかどうかということだけはここで確認をしたいと思うんです。目的としては、今、十分に理解も得られている。それは、だんだん今までも進んできたと思うんですけども、これを今回次に向けて少しでも進むという内容なのかどうか。

○ 吉田指導課長

もちろん拡充のほうは考えていきたいとは思いますが、何せ小中学校60校も抱えておりますので、1校統廃合の関係で60校というふうに考えて予算を編成し、さらに、消費税が上がるということも組み込みながら、この3年間のことを計画しておりますので、ちょっと様子を見させていただきたい。将来的にはそういう充実も考えていかなければいけないというふうには思っております。

○ 山本里香委員

それでは、確認をしました。今回のこの提案は現行維持、金額は現行同様と、内容のところではそれを上回ることは考えていただけるだろうけれども、形としては現行維持という配置の形ということで確認しました。

○ 中川雅晶委員

私も、この学校図書館いきいき推進事業、これに全然異議があるわけではなくて、推し進めていただきたいという思いで、これは何年間やっておられて、多分いろいろこの事業に関して学校現場と、それから司書さんとか、派遣されている方々との、また、ボランティアの方とのいろんな課題とか検討をされているとは思いますが、どういうことが課題で議論されているのかというのをぜひ出していただきたいという要望と、この中にも調べ学習などの授業支援とかというのも入っていますし、現場というか、授業とか、それから、教員の方との連携とかというのを推し進めていただかなきゃならないというふうに思いますし、また、家庭の読書推進とかというのも入っていると、子供たちが継続的に読書をしていくような、何かプラスの施策もそろそろ必要になってくるのかなって。例えば、それぞれ子供の読書の履歴がずっとわかるような、カルテと言ったらまたちょっと語弊があるんですけど、そういう読書何とか手帳とか、子供たちがどういうものに興味を持っているという傾向性だったりとか、こういうものをさらに詰めていくと知恵の要求に応えられるとか、多分いろいろノウハウがあると思うので、そういう掲げられたものを一つ一つより発展するような施策もぜひ今後考えていただくような、積極的に進めていただくことの要望だけです。

○ 中森慎二委員

ちょっと今まで出た質問と重複するかもわからないんですが、あらかじめ確認をしたいのは、平成22年度から25年度で行われた債務負担行為の予算額というのは幾らだったんでしょう、この事業に対する。

○ 吉田指導課長

平成22年度が3826万2000円、23年度が3825万2000円、24年度が3825万3000円というふうに決算させていただいております。

○ 中森慎二委員

そうすると、債務負担行為なんだけれども、これで契約行為に及ぶので、改めてちょっと聞きたいんですが、中川委員がおっしゃったようなことが契約条項に盛り込まれていなければ実現しないわけじゃないですか。そうすると、この予算額、ほぼ同額ですよ。そうすると、新たな今までやってきたいきいき推進事業業務委託の実施状況の中でさらにいろんな課題があるということが明らかになっているというのであれば、やっぱりバージョンアップした内容で債務負担行為を求めて契約行為に及ぶというのが流れじゃないかと思うわけですよ。そうすると、大枠の中では、予算額が前回の債務負担行為と余り変わっていないのであれば、そういうバージョンアップ的な要素というのは非常に希薄なのかなという感じがするので、そうすると、皆さん方から出ていた意見が、実現に向かって近づくような債務負担行為の予算取りになっていないんじゃないかというような気がするんだけど、そこら辺は危惧だけの話なんですね。中身としてはバージョンアップをしていくという方向の検討をされての予算づけになっているというような理解をしたらいいんですかね。

○ 葛西教育監

教育監の葛西です。

ここの10ページには、内容としまして、(1)から(8)までの8項目の項を上げてございます。私どもも、今回については、消費税が上がりますので、それによって実質的に減ることがあってはならないということで、その分も確保した、前回の債務負担と同じというような、金額については同じです。

ただ、今回は、この八つの中から特に読書センターの機能の充実というふうなことで、

やはり先ほどお話も出ましたテーマコーナー、それから新しい本だとかお勧めの本、こういうようなものの展示をしっかりとやっていきたいと。

それから、二つ目に家庭読書の支援、これが今、課題となっています。学校では結構読むんですけども、なかなか家庭に帰ってまで本を読まない、読めないという、そういう状況がございます。このところをやっぱり切り込んでいきたいというふうに思っております。

それから三つ目が、学習情報センターとしての機能の充実、これは調べ学習になります。子供たちがいろんなことを調べて、そして、その中から適切なことを選んでいけるという、そういうふうな授業をやはり進めていきたいということを思っています。

この三つをポイントに置きながら、特にこれらのことにつきましては、学校図書館いきいき推進委員会というものを年4回ほど開催します。その中で、こういうふうな取り組み方、あるいはこういう事例があるということ、いわゆる読書活動の推進校、ここに実施をしたものを、ここでさらに練って、さらに各学校へ提供していくと、そういうふうなところで、こういうふうなソフトも考えながらさらに充実させていきたいというふうなことで、内容のほうを深めていきたいというふうに考えております。

○ 中森慎二委員

それはやってもらえばいいんだけど、ただ、その予算の裏づけというものが一体となっている事業だとすると、特に司書さんの部分というのは、マンパワーとしての人件費がめちゃくちゃ高いと私は思うんだけど、それらのことが従前の平成22年度から24年度の債務負担行為の予算取りとしての実績部分とほぼ同じ、消費税のアップ分ぐらいを乗せたぐらいの予算取りの中で、今、教育監がおっしゃったことが実現できるのならいいんだけど、その辺のところ、私はよくわからんわけですよ。だから、そこら辺のところは今後、この債務負担行為の額で、これは限度額ですけども、言ってみえることが実現できるというところをちゃんと示していただく必要があるんじゃないかなと私は思うんですね。

○ 葛西教育監

このことにつきましては、学校の教職員と、それから図書館のここに入ってくる司書と、いわゆるどういうふうに情報交換をして、そうした話し合いをして進めていくかというふうなところが一つ大きなポイントになってくると思います。それから、推進委員会、

ここでかなり質の向上に向けての話し合いもしていきたいと思っておりますので、この場にそういうふうな図書館の司書を中心としていろいろ指導される方がおりますので、そういう方も入っていただいて、さらにどうやってしていくかというふうなところについて議論を深めて、それらを学校と司書とともに進めていくような、そういうふうな体制づくりをひとつ今していきたいというふうにそれは考えております。

○ 中森慎二委員

もうこのぐらいにしておきますが、ちょっと質問のイメージがつかめていないんですよ。学校現場の教職員の方々、あるいはいきいき推進委員会のかかわりと、この司書さんたちの部分というのは、大きく全体の流れ、どういう組み合わせになって、どういうことを目指して動いているのかというのがちょっとわかりにくいわけですよ。そこら辺をちょっとまとめた資料を一度、どういうことを実現場ではやっていただいているのかと、そのためのこの予算取りというのはどういうものなのかというものが少しつながるようなものにしていただきたいなと思うので、これは資料としてお願いしたいと思います。

○ 葛西教育監

わかりました。

○ 芳野正英委員

終わってしまったんですが、ちょっと疑問に思えてきたんですけど、司書さんだけ債務負担行為で3年とか4年の長期でやっていくんですか。毎年の予算立てをとっていくのが何でだめで債務負担行為にしたんですかね。

○ 葛西教育監

このことにつきましては、当初、平成17年度から司書さんを入れさせていただきました。そのときから毎年1年ごとに更新をさせていただいたわけなんですけれども、やはり1年ごとというふうなことについては先が見通せない。要は、3年間のそういうスパンであれば、この3年間の間にこういう目標を立てて、今でしたら内容が八つございませけれども、内容八つについて3年間の中で見通してやっていきたいという、それがやっぱり安定してやれるというふうなことで、債務負担としてとらせていただいたというふうにして記

憶しております。

○ 芳野正英委員

そうすると、子どもの読書推進計画を、今のところまだ手直ししていませんけど、本来なら、そこと連動させて、この3年間こうだったから、次の3年間とか4年間かわかりませんが、その契約にしてもやるべきだと思うんですよ。さっき葛西さんもおっしゃっていましたが、推進校だってふえていないわけじゃないですか。4校やったか何校か指定していますが、僕が2年前に一般質問してからふえてもいないでしょうし、何ら手直ししていませんよね。こういう更新の時期のときに、結局、前年度の引き継ぎで、課長も、質問しても過去の実績もすぐ答えられないということは、そのまますぱーっと何か流れているだけじゃないんですか。契約期間は、確かに3年あれば司書さんも計画的にできると思いますから、それだったらそれで、教育委員会も、その3年でどういう読書活動を推進するかというのを、方針を立てるべきだと思うんですけど。子供の読書時間の目標設定ももう少し上げるべきやという提言もさせてもらいましたが、その辺も何も進んでいませんよね。推進校を広げる可能性もあるのにやっていないし、検証自体も、3年やってきたこの平成22年度から24年度の検証、課題、そういうのも全然何もしていないんじゃないんですか、読書については。

○ 葛西教育監

ちょうどこの3年間の数字というふうなことは、ちょっと私、持ち合わせていないんですけども、一つには、平成16年度の司書の派遣前と、それから、今の24年度で、子供たちがどれだけ本を読んだというふうな、その冊数、例えばこの冊数からいきますと、平成16年度は、小学校で子供たち37万796冊と、平成24年は65万6292冊ということで、この6年間、17年度からですから、約2倍に冊数はふえています。それから中学生では、これは約3倍の数値が出てきています。ということは、司書を入れて、それから積み上げてきて、この3年間というふうな数値はちょっと申し上げられませんが、この中では一定、子供たちがやはり今までの2倍、3倍の本を読むようになったということは、これは一つ事実としてあるということは思っています。

それから、あと、読書の時間につきましても、ご指摘を受けましたから、私どもも、どうやって子供たちの読書時間を把握していこうかということにつきましても、例えば、小学

校、中学校とも2時間以上だとか、それから1時間以上2時間未満とか、30分以上1時間未満とか、10分以上30分未満、10分より少ないという、そういうふうな段階で、子供たちがどの程度どこにいるのかというふうなことで把握するようにしました。このところをやっぱりしっかり見ていくことによって、例えば、10分以上30分未満という、こういうレベルが、小学校は4年生、5年生、6年生が四日市市では47%から48%、45%、5割近い子供たちが10分以上30分未満本を読むと。ところが、全国平均ですと、これは25.7%ぐらいというふうな、そういう数値も出ています。そういうことからいうと、四日市の子供たちは、本を読む時間も全国の子供たちに比べてやはり多少多くの時間を読んできていると。これも、中学校になるとこれが顕著に出ていまして、10分以上30分未満ですと、全国は21.7%の子供が読んでいると。ところが、四日市の子につきましては60%の子が10分以上30分未満、決して多いとは言えませんが、全国的な傾向の中で一定本を読んでいるという、そういうふうな数値的なところについては把握をしておるところです。

一方、これからは中身なんですけれども、その中身については、先ほど申し上げたところについて、やはり質的な目標も考えながら、この3年間で取り組んでいかなきゃならないというふうな、そんなふうな課題を私どもしっかり持って取り組んでいきたいと思っております。

○ 芳野正英委員

実績の部分はよくわかったんですよ。例えば、学校なんかでも、朝の時間に10分、読書に取り組ませるとかというのはやっているんで、そこはわかるんですけど、だからこそ、教育委員会としての目標で、実績がせっかくついてきたのであれば、さらに高い目標を、もう一回今年度から28年度まで契約をするのであれば、その司書さんと相談をしてでも、計画を積み上げて、さらにさらに充実をさせていくということをしていくべきだと思うんですよ。だから、決してこの額が高いとも思っていないし、僕はむしろ高くしてもいいと思うし、反対はしないです。債務負担行為がそういう3年でやっていく、それはしっかりと長期間司書さんがしていただけるためだというのなら、そこはもう認めるので、むしろ計画の部分をしっかりとやって連携をしていただかないと、前年度と同じような形でずっと続けているだけでは意味がないですよということ。もう少し充実をさせるためにちゃんと計画も練り直して整備をすべきだと思うので、ぜひ来年度当初に間に合えば、今からでもその計画をもう一回練り直していただいてもいいですし、来年度中にそれをもう

一回、読書活動推進計画の見直しに着手をしていただけるのか、その辺、教育長、いかがですか。

○ 田代教育長

子どもの読書推進計画、これが前回、芳野委員のご質問の中で、私ども、一度この委員会の中でかなり議論しましたということをお伺いしました。これは、実は、きちっと指導課長や教育監、今、実績等言いましたけど、私は、子どもの読書推進計画でこれまでやってきて、今つくり変えていますけれども、これまでの推進計画の中で一番進んだのがこの分野かなと実は捉まえているんです。それだけ逆に言ってみたら、ほかの分野がもうちょっとしっかりやらなあかんということも言えるかわかりませんが、県下の中で図書館司書を週1回でもこうやってきちっと派遣してやっているというのは、県下の教育長会議なんかで聞いてみたところ、四日市が一番進んでいるほうなんです。

今言われた毎日というところまではいっていません。ただ、推進計画の中でもう一步踏み込んでというときに、例えば、読書したときに、今言われましたように、それをどうやって授業に利用していくかと。今言いました調べ学習についても、今まで割と読書といったら、国語がどちらかというとメインになっているような実態もあるように私は承知しています。それ以外に、もう少しほかの科目でも、いわゆる調べ学習という意味で、むしろ学校の教師、子供もそうですけれども、司書の方に頼るんじゃなくて、もちろん相談しますけど、司書の方を先生たちと一緒にどうやってその人たちの力を引き出すか、使いこなすかということにポイントを移していく必要があるように思います。そのためには、調べ学習をやっていく上において、こんなこと、あんなことということをもうちょっと学校の先生方の中に浸透させる必要があるかなというふうに思っています。

予算は確かに、今お答えしましたように、これをしっかり継続していくことだけでもなかなか大変かなと。といいますのは、実は、前にもお話ししました、子どもの読書推進運動というのは、学力向上のために三重県が読書というのは一つのキーに実はなっているんですよ。でも、まだほとんど聞こえていませんけど、むしろ四日市はこうやって朝10分から長くても30分とか、そういうことをこうやってやっていますよということを説明もさせていただいていますけれども、そういう中での状況になっていまして、この読書は、本当に学力向上にも結びついていると。考える力をつける、そして、読書が終わった後、例えば1分間スピーチ、子供が話を聞いて感想をまとめるとか、こういうのにもつなげていく

ということを少しずつやっています。

○ 芳野正英委員

1校しかやっていませんよ、それは。

○ 田代教育長

そこら辺のところをもっと広げていくということが必要なというふうなことで思っています。だから、もうちょっと読書について、学校の先生方にも、この読書、調べ学習、図書館司書、これを活用するような形でもっと浸透させて、内容も充実させていく。教育監が言った内容も踏まえて内容を充実させていきたいというふうに考えております。

○ 芳野正英委員

もう実績はわかっているんです。だから、さっきも言ったように、1分間スピーチも、3年ぐらい前から1校しかやっていなくて、ふやしていないじゃないですか、それも。だから、計画でしっかりとふやすようにやってくださいということだけ要望して終わりますので、しっかりまた取り組んでください。

○ 森 智広副委員長

この司書の契約なんですけれども、司書契約の相手先というのは協会なんですか。司書を個別で頼むんですか。派遣会社ですか。この契約先というのはどんな現状、現実ですか。

○ 吉田指導課長

今現在、現行のものはリブネットという会社のところから派遣をしていただくという、配置をしていただくということです。

○ 森 智広副委員長

これは人材派遣会社ですか。

○ 吉田指導課長

いわゆる図書館の司書を派遣する専門の会社でございます。

○ 森 智広副委員長

これは、次はまた入札になるんですか。

○ 吉田指導課長

プロポーザルを予定しておりまして、幾つかの業者が多分手を挙げてくると思いますので、その中で選考基準ごとに意見をもとに決定をしていくということでございます。

○ 森 智広副委員長

資料の関連ですけど、中森委員がおっしゃったように、指揮命令系統とか、大体どの責任を持っておるといのがちょっと余りわからないんですけども、例えば、プロポーザルでしたら一定の提案をされるわけですね。こうしていくほうがよい、例えば、もう一方で、学校図書館いきいき委員会というのもあって、どういった組織というか、指揮命令系統で司書の方が動いていくのかということのも、今でなくてもいいですけど、中森委員の体系図の中に盛り込んでいただきたいなとは思っています。

○ 吉田指導課長

そのように組み込みさせていただきます。

ちょっと説明不足で申しわけないんですが、いわゆる検討委員会のほうは教職員の集まりでやっておりますので、実際に行っていないときの活用の形とか、それこそ日ごろの委員会活動、子供自身がみずから主体的に動くという部分のいい取り組みがないとか、そういうことを集めて、いいものを発信していくという、そういう形ですので、そこはちょっと違うんです。

学校は、配置しております司書の方に対して、もちろんこういうことも頼むねということをするんですが、リブネットという会社のほうからも指導員たる方も必ず定期的に回ってきてまして、その方とこういう課題がある、こういうふうにしてほしい、もっと子供たちが寄りつきやすいような配置とか工夫を、ポスターとか、いろんな掲示物も工夫してほしいと、そういうような要望をしながら、1年間ずっと進めていくということでございます。

○ 森 智広副委員長

そういった内容、資料を見せていただければと思います。何か提案する主体が結構たくさん出てきたので、どれが本当の軸になってやっていくのかというのがちょっとわからないところもあったので、またその部分の資料をお願いします。

○ 中森慎二委員

話は変わりますが、よろしいですか。

○ 日置記平委員長

はい。

○ 中森慎二委員

スクールシャトルバスの予算の関係、債務負担行為ですが、きょういただいた教育委員会の資料の2ページのところに、これまでいただいた指摘事項とその対応という項目が5項目整理していただいているんですが、その中の一番下段のバス運行の終えんという部分について委員会としての指摘をしてきたかと思うんですが、その指摘後の対応の中のくだりのところ、通学路の整備に伴いバスの運行を終了することについてはご理解をいただいておりますということなんですが、通学路の整備というものの定義が何なのかということと、その見通しというものをどう考えているのかということのを改めてお伺いしないと、スクールシャトルバス運行事業の終期というものが全く中途半端なものになってしまうおそれがありますし、この事業がスタートしてしまうと、途中から切るということは非常に難しい話になると思うんですよね。ですから、どういう条件整備が整ったという部分がこの終えんになるのかということのを改めてちょっとお教えいただきたいんですが。

○ 城田教育総務課長

スクールバスの終えんの条件というか、どういった整備がなされたときと、こういうご質問を頂戴いたしました。先だつての11月19日、現場をご視察いただきまして、その際にもご質問を頂戴した項目かと記憶しております。

従来から、塩浜街道と経路等を4カ所ということでお示しさせていただいておったと思うんですがけれども、具体的に申し上げますと、塩浜街道の東側の歩道、そして、港屋さん、お店の名前を出して恐縮でございますが、その北側の道路、そして、市道追分石原線の横

断、そして、ヘルスプラザの西側の道路の整備というふうな形でお示しさせていただいて、現段階ではそういったところを経路として考えていこうではないかというふうなお話を頂戴しておるところでございます。

ただ、もっとよりよい安全な、安心できる通学路がないかということで、今、その関係者及びPTA等も協議、検討させていただいておる状況ではございますが、今の段階でございますと、前、ご視察いただきました経路のところを通りましての通学かというふうに考えておりました、そこの整備を順次していただく中で、安全が確保されたというふうな判断がなされれば、協議をさせていただく中で、それでもって終えんというふうな形を考えておるところでございます。

○ 中森慎二委員

質問にまだ答えていない部分がある。

○ 城田教育総務課長

大変失礼いたしました。説明不足で申しわけございません。

具体的な箇所ということで今申し上げましたが、実際、もっとよりよい、より安全なところを今模索しておるところで、先だつての19日の所管事務調査の際にご指摘いただきましたご意見、例えば具体的に言いますと、西側の道路はどうなんだというふうな意見も頂戴いたしました。そして、あと、いろんな、歩道の区分をして、より明確に安全性を保ったらどうかといったようなご意見も頂戴いたしました。その辺の実現性を踏まえまして、実際、どの経路がいいのかということをお協議させていただいております、現段階で申し上げまして、この4カ所が一番よりよいというふうなことでの判断を今させていただきますが、そこ以上にもっとよりベター、ベストの安全な通学路を、ご意見を頂戴いたしました部分も踏まえまして、今検討させていただいております。そういう状況でございます。

ですから、まだご質問にお答えしておらないかも知れませんが、現段階では、今までお示しましたところの……。

○ 豊田政典委員

答えになっていない。

○ 城田教育総務課長

済みません。

○ 寺村副教育長

資料の5ページの、先だって11月19日に委員の皆様に見ていただいたかと思う資料の具体的な4点といいますと、このページの、これは地図で言うと下側、ページで言う右側のあ、い、うとか、この辺、まず、あが塩浜街道の歩道の整備ということで、現時点で地元の方は、最終的には塩浜街道に出て通学するのが一番安全やというふうに認識しておられます。そこで、歩道のほうの街路樹であるとか花壇であるとかいうようなことも、撤去するのか剪定でいくのかというふうなことも、今まだ地元のほうでも少し検討をいただいております。準備委員会の中の委員さんによると、撤去して完全に見通しができるようにというふうなこともありますけれども、緑化の観点もありますので、地元のほうでもそういった協議をしていただいております。

それから、いのところが、先ほど、これは追分石原線に接する手前の部分を鍵型に曲がって、ここが通学ゾーン、通学路のゾーン表示とかいうところをご要望されております。

それから、うの部分が、追分石原線を、今、横断歩道があるんですけども、それに信号がないということで、信号の設置、これも対応していかねばならんと。

それから、それを渡った後、ヘルスプラザの西側のほうのスクールゾーンの表示と、こういうような4カ所を現時点では整備すれば、地元の方にも安全にというところでご了解いただけるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○ 中森慎二委員

話は二つあるように受けとれたんですね。だから、あ、い、うの指摘をされた通学路の危険箇所の整備を早くして、スクールシャトルバスの運行を早く中止できるようにいろいろとするという考え方なのか、また別の通学路を模索していると、そういうことになるかと、シャトルバスが運行しても、あ、い、うの整備は入らないと、そういうことなんですか。そこがちょっとよく僕はわからないんだけど。

○ 寺村副教育長

説明が下手で大変申しわけありません。

このあ、い、うは、当面、今度の4月からここを通うという中で、その4月からの部分については、先ほど城田課長がお答えしましたように、まだ歩道の整備であったり信号であったりというのは実現しておりませんので、もう少し塩浜街道の、現行、塩浜小学校へ通ってみえる方たち、塩浜街道の西側の部分ですね。塩浜本町のあたりとか、その子供たちが通っておる部分を通学していただけないとか、そういったような協議を、そちらのほうは私どもとしては現時点で、より安全かなど、歩道の整備等ができていない現状ではですね。そういったことを地元の方と協議していきたいというのが現時点の状況です。

塩浜街道は、最終的には整備したら、皆さん、塩浜小学校へ通うに当たってスクールバスはやめていただいて、当然やめることについての理解をいただいております。

○ 中森慎二委員

今、塩浜本町の子供たちは塩浜小学校に現に通っているわけですね。そのことと、三浜小学校の子供たちの通学の話では別の次元のことだと私は思うんですよ。統合しても、何も塩浜本町の子供さんたちは変わらないじゃないですか。今も通学してもらっているわけですね。ただ、根本的な危険という箇所があるという、潜在的なものがあるとするれば、それはまた別の認識ですけれども、だから、要は、三浜小学校に着くシャトルバスがどういう状態になったときに終結できるのかということの考え方の整理がもう一つできていないような気が私はするんですよ。

ヘルスプラザのところの、うのところの横断も、現実、塩浜本町の子供さんたちだって横断して通っている子供さんはいるんでしょう、現実には。いないの、それは。いないの。塩浜本町の子供さんはどうやって通っているの、今。ここ通らないんですか。

○ 寺村副教育長

図面で大変説明しにくいのであれなんですけれども、塩浜本町の方たちは、追分石原線と塩浜街道が交差する少し西、図面でいうと少し下になるわけですけど、ここに隧道、塩浜街道へ出ずに住宅街の中の通りを歩いて、隧道を歩いて、追分石原線の、図面で言うと右側へ出て、それからさらに右へ出ると、また陸橋があるんです、ヘルスプラザの前を通

る道のところに。今ここを通っていただいているというところで、今の、あとか、いとか、うというところは、現在、塩浜小学校へ通っている方が通っているということではないです。

以上でございます。

○ 中森慎二委員

わかりました。

じゃ、基本的内容の整備が三浜小学校の子供たちのスクールシャトルバスの運行を終えんする条件なんだというふうに理解するのであれば、この整備がどれぐらいの目途でできるのかという話を、おおよそでも考え方を示していただく必要があるんじゃないかということをお願いしておきます。

○ 寺村副教育長

私ども、ここの塩浜街道は県道ですので、南署の前の四日市庁舎ですか、あそこの建設事務所へもお邪魔してきまして、塩浜街道の街路樹とこの辺の整備についてどのような見込みかということも、この秋には一遍お伺いしてきました。

その中で、建設事務所さんがお答えいただいた中では、年間の予算が2000万円ぐらいやというようなことを聞いております。これは、ふえることはなかなか、来年、再来年度どんどん膨らんでいくということは、もう予算の確保は非常に難しい、マックス2000万円、現状は維持できればいいのかなというふうな感想でございました。

それと、塩浜街道、両側に歩道があります。その両側をずっと地元の方のご要望に応えていくには、10年2億円というようなことを、これも定かな数字ではないということだけご了解いただきたいんですが、建設事務所さんの口から出た言葉では、両側をすると10年2億円と。例えば、子供たちが通うのは両側にせんでも片側、東側だけでもということであれば、5年ぐらいが一応建設事務所さんが考えてみえる予算的な規模と作業のスケジュールかな、そういったことなのかなという感触を得てまいりました。

それから、うのところの信号につきましては、もともと追分石原線と塩浜街道の交差点の信号があつて、さらに昭和四日市石油からの踏切の信号があるというようなところで、非常にそこが信号が近接しておるところへまた三つ目の信号ということになると、位置はもう少し今の信号より離れたほうがいいのかというようなことも公安委員会からのご意

見としてはいただいておりますが、公安委員会のほうとしても、設置する場所を地元の方と十分要望いただいた上で協議して決まれば、できるだけ早く対応させてもらいたいというようなことも伺っております。

以上でございます。

○ 中森慎二委員

ほかにも委員さん、意見がある方もみえると思うんです。ここで私はちょっと終わります。

○ 豊田政典委員

スクールバスについてはたくさん質問があるので、今は関連部分だけ聞きますが、中森委員とのやりとりで、安全のための交通整備ということで、あ、い、うになっておるみたいですね、これが条件だと。文書にしてほしいんですけど、まだ時間がかかるので。

一つお聞きしたいのは、あとというのは塩浜街道、これはこの場所だけじゃない話ですね、この説明を受けると。街路樹剪定を検討しているとか、このあ、い、うのところは、今の塩浜小学校の子供は歩いていないという説明はきょうはされましたが、今まではそうじゃなかったと思うんですよ、議員の説明会。間違いないですか。説明が変わってきているんですけど。

(発言する者あり)

○ 城田教育総務課長

資料の4ページのほうをごらんください。太い赤が運行における経路でございますが、この左部分とかに細い赤がございますね。細い線、細い赤、そちらが通学路ということでご理解いただければと思います。ですから、馳出とか大池とか七つ屋は三浜小学校のほうへ行きますので、そのあたりに通って三浜小学校へ行きますが、今ご指摘の塩浜本町とかは、中のほうから、右から通学路のほうへ向かって出てくるという、こういうふうな状況ですね。先ほども副教育長がご説明させていただきました塩浜本町は、隧道をくぐりまして、歩道橋を渡って、ヘルスプラザの前を通って塩浜小学校と、こういうふうな経路というふうなことでご理解いただきたいと思います。

○ 豊田政典委員

そうすると、もう一回聞き直しますけど、あ、い、うのうち、い、う及び塩浜街道は、今の塩浜小学校の子供は1人も通学路にかかっていない、塩浜街道全般で。あはポイントだけじゃなくてと理解していいね。

○ 城田教育総務課長

ご指摘のとおりということで。

○ 豊田政典委員

そうすると、今までの説明と違うんですけれども、それはさておいて、あ、い、うについて、これが3ページの運行基準の第3条、徒歩通学への取り組みであり、また、第4条の運行の終了にかかわる条件だという説明でしたよね。ですから、あ、い、うそれぞれだということをまず明記していただくのと、それから、あはこれからどういうことをやっていくのか、いはどうなのか、うはどうなのか、今、口頭で答えられた部分も含めて、信号機の見込み、見通しであるとか、文書にしてください。待っています。

○ 城田教育総務課長

資料を作成させていただきたいと存じます。

○ 豊田政典委員

ほかも聞きますから、また後で。

これに関連して、11月でしたか、三浜小学校の子供が通学路を歩きましたよね。12月か11月か知りませんが、どんな感想だったか、少し紹介してください。

○ 城田教育総務課長

子供たちの感想でございますが、集団で歩いていただいたというふうな状況もありまして、そんなに違和感というか、そういうふうなものは感じられなかったというふうには聞いておりますが、ただ、学校へ行って、新しい学校での取り組みの中でのお話ということでございましたので、何かちょっとやっぱり遠足気分というか、そういう部分があったの

かなというふうに感じられる部分もございまして、また実際の通学というふうになりますと、いろんな面でのやっぱりストレスとか、そういったものも出てくるのかなというふうなことが思われるところでございます。

○ 豊田政典委員

課長の推測はどうでもいいんですけど、子供の感想として、例えば、歩道橋を歩いたりしていたのかな、今は。それがなくなるし、すごく楽だなという子供たちの声も聞こえてくるんですけど、その辺の子供の感想を教えてください。

○ 葛西教育監

子供の感想としましては、高学年の子供としては、先ほどご指摘のあったように、楽に感じた、近かったというのがございます。これは、七つ屋の子供たちが三浜小学校へ通う距離に比べて塩浜小学校のほうがやっぱり近いということでもあります。そういうところが一つ、ただ、ガソリンスタンドの前あたりがやはりくさかったと、それから、子供なりにもやっぱり危ない場所が幾つかあったと、そういうふうなことも子供たちは話していたというふうにして私ども聞いております。

○ 豊田政典委員

その感想とか、歩いたことは、それは何に活用するのか。それはP T Aの活動なんですか。何なんですか。

○ 葛西教育監

これにつきましては、実際に七つ屋と高旭の子供たちが保護者と一緒に通学路を歩いてみた。そして、その中で、歩いてみれば、やはりいろんな危険なことについても気づきますので、そういうふうなことを実際やってみたというようなことを聞いております。保護者のほうからは、やはり歩いてみて、例えば、プラタナスの落ち葉が多く滑りやすい、雨の日には特に気をつける必要があると、実際に歩いていくときにはこんなことに気をつけなきゃならないと。それから、児童が横断に躊躇していると、集団なので列が長く、企業等に入る車がやはり突っ込んでくると。

○ 豊田政典委員

その中身はもうわかった。

○ 葛西教育監

そういうふうなこともやはり全部意見を出されます。そうしたときに、実際、子供を歩かせるときに、この場所ではこういうことを気をつけなさいねとか、ここは1列で歩こうねとか、実際指導していく上でも、これはやっぱり大事なことになるのかなということ 생각합니다。そういうふうなことに向けて、七つ屋、それから高旭の保護者と子供たちが歩いたというふうにして、それをまた準備委員会に報告していただいて、さらにどうやってしていくかという次のステップへつなげていくものだと考えております。

○ 豊田政典委員

それは、主催は保護者会。保護者の有志。市は関係ないの。

○ 城田教育総務課長

そのときは、PTAが中心になりまして、自分たちで歩こうということで、学校の先生方にも一緒に歩いていただきまして、当然、私どもも随行させていただいたと、こういうことでございます。

○ 豊田政典委員

まとめを出してください。

○ 城田教育総務課長

子供たちの意見とか、そういったものを踏まえてということによろしいでしょうか。

○ 豊田政典委員

はい。

○ 城田教育総務課長

了承いたしました。

○ 日置記平委員長

ちょっと待ってください。休憩をいたします。30分再開にします。

11:18 休憩

11:30 再開

○ 日置記平委員長

では、再開いたします。

豊田委員がたくさんおありのようですので、要領よくまとめていただいて、要点をひとつご発言願いたいと思います。

○ 豊田政典委員

じゃ、後でと言いましたけれど、この際、まとめて少し時間をいただきます。

今お聞きしているのは、3ページの運行基準（案）の第3条、取り決めるということなので、それから、それができたら第4条で終了するということなので、その中身を聞いていますが、さっきの続きで聞き間違えた、聞き忘れたところを最初に聞きますが、現在の塩浜小学校の子供はあ、い、うを通っていないというふうに答えられたんですけども、そうじゃなくて、バスに乗らない子供たち、今、三浜小学校に通っているのかもしれないけれども、この先、あ、い、うを通って来年度以降歩く子供というのはいない。あ、い、うは。平成26年4月以降。

○ 城田教育総務課長

先ほどもご説明申し上げました、その4点を整備させていただいてバスの運行をというふうなことでございまして、ただ、そこを平成26年4月までに完全に整備できるということはちょっと不可能な状態でございますので、ですから、そこを通る以外に安全なところも模索しておるといふ、こういうふうな説明もさせていただいたつもりでございます。

○ 豊田政典委員

聞き方が悪かったかな。平成26年4月以降に、バスの子はバスやし、歩く子は歩くしですよね。それで、あ、い、う、あとというのは塩浜街道全体ですけど、歩く子は今1人もいないのかということ。

○ 寺村副教育長

5ページを見ていただいて、七つ屋、高旭の塩浜街道より東側のお子さん、この方たちは塩浜街道をあ、い、うというふうに通るという想定を今しております。

○ 豊田政典委員

それは議員説明会でもそうやったですね。だから、矛盾はしないんですが、ただ、その子たちの安全はどうなんだというような議論になって、議員説明会のときに、全然あかんやんという話になりまして、そのまま終わっていますけれども、そのことはどう考えているんだろう。あ、い、うが一番危ない部分なので、それが解消されるまではバスを出すんだという理屈じゃないですか、簡単に言えば。なのに、解消される前に、されていない状態で七つ屋なりの子供は歩くわけでしょう。論理矛盾しているんじゃないかと思って、違うんですか。

○ 寺村副教育長

確かに、今、地元の方たちは、七つ屋、高旭の方たちは、塩浜街道へ出て、このようなあ、い、うの場所を通っていきたいというふうにおっしゃってみえます。私どもとしては、まだこの整備が一定時間がかかるので、塩浜街道をどこかの地点で、例えば郵便局のある、塩浜地区市民センターより少し北側、郵便局のある角の交差点があるんですが、そのところから、どなたかからもおっしゃっていただいたかと思うんですが、塩浜本町のあたり、要するに塩浜街道より西側へ、今、お住まいは七つ屋だから東側なんですね。塩浜街道を横断して、西側へ渡って、今、塩浜小学校へ通ってみえる子供さんたちと同じように隧道のほうを渡って、陸橋のほうへ渡ってというふうなところを、私どもも地元の方たちと、何とかその辺をご協議、検討していただきたいというふうに働きかけていきたいということで働きかけていますし、その辺をご了解いただけたら、より子供に、七つ屋、高旭のお子さんたちもより現状においては安全なのかなというふうに考えております。

○ 豊田政典委員

だから、3ページを全体的に、一つは急激な変化に対する措置であるというのはわからんでもない。そうじゃなくて、もう一步、交通量が多いとか危険だとかいう理屈がもう無理があるわけですよ。ということが一つ。

話をちょっと戻しますけど、そもそもこのバスの件というのは、昨年度からこの委員会でも何度か指摘していた。勝手に走るなど、教育委員会ね。それを聞かずに、地元の検討委員会と約束をしてきたわけですよ。それで、後になってもう引けないので認めてくれという議案の出し方だから、そのことは大いに反省してもらわなきゃいけないし、その前から3年もかけて、三浜小学校の保護者から統合反対の運動だったり、それをまとめるためにこれが必要なんだというのもわからないではないですけど、統合というのはあくまでもマイナスの事業であって、そのための何らかの見返りが与えられるみたいなのということをやってしまうと、これからの悪しき前例になりますから、そうじゃなくて、統合というのは、よりよい環境の学校をつくるというプラスの事業なんだというスタンスを絶対曲げちゃいけないと思うんです、教育委員会としてはね。そうじゃなくて、何か知らないけど、被害者意識なのかよくわかりませんが、子供を盾にプラカードを持たせて立ったり、そんなものに屈しちゃだめですよ、基本的に。だから、プラスの事業であるという誇りを持ってきちんと協議してもらわないといけないというのが根本的な思いです。

ということを行いながら、3ページの第3条のところでもう一つ、児童の徒歩通学を可能とするための取り組みを行うというのがある。具体的に何をするのかというのを教えてください。

○ 城田教育総務課長

徒歩通学を可能にする取り組みといいますと、具体的には、前段ではハード面の整備、これが終わりましたというふうな状況の中で、今度は、子供たちのやはり徒歩通学に関する教育と言ったらあれですけども、実際に慣れていくというふうなところが大切だなということでございます。ですから、例えば、バスから順次徒歩に移行させていくというふうな形での取り組みということで、実際の教育と、実際に体験して歩いていくという、そういうふうなご理解をしていただければ結構かと思います。

○ 豊田政典委員

それは具体的に考えているんですか。というのと、それから、ハード面の整備が終わってからという、すでに七つ屋とか高旭の子は歩くんでしょう。今からやればいいじゃないですか。週2回は徒歩通学するとか、そういうふうにしないと、いつまでたっても変わらないですよ。

○ 城田教育総務課長

バス以外のところ、つまり、今ご指摘の町内の子供たちは歩いて通うことになるんですが、そういった子供たちには、そういう危ないところの対応の仕方とか、そういったものは当然教育をさせていただくという中で、今後はバスの終了の時期を見計らいまして、実際、バスで通っておった子供たちに対しての対応というのは、具体的にはちょっと検討はしてございませんが、同じような形での安全教育をしていただくというふうなことになるかと思われまます。

○ 豊田政典委員

今回の予算案というのは債務負担行為だけれども、1年分ですよ。つまり、1年後に見直すという提案と思うんですけれども、だとすれば、1年の間にこういった徒歩訓練、練習というものを当然しなきゃいけないわけ。そうでないと1年で切る意味がない。

○ 城田教育総務課長

ご指摘のとおり、当然、徒歩通学に関する安全教育はきちんとさせていただくというふうな状況の中で、今ご指摘のバスの債務負担行為につきましては1年の期間でお願いしていくものでございますので、逐次、状況状況で協議させていただく中での見直しもやらせていただくというふうな形の考え方でございます。

○ 豊田政典委員

それから、あわせて、5ページの地図のBの部分で車両進入禁止だということに車が入ってきた。こういうのは警察に協力を要請して、きちんと規制するようしなきゃいけない。であるとか、信号機の話もそうですよ。警察の事情は事情だろうけれども、四日市市から要請をして、一刻も早くつけろという要請をしなきゃいけない。それから、地元の人に話を聞いていても、ほかの地区では見守り活動ということで、通学路について地元の人が立

ったりして安全を確保している活動をしていますやん。どうも塩浜はそれがほかに比べてほとんどなさそうだと。そういった協力要請等も必要だと思う。そんなような具体的な取り組みというのをしてもらわないと、書いただけです、こんなもの。これで1年間どんなことをしていくのかというのを、もっと具体的に検討して示してもらわないと、全然説得力がないと感じているんですけども、それはどうですか。

○ 城田教育総務課長

ご指摘の点は3点かなというふうに思われるところでございます。

地図で申し上げますと、A地点とかは、時間帯進入禁止になっているのに実際車がどんどん入ってくると、こういうところもご視察いただいたというふうなことでのご意見かと思われまして。ですから、当然、公安委員会、警察のほうなんですけれども、警察のほうにも、そういった規制をきちんと厳しくやっていただくような要請もさせていただき、これは当然のことですし、そういった協力をお願いしていきたいというふうには考えております。

それと、2点目のところでございますが、市道追分石原線の横断に関しての信号機の関係のご指摘でございますが、こちら県も公安委員会のほうへ強く要請いたしまして、地元とも調整いたしまして、それと、学校のほうとの連携をとりまして、早急に対応させていただきように要請させていただきたいというふうには考えてございます。

そして、3点目が見守り隊ですね。実は、こちら三浜小学校等は児童数が六十数名でございます。ですから、率直にいきますと、保護者の数もそれに合わせて少ないと、こういった状況もある中で、そういう実際の横断とかという形で保護者の方が出ていただく数が全体的に少ないのかなというふうなところがあるのかなという、これが現実かというふうな状況でございます。ただ、当然、いろんな方々にご支援をお願いする中で、子供たちの通学に関して安全に安心してできるようにご協力は地域の方々にも連合自治会等を通じましてお願いさせていただきたいというふうには考えておるところでございます。そして、そういった取り組みの資料等はつくらせていただき、お示しさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○ 豊田政典委員

今、第3条の後半の部分、徒歩通学を可能とするための取り組みという内容を答えてい

いただきましたので、全て文書にして下さい。

最後、私が一番気になっているところですが、今回の案というのは、統合に伴う経過措置なんだというふうに変わってきた。それはそれでいいんですけども、だとしても、我々、予算を認めていくとなったら、ほかの地区の子供であったり、保護者、住民は、もっと遠いところもある、もっと危険なところもある、どんどん車の量がふえてきているところもある。塩浜はむしろ減っているのもありますよね。内部であるとか、その人らから見れば、うちの子供は、あるいは私たちは、こんなに遠いところ、危険かどうか、車が多いところを歩いているよ。あるいは、金を払ってバスに乗っているよ。何で塩浜だけなんだという思いがあると思う。これについては、議会も我々の議論が議会だよりに発表されたり議会報告会をしますけれども、教育委員会からも全市民に対して説明すべきだと思うんです。そのことについてと、冒頭僕が申し上げた部分、冒頭じゃないけど、統廃合というのはプラスの事業だと僕は信じていますから、その2点について教育長からも答えてもらわないと、僕の腹がおさまらない。

○ 田代教育長

当然、これは市議会のほうに上がっておる議案ですので、これがどういうふうにまとめになったかということについてはお知らせさせていただくということがありますし、場合によって、これは、例えば広報よっかいちとか、そういった部分の中にも入れていくということも考えなあかんというふうには思っています。

それと、統合はプラスであるということで、豊田委員、私も実は、統合は中長期的にいったら当然プラスという観点がありますけれども、やっぱりその辺、そこに行き着くまでに若干時間もかけながらということが現実の姿かなと。私も、これだけの少人数では当然やっぱり子供たちにとってよくないというのが根本、その意味ではプラスという考え方は、私もそういうふうに思っています。ここにおける職員もそういうふうに根本はプラスにしたいと、よりよい教育環境をつくって子供たちのためにと、これは同じやと思っています。ただ、そこへ行き着くまでのプロセスというのが、若干まだやっぱり意識面とかあるのかなというふうなことを思っています。

○ 豊田政典委員

プラスマイナスという話はわかりました。

広報のところは約束してくださいよ。

○ 田代教育長

約束といいますか、これはまだ深めているところもありますけど、もしそういうことが仮に広報よっかいちの中にということでなければ、学校で全部にとか、考え方、学校だよりに出していますし、いろんなツールが幾つか……。

(発言する者あり)

○ 田代教育長

学校だより、全部使っています、それぞれね。そういうツールもあろうかと思いで、いい方法を考えたいと思います。

○ 豊田政典委員

終わり。

○ 森 智広副委員長

関連というか、一般的な話ですけれども、通学路の話がありまして、七つ屋とかは、あ、い、うを通ると。ただ、教育委員会としては西側を通ったほうがいいですよという提言もされているということですが、一般的には、通学路の決定権というのは、学校、教育委員会側にあるのか、地元側にあるのか、どっちなんですか。地元がそこと言えば、もう何も言えないのか、そういった状況なのか、一般的に。

○ 城田教育総務課長

通学路の設定の件でございます。これは前回もご質問を頂戴したと存じますが、実際は、よくわかっております学校とPTA等が協議をいたしまして、通学路を設定いたします。それを私ども教育委員会のほうへ届けていただきまして、ただ、1回それで決めたからといって、それが変わらないというものではございませんし、例えば工事とかいろんな状況で、そこを通るのが危険になったら違うところとかという形で、フレキシブルに対応するような形で、より安全なところを設定するようなことで、PTAとか学校でまずはそうい

った決定をしていただいて報告をいただくと、こういうふうな流れだということだご理解いただければ結構かと思います。

○ 森 智広副委員長

じゃ、それは、あ、い、うというのはP T Aの決定事項ということですか。それを教育委員会が容認したということですか。

○ 寺村副教育長

このあ、い、うのルートを通るというのを、現状で地域の方が望んでみえます。ただ、先ほども申し上げましたけれども、歩道の部分であるとか、信号の部分であるとかというのが整っていない現状では、塩浜街道を西へ一旦横断——遠回りになるわけですが——というようなことを地域の方にも再度ご検討いただきたいという状況が現段階でございます。

○ 森 智広副委員長

ですから、西じゃないとだめというスタンスですか。例えば、あ、い、うをP T Aの方が主張され続けて、そこを歩くことになっても、教育委員会としてはそれを容認していくということですか。それは西のほうがベターということですか。

○ 寺村副教育長

現段階ではですね、先ほどの歩道の整備云々とか信号とかという中では、西側のほうが、客観的に見るとより安全ではないですかということを地元の方に説得させていただきたいと。ただ、首に縄をつけてというわけにもいきませんので、あ、い、うは通るけれども、例えば、保護者の方たちが、自分らが見守りをするんだとかどうとかという状況があるかないかというようなこともあって、いろんなことで、いろんな面から協議をしていかんならんというふうに考えております。

○ 森 智広副委員長

ただ、本当に危険で歩けないと教育委員会が判断した場合は、恐らくそれはとめますよね。今回とめないということは、危険だけど歩けるという、そういう判断ですか。

○ 寺村副教育長

本当に危険かと言われると、当然、歩道もありますし、信号がついていない中で横断歩道としてはあるんですが、やはり信号があったほうがより安全というようなことは思っておりますので、地元の方とまたこれからも鋭意協議を続けたいと考えております。

○ 中森慎二委員

関連してですが、今、森委員がおっしゃった部分を、もし認めていくとなると、非常に矛盾した話にならないですか。

きょうの5ページの資料でも、うののところは何て書いてあるか。歩行者用信号がなく横断が非常に危険である、教育委員会は認めているわけでしょう。この非常に危険な横断の部分、七つ屋、高旭、馳出の子供たちには通らせるということですか。教育委員会のスタンスとして、ここじゃなくて、やはり西側の隧道部分を通してほしいということを申し入れなきゃだめじゃないですか。

今回のシャトルバスの運行は、距離的な要素もありますが、大きくはこのうの部分の整備、あ、いもありますけれども、特にこの整備ということが大きな課題になっているんだとしたら、それは、スクールバスで来る子供たちはいいけれども、七つ屋、高旭、馳出の子供たちは危険なところを横断したっていいんだという話になってくると、そんなに急いで整備する必要ないじゃないかという話に逆になるんじゃないですか。同じ塩浜小学校に通う三浜小学校出身の子供たちの中で非常に危険な横断をさせる通学路を教育委員会は容認するという事だって、おかしいんじゃないの。僕は、やはり子供たちのために、ここは本当に危険だと強力にいうなら、それをちゃんと保護者に納得させる必要があるんじゃないの。そのことがこの横断部分の整備を早めることにもなるし、問題の整理をはっきりすることになるんじゃないかと私は思うんだけどね。そこを曖昧にしていると、七つ屋、高旭の子供たちは渡っているし、そんなに危険じゃないんじゃないのという話になりかねないですよ、これは、容認していると。やっぱり教育委員会のスタンスをきっちり、子供のためにということを述べるのであれば、保護者を説得させるぐらいの気持ちで臨まない、理解いただけないとか、理解してもらえないとかという段階の話じゃ私はないと思うけどね。

だから、シャトルバスの運行にも影響してきますよ。距離的な問題が練習でクリアされ

てくるのならば、そんなに危険じゃないんじゃないの、横断しているんだから、そういうふうな話になりかねないから私はこう申し上げているんだけど、そののところ、どうなんですかね。

○ 日置記平委員長

明確に答えてください。

○ 城田教育総務課長

今、中森委員のほうから、まさに懇切丁寧なご説明をいただきまして、私どもがきちんとこういったご説明をさせていただくのが本意でございますが、大変失礼いたしました。

おっしゃるとおりでございます、ここの部分がキーポイントというふうなことで、その整備がなされるまで、何とか安全なところを模索していきたいというふうなことでございます。それをここでいち早く安全な横断ができるように信号つき横断歩道等の設置を速やかに要望していきたいというふうなことで、それまでの間は回避するなり、いろんな方策を考えていきたいと、まさに中森委員がおっしゃっていただいたそのものでございます。大変ありがとうございます。失礼しました。

○ 中森慎二委員

そんなに礼を言われるほどのことではないんですけども、当たり前なことを言っているだけなんですけど、もし七つ屋、高旭の子供たちがこのあ、い、うを通過して通学するということになったら、シャトルバスの運行の必要性そのものを疑いますよ、やっぱり。そのところちゃんと整備する条件を定めてやっぱり保護者の方と話をしないと、それは守るべきことだと思いますよ。やっぱり西側の隧道を渡ってもらって、少し遠回りになるけれども、子供たちの安全のためにそこをお願いしたいということを教育委員会としてはっきりと申し上げてほしいと思いますね。それは私、この予算を認める条件だと思うんですね、最低限。終えんのはまた別の次元として、来年4月から七つ屋、高旭、馳出の子供たちの通学ルートとしての位置づけの中でそれは大事なことだと思うので、教育長、その辺をもうちょっとはっきり答えてもらえませんか。

○ 田代教育長

確かに何度も定期的にやっていますけれども、今もきちっとした考え方をやっぱり地元の協議会の中にも示させていただくという段階に来ているというふうに思います。こちらの思いをしっかりと、子供たちの安全のために、この1点ですけれども、はっきりさせていきたいということで思っていますので、よろしくお願いします。

○ 森 智広副委員長

これは素朴な疑問なんですけれども、三浜小学校の生徒でバスに乗る生徒が、例えば朝バスに乗れなかった場合、遅刻した場合というのは、これは徒歩通学になるんですか。

○ 葛西教育監

このことにつきましては、先ほど保護者、PTAの助けもこれは必要になってくると、見守り活動とか。三浜小学校に集合する場合についても、やはり保護者の人がきちっと輪番でそこに当面の間は立っていただくというふうなことは大事だろうなと思っています。だから、その中でやはりきちっと、もし乗りおくれた場合にはどうするのか、あるいは乗れないんだったら事前に連絡をどうするのかというふうなことについては、これは学校とPTAがきちっと相談して、子供たちがここで途方に暮れるというふうな、そんなことのないようにきちっとしていきたいと思っています。

○ 森 智広副委員長

ですから、このルートに記載されているんですけれども、一応塩浜街道を渡っていく通学路になっていくんですね、恐らく将来的に。西側という話もありますけど、やはりバスだけでも、事前に暫定的なルートはしっかりと決めておく必要があるとは思っています。それは時によって変わってもいいと思うんですけども、その中で歩く練習というのをどういうタイミングでやっていくのかというのを、もう次年度から少しずつやっていかないといけないのかなと思います。

○ 山本里香委員

今、朝の集合時間に間に合わないという状況の話が出ましたが、一方、帰りですけど、低学年と高学年と時間差でバス設定してもらってあるんですが、委員会活動や、そういうようなことで、あと行事等のときには、ちょっとその状況が変わったりする場合には、全

体的に状況が変わるときには、バスの時間もきちんとお知らせをして変わるんだと思いますけれども、小学校の状況はわからないけど、でも、中には4時近くまでとか、そんな残ることなんていうのは、一般的には今はないんでしょうかね。あるような気もするんですが、そういうときの対応はどうされるんですか。

○ 葛西教育監

もちろん学校がそれぞれ、例えば、運動会の練習が非常に一番多くなっていくんだとか、あるいは、いろんなイベントが近づいてくるとなってくる。そういう場合になると、やっぱり委員会の活動だとか、子供たちが放課後残って練習するというふうなことは出てきます。そういう場合については、やはり学校というのは年間のスケジュール、それから、毎月、あるいは学期ごとのスケジュールを出して、この日にはこれだけのことをきちっとやっていこうというようなことをやりますので、それはきちっと事前に把握して、保護者にもお伝えしますし、それから、PTAにも近々になって変わるようなことがあれば早く伝えるようにしますし、それから、バスの委託のところにもそういう連絡もして、そういうふうなことについてはちゃんとやっていくというふうなことが、もう私ども、今のときからそういうふうなことは考えております。

○ 山本里香委員

内容は1年の間のことについては対応するという形は持ってみえると思います。個別に、個人が委員会活動なんかでというようなことというのは今はあり得ないという形で設定をこれはしてあるわけですね。日常生活、ちょっと最近わかりませんが、そういうことってないんですかね、今は。大体みんな15時50分、低学年は高学年のバスに乗れると思うんですけれども、そういう設定でも、とにかくバス通学の子供は、その時間にはもう何が何でも乗せるように教職員も指導するわけ、そういう対応をとるということですね。

○ 葛西教育監

今、下校時間でそれよりも超えて特定の子供1人ぐらい残して仕事をするとか、あるいは補習をすることなどはどの学校もしておりません。やはり放課後暗くなってきて子供を帰らせるということは非常に危険ですので、ですから、やっぱり一定の時間をきちっと決めて、そして、それに子供たちがきちっと収束できるように段取りを踏んで帰らせてい

くというふうにして考えております。ですから、このバスの時間がいわゆる高学年の子供たちは最終に下校する時間というふうにして、そのように設定しています。

○ 森 智広副委員長

ちょっと戻るんですけども、塩浜街道西側の通学路を推奨していくという話ですけども、じゃ、逆に西側になった場合、全ての三浜小学校の生徒が西側の通学路を通った場合、あ、い、うは一切通らないというわけですね。となると、危険度はもうないという認識でもいいんですか。

○ 寺村副教育長

地元の方たちは、まず、きちっと歩道が整備されておる塩浜街道へ、最終的に少しでも早く塩浜街道の歩道へ出て歩くのが一番安全だと。ただ、今は、街路樹であったり、花壇であったり、雨の日の傘であったり、いろんな事情でそこまでいっていないよねと。ですから、バスが出ないとすればその中を歩くという状況にはなるんですけども、最終的には歩道の整備をして塩浜街道を歩きたいと、それが一番安全だというふうに考えておりますし、私どもも、あの歩道を活用できるのが一番いいことだと考えております。

○ 森 智広副委員長

ですから、大事なものは、小さい範囲を見たら、よりいい環境を求めるというのは、それは皆様そうだと思うんですけども、例えば、仮にそこがなくても一定の安全が担保される通学路があるのであれば、それはそこをまず歩いていただきながら、別のところを整備していただくというのも一つだと思うんですよ。

例えば、だから、あ、い、うほどの危険性がないのであれば、まず通れますと。あ、い、うでさえも通れるという認識をしているんだから、もっと安全なレベルになりますと。となると、距離だけの問題になってくると、例えば、小山田小学校の鹿間の生徒というのはもうバスがなくなったわけですね。例えば、今1時間かけて歩いているわけですよ。それが、迂回すればそこまで危険じゃないのに2キロでバスなんですかという、4キロ以上の生徒もいるわけで、その部分、どう整理するのか。もうそこしかないのであれば、危険な場所しか通れないのであれば、それは仕方がないかもしれないですけども、迂回ルートがあるのであれば、その部分、その方にどういう説明をしていくのかな。激変緩和措置

ということで、急に距離がふえたので、1年、2年で練習しながら緩和していくと。緩和ということはだんだん段階的に近づいていくわけですから、そういった取り組みが必要なわけですね。ですから、やはりそういった緩和させるという部分の取り組みもしっかりと出してもらわないと、まずバスを走らせますというだけではちょっとやっぱり厳しいですね。いかがですか。

○ 寺村副教育長

スクールバスに乗っていただく対象の方というのは、海軍道路より以北という形で、今、地元の方ももちろん納得いただいておりますけれども、この海軍道路以北のエリアというのは、今までの三浜小学校へ行っておる場合ですと1キロ未満の距離であったと。先日、委員の皆様にも歩いていただいたかと思いますが、やっぱり脇道であっても、警察の規制とか、そういったことはもちろんもっと徹底してもらわなあかんというのはありますけれども、脇道への流入も車自体は結構多いというふうに認識しております。その脇道を歩いていくにしても、今までの1キロ未満のものが2キロ以上に一気に変わるという中では、やはり子供たちのストレス、あるいは親御さんの不安、これは大きいものがあるというふうに考えての措置というふうにご理解いただけたらありがたいなというふうに考えております。

○ 日置記平委員長

ここでちょっと委員の皆さんへのお願いであります。それから、教育長以下答弁いただいた皆様方にもお願いですけれども、これまでもこの課題はいろいろと我々は意見交換をしてきたわけです。そして、きょうのところに至っているんですが、きょうスクールシャトルバス運行についての委員のメンバーの皆さん方からいろいろいただいた意見をしっかり受けとめていただいて、要は、教育長以下皆さん方と地元と、そして学校関係者、PTA等々の理解をいただいて、より安全な方向に運行してもらおう、トータルとしてコストバランスがとれた方向にさせていただくということをしっかり約束していただいて、それを実行してもらおうということが極めて重要かと思っております。

もう少し続けたいなとは思いますが、この件でまだまだ、こういう状況ですと、時間が足りないと思っております。しかし、この辺でとりあえず、課題が残れば、また我々委員会として別個に課題を残して協議すべきものはあろうかと思っております。それから、いろいろと資料

の請求もありました。それは早く出せるものは出してもらって、ひとまずスクールシャトルバスについてはここで終わりたいと思いますが、いかがですか。

○ 中森慎二委員

委員長の進め方でいいかと思うんですが、豊田委員が要求していただいた詳細の部分、その資料をいついただくのかというあたりについてはちょっと担保していただく必要があるのかなと思うんですが。

○ 日置記平委員長

ということですが、どれぐらい時間がかかりますか。

○ 城田教育総務課長

鋭意努力させていただきまして、できるだけ早い状況で、きょうの終わりぐらいまでには頑張らせてやっていただきたいと思います。

○ 日置記平委員長

それについては、また報告ください。

○ 城田教育総務課長

はい。

○ 日置記平委員長

じゃ、委員の皆さん、昼休みの休憩をとらせていただきます。午後は次の課題のほうへ移れたら移りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

12:07 休憩

13:00 再開

○ 日置記平委員長

おそろいですので、再開をいたします。

それでは、先ほどの図書館とスクールバスを除いた部分で……。

○ 山本里香委員

一言言い忘れましてので、図書館のことだけで2分下さい。

先ほどから図書館のことで、これは委託業務となっておりますので、司書さんの対応については十分留意をされて実施されてみえると思うんですが、本来、学校における指導というものは、教職員一体となって学校づくりをしていくものですので、この案については、これ以上、今までよりも下がらないという意味で承認をするものですが、本来は、きちんと配置をして、教職員としてしっかりと学校づくりに加わっていただけるような、そんな図書指導、給食と図書は学力の基本になると私は思っていますけれども、そういう意味も含めて、今後、その道を歩んでいってもらいたいと強く希望いたします。委託ではやっぱり学校づくりの中に一緒には入っていけないということを指摘しておきます。

○ 日置記平委員長

次、どうぞ。

○ 豊田政典委員

じゃ、ほかの件で幾つかお聞きします。

まず、資料を見ながらいきますが、5ページ、少人数学級拡充事業ですが、四日市市30人以下と三重県35人になりますけれども、今回はこういうことですが、さて、じゃ、市内の小中学校は、これ以外は全て基準に沿って少人数学級が実現されているのかという質問です。

○ 石黒学校教育課長

市の基準に沿って学級が運営されているのかということですが、中学校におきまして、教室不足のために実際に学級としてはできていないという学校もございます。

○ 豊田政典委員

教室が足りないなので、本来の基準を上回っているけれども、30人にいていないところ

もあるということです。それは大きな問題だと思うんですけど、ここでは深入りはしませんが、この辺についてどう考えているのか、考え方をもう一度だけ。学校教育なのか施設なのかよくわかりませんが、方向性、本来ならば、少人数学級を受けることができるのに、ハードが追いついていないからできていないところがあるというのは、それは決してよくないと思うんですけども、考え方をお教えてください。

○ 石黒学校教育課長

学級という意味ではできていない、教室数が足りないためにということなんですけれども、実際には、必要になった学校に対しては、教員1名を配置しまして、いわゆる少人数授業はできるような形で配置をしていると、それでそのかわりというふうにはなりませんけれども、そんなふうな対応を現在行っております。

○ 豊田政典委員

それは最低限というか、フォローはしているけれども、本来は学級のほうにということ、そういう考えだと思いますから、それについてどうしているのかという方向性を確認したいなど。

○ 畠山理事兼教育施設課長

施設を整備している立場からお答えさせていただきます。

皆様ご承知のように、四日市市の子供の数も少子化に伴いまして減っております。そういった中、教室の有効な施設の活用というところから、文部科学省の基準では40人けれども、35人ないしは30人学級の実施というところがございます。

そういった中で、極力そういったことがどの学校でも実施できるように取り組んでおるところでございます。可能な限り、例えば余分な教室がありましたら、教室といいますか、部屋がありましたら、それを教室化して行っているところなんですけれども、残念ながら、それに及ばない、そしてまた、学校によっては他の取り組みという部分もございますので、それを勘案しまして、現存施設で有効に現室数において活用できる範囲というところがございますが、現在、少人数学級について実施しているところです。

中学校30人学級ということ、実は、教育委員会の中でも大きく議論いたしました。先ほど冒頭に申し上げましたように、少子化の中で減っていく中で、一時期の経過で、文部科

学省基準ではない部分での教室不足について増築をするべきか、それとも、やはり同等の効果が出るような職員の配置でやっていくべきかというような議論をいたしまして、現在のところ、後段に申しあげました教職員の配置によって同等の効果を求めていくということでございます。

○ 豊田政典委員

今回は補正予算なのでもうやめますが、今のは全然不十分で、1年だからいいとかという問題でもないし、1年でもいいからプレハブを建てるとか、いろいろあると思うんですよ。そのくらいしなければ、高らかに四日市30人学級というのはもうやめなきゃいけない。今言うのはやめなきゃいけないんだから、そのくらいの問題だと本当は思っていますが、さらに再検討を要請して、次ですが、次は、小川委員に任せておいて、9ページ、自然教室バスなんですけど、会派でやっていてちょっとわからないので。昔は少年自然の家だけやったように思うんですけど、今回、鈴鹿青少年センターが入っていますよね。そうすると、少年自然の家は市立、鈴鹿は県立かな。そこら辺、いつからそうなっていて、実態はどうなのかな、なぜそうなっているのかというやつです。それから、あわせて、単価というのは出るよね、予算の。1回当たり、1校当たり幾らなのか、教えていただきたいなと思います。

○ 吉田指導課長

最初は、原則、少年自然の家を活用するようにしていくんですけども、食堂が180人程度しかどうしても一度に使えないという状況がありまして、それよりも一学年が多いような学校、人数でどうしても、短い2泊3日とかの中での行事、内容を組んでいったときに、消化し切れない部分が出てきますので、その学校については鈴鹿の青少年センターを活用させていただいているという状況でございます。

一応バスの単価というか、積算は、1台につき3万円の積算で、小学校は1泊2日ですので、朝行って、2日目の帰りのときに使うという往復ということで計算をしております。中学校につきましては、それプラス、2日目に、全ての学校ではございませんが、例えば、御在所のスキーで活用する学校が5校ございますので、そのようなところとか、水沢の別の場所へ離れて活動する中日移動というのがございまして、その中日移動のために、これは単価は2万円という形で対応させていただくということです。

○ 豊田政典委員

食堂のキャパシティの関係、180人を超える場合には鈴鹿青少年センター、これは、鈴鹿青少年センターを使うときは有料なんですか。何か少年自然の家はわからんけど、金の関係はどうなんですか。

○ 吉田指導課長

鈴鹿青少年センターに限らず、少年自然の家も両方とも有料でございます。鈴鹿青少年センターは、県の指定となっておりますので、その規定に合ったものでお支払いをさせていただきます。

○ 豊田政典委員

少年自然の家と鈴鹿青少年センターと使用料金は同じなんですか。

○ 吉田指導課長

済みません、今ちょっと手元にそこまでの細かい資料を持っていないもので申しわけないですが、若干もちろん値段は違います。

○ 小川政人委員

そんなぐらい、資料を持ってこいよ。

○ 豊田政典委員

それじゃ、料金もそうだし、何校が鈴鹿でというやつも、後ですぐ出してください。

あと、食堂、よくわからないですけど、同時に食事することが何らかの教育効果とか、そういう意味なのかというようなことを聞いたかったわけですよ。多少ずらしても使えるなら、金額が安いとか、あるいは少年自然の家を活用したほうが良いという意見なんですけど、そういったことを聞きたいので、資料をすぐに出してください。

次、ついでにと言うと変ですけども、11ページ、スクールシャトルバスの単価というのは出ますかね。1台1日当たり。すぐ出れば教えてください。

○ 城田教育総務課長

ちょっと記憶が定かでないので申しわけございません。年間で見積もりをとってございますので、それを日割り計算しないと出ませんので、ちょっとお時間を頂戴したいと思います。

○ 豊田政典委員

最後、12、13ページ、図書館の情報システムですけど、これは、現在使用しているシステムがあつて、機器の保守点検とシステム保証になっていると思うんですけど、同じ業者しかできないのか、入札なのか、教えてください。

○ 川森図書館長

お尋ねの件でございますけれども、まず、機器保守と、それからシステム保守に分けて考えております。機器保守につきましては、機器を導入すると同時に機器保守についても見積もりをとりまして、あわせてリース会社の入札という形になります。それから、システム保守につきましては、これにつきましては、システムの開発、現在使っておるシステムのバージョンアップでございますので、システム業者との随意契約という形になります。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

じゃ、機器保守のほう、あわせて入札と、ちょっと僕が理解していないのかもわからないですけども、新規に機械を導入するんですか。

○ 川森図書館長

今回、教育委員会のほうで、こちらのほうでの説明という形にはなっておりませんが、予算書の11ページに第3表の債務負担行為の補正がございまして、その一覧表の中の一番下でございますけれども、事務用機器等運用経費というところでまとめて機器等についても財政経営課のほうで上げておりまして、この中に図書館の機器についても含まれているというものでございます。

○ 豊田政典委員

だから、機器を新規に入れる。それに合わせて機器の保守も入札と。

○ 川森図書館長

そういうことでございます。

○ 豊田政典委員

じゃ、もう一個のほうのシステム保守、13ページのほうは、既に入っているシステムなので、その会社しかできないので随意契約にすると言われましたね。そうすると、金額の決め方というのはどうやって決めるんですか。

○ 川森図書館長

金額の決め方でございますか。このシステム保守に関してのということは、業者のほうから見積もりをとって、予算としては現在あげているところでございます。

○ 豊田政典委員

言いなりということ。

○ 川森図書館長

予算は、実際これからそういった細かい部分についても調整といいますか、金額については確認していく必要がございますが、予算についてはそういう形になっております。

○ 豊田政典委員

どうやって金額を最終決定していくの。

○ 川森図書館長

最終、現在のところ、これまでの実績等も踏まえて、金額については交渉してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○ 豊田政典委員

終わります。

○ 芳野正英委員

先ほどの説明だと、業者からの金額提示があって、それを上げているのか、例えば何社か相見積もりをとった上での平均値とかでこの限度額を設定しているのか、その辺ちよっともう少し詳しく教えていただけますか。システム保守1720万円の算定根拠というのを豊田委員が今聞かれたんですけど。

○ 川森図書館長

他社もとってございます。見積もりはとっております。

○ 芳野正英委員

だから、とった上での平均値をとったのか、最小値をとったのかとか、いろんな仕組みです。

○ 川森図書館長

少ないほうの金額で予算としては上げさせていただいております。

○ 小川政人委員

8ページの学校教育IT推進事業費、教職員用パソコンの更新台数が1560台ということなんですけれども、これは、どういう基準でどういうふうな配置で、例えば職員1人に1台とかあるんやろうと思うんですけど、その辺の、1560台という割り出し方。

○ 石黒学校教育課長

職員用のパソコン、いわゆる一般教諭、それから講師も含んで、教員1人に1台と、それから、非常勤講師用として学校に1台、これがこの数になってございます。

○ 小川政人委員

非常勤は何人おっても1台ということですか。

○ 石黒学校教育課長

非常勤の方は何人おっても学校1台ということになっています。

○ 小川政人委員

もう一つ、これは期限が来年に切れるんやろうと、更新になっておると思うんだけど、聞いた話では、何か1カ月ぐらいずれておらへんかということ、それは更新日に、切れたらすぐ更新という手続なのか、その辺はどうなんですか。

○ 石黒学校教育課長

当初は8月までリースがあったんですけども、今回、ウィンドウズXPのサポート終了ということで、今回それを前倒しして、平成26年3月末で間に合うようにリースすると、そういう計画になってございます。

○ 小川政人委員

前倒しでいくということは、お金が少し前の金額が安くなるということやわな。そういうことでいいのかな。

○ 稲葉学校教育課学事係長

学校教育課、稲葉です。

今、パソコンリースは来年度の3月までというところで訂正させていただきます。それで、改めて今回予算をつけていただきまして、この金額をもとに入札になりますので、安いかどうかというのは入札の結果次第ということになります。

○ 小川政人委員

ちょっと頭が悪いのでわからないんだけど、平成26年4月9日まであるんやけど……。

○ 石黒学校教育課長

8月までというのは全体のリース期間で、再リースをかけておりますので、実際にはもう3月で契約が切れますので、ちょっと間違っただけを言いました。3月で切れますので、そこで終わりということになります。そこでまた改めて新しい契約ということになります。

○ 小川政人委員

3月で切れる。更新は、そうすると、4月からやるということ。

○ 石黒学校教育課長

そのまま本来途中までの契約を結ぶところを結ばずに新しく契約をし直すという、そういう内容になってございます。

○ 小川政人委員

再リースと今言ったけど。

○ 石黒学校教育課長

ことしの平成25年8月で一旦切れて、そこで再リースをかけて、本来ですと、来年の8月まで1年間延長するところを3月までに切つてあるということになります。

○ 小川政人委員

平成25年8月に本来切れておったのに、更新をしなくて、再リースを3月までやって、それで4月から更新をするということなんやな。なぜそうなったのか、なぜそんなわざわざ再リースをかけて、何か月か、6カ月ぐらいか、再リースにして、そのやり方は何でやろうな。

○ 石黒学校教育課長

これは教育委員会の関係での今のお話なんですけど、全体的に、職員の1台パソコンも含めて来年の8月まで運用をすると、それに合わせて、教育委員会も職員1人1台パソコンも同じように8月までということで最初はあったんですけども、今回のXPの期限切れという問題と、それから、準備が整わないのではないかというふうになっていたのが、何とか準備が整ったので、この4月から新しい契約へと、そういうふうなことです。

○ 小川政人委員

ことしの8月で、平成25年8月で切れるのが再リースで1年間延ばした、平成26年8月

まで延ばしたんやな、そうすると。そうして、平成26年8月まで延ばしたのだけれども、X Pの関係で平成26年4月、25年度の3月いっぱいまで再契約のほうの利用をして、そして、平成26年4月から新しい機種に変えるリースをするというんやな。教育委員会は関係ないと、I T推進課がそうやってやったんやからという世界になってくるわけやわな。庁内全般の職員のパソコンもそうだとしたことなただけけれども、何かちぐはぐに、1年間再リースして、途中でまたやめてという、その辺のちぐはぐさは、どうI T推進課から説明を受けておるの。

○ 石黒学校教育課長

1年間というのは、ことしの8月から来年の8月まで契約をしたということではなくて、実際の契約は3月末で切れますので、平成26年3月までは契約したと。ただ、その後も契約して8月までいくという予定だったのか、それはせずに新しい契約にすると、そういう話でございます。

○ 小川政人委員

余計わからん。平成25年8月で切れる契約やったんやろう、一時は。それで延ばしたんやろう。延ばしたんやろう。延ばしてないのか。ないのやたらないって言えばいいし、延ばしたんなら延ばしたって、3月までの契約と違うやろう。平成26年3月までの契約だったら、それでいいけれども、平成26年8月までの契約なんやろう。契約書を持ってこい。

○ 石黒学校教育課長

当初の計画では3月までにして、そしてさらに8月までいくという計画だったんですが、それはやめてということになります。

○ 小川政人委員

当初の契約は何……。

○ 石黒学校教育課長

計画では。

○ 小川政人委員

計画はわかったけど、契約はいつ切れるんやって聞いている。

○ 石黒学校教育課長

契約は3月末です。

○ 小川政人委員

3月末で契約が切れるんやね。そうすると、いつからいつまでの契約やったんや。

○ 石黒学校教育課長

今回の契約ということですか。

○ 小川政人委員

前の契約だよ。今度切れる契約が。

○ 石黒学校教育課長

一旦平成25年8月で切れて、その後3月末までという契約です。

○ 小川政人委員

いい加減なこと言うな、おまえ。じゃ、平成25年8月で切れて、再契約を結ぶんやないか、それやったら。

○ 石黒学校教育課長

はい、そうです。

○ 小川政人委員

そんなこと、今まで言うておらへんやないか、おまえ。当初から平成26年3月で切れると言ったり、変えるなよ、そういう。

○ 石黒学校教育課長

済みません、私の認識不足で、十分わかっていなかったので申しわけございません。

○ 小川政人委員

十分わかってなくて、課長が務まるのか。いい加減な説明するなよ。契約書を持ってきたらわかるやないか。いつ切れて、再契約するんやから。8月で切れるんやろう。切れて、再契約して、1年間の再契約をしようと思ったけど、平成26年3月で切るということなんやろう。契約書を一遍持ってきてくれんかな。もとの契約、平成25年8月で切れる契約と、平成25年8月で切れてから延長したときの契約はどういう契約やったんかということ、持ってきてちゃんと説明してほしい。とりあえずその資料が出てから、また話をしようか。

○ 中森慎二委員

その資料を探していただいております間に、ちょっと関連して、学校教育IT推進事業費、8ページですが、この目的、内容は、これでいくと、XPのサポート終了が起因のように書いてあるんだけど、パソコン本体のリース切れというものに合わせてこういうことのXPのサポート切れがあるからやるということなのか、XPのサポートが終わることを目的に機種更新をするということなのか、どっちなんですか。

○ 石黒学校教育課長

当初の計画では、市全体と当然合わせて8月まで改めて契約をすると、そういうことで考えておったんですけども、今回、そういうXPの期限のサポート切れがございまして、3月末で一旦切れた契約をさらに違った契約で結び直すと、そういうことで計画をしております。

○ 中森慎二委員

聞きたいのは、本体はまだ使えると。OSのXPがサポート切れになるということが起因ということなのか、もしXPのサポート切れだけだったら、ウィンドウズ7に積みかえてもいいわけでしょう、OSを。やり方としてよ。それが一番理想的な形かどうか、マッチングのことはちょっと別にしても、OSのサポートが切れる、XPが切れるということだけが主目的なら、OSを積みかえたらいいだけの話じゃないですか。そこのところがよくわからない。

○ 畠山理事兼教育施設課長

今回の学校教育 I T 推進事業がございましたように、コンピューターは一般的には5年間のリースをもってお借りしているところでございます。それで、一般の場合、再リースということで、格安金額で1年延長してから更新するのが常でございます。しかしながら、我々のもともとのもくろみが8月までをと、1年間の再リースで延長をというところでもございましたけれども、こういったセキュリティーに対する身構えが甘いというようなご指摘もいただく中、今回、本来であれば1年間の延長をするものを、こういったセキュリティーの問題から、ここで打ち切らせていただいて、平成26年4月から新しいコンピューターをもって運用していきたいというようところでございます。

○ 中森慎二委員

そうすると、X P のサポート切れにかかわらず、5年での機器更新はもともと考えていたと。それに加えて、1年間再リースして、1年間活用しようと思っていたけれども、4月でサポートが切れるので、あと2カ月間というものが少し問題があるので、その2カ月間を切って早く機器更新をすると、そういうことですか。

○ 畠山理事兼教育施設課長

ご指摘のとおりでございます。

○ 中森慎二委員

そうすると、小川委員がおっしゃるように、もともとは平成20年から25年のリース契約で更新があったわけなので、この内容、この資料からすると、あたかも X P のサポートがなくなったら変えるんですよみたいになっているけれども、そうじゃなくて、もともとがもう機器更新プラス1年使おうとしていたやつをあと2カ月分だけ短くしますと、そういうふうな性格の説明なんですか。

○ 畠山理事兼教育施設課長

ご指摘のとおりでございます。

○ 中森慎二委員

そういうふうに改めないかんわ。この提案書がややこしくしている。

○ 中川雅晶委員

今、私も I T 推進課のほうの書類を読んでいたら、そのようなことが書いてありますので、フィルタリングで当初は 8 月までやろうと思っていたけれども、ソフトとの環境が整ったので年度内にやるという話だと思えますけど……。

○ 小川政人委員

そのフィルタリングというのの意味がわからんのだけど。

○ 中川雅晶委員

要は、ウイルスの感染を防止する。

ここで聞きたいのは、ウィンドウズ 7 でいくんですかね。ウィンドウズ 8 でいくのかというのをちょっと確認したいんですけど。

○ 畠山理事兼教育施設課長

私が聞いているのは、安定性からいってウィンドウズ 7 を選ぶというふうに聞いております。

○ 中川雅晶委員

ウィンドウズ 7 と、それから 8 と、多分、更新というか、サポート期間というのは多少 8 のほうが長いんじゃないかなって素人では思うんですけど、それでも安定性から 7 を選ばれると。そっちのほうが安定するというのであれば、それは妥当なことかなとは思いますが、ちょっと I T 推進課の資料の中で、学校教育課は平成 25 年度から 30 年度で、この庁舎も 25 年度から 30 年度なんですけど、水道と、それから病院のほうは、25 年度から 32 年度とか 33 年度とか、31 年度とか 30 年度とかというリース期間になっているんですが、これは何でなんですかね。

○ 畠山理事兼教育施設課長

他の部署の更新のサイクルといたしますか、時期については、ちょっと私ども知りかねます。

先ほどありましたX Pからウィンドウズ7へという部分ですけれども、たしかX Pが入ったときも、異機種でV i s t aがあったんですけれども、それも同じような疑問を抱いたんですけれども、やっぱり安定性からX Pを選んだということで、こういうビジネスの利用はその辺を尊重されるのかなというふうに私は解釈しております。

○ 中川雅晶委員

僕もよくわかりませんが、例えば、水道とか市立病院は、これはもう全く違うシステムなのかもしれないですし、当初は、僕もウィンドウズ7よりも8が長いのであれば8にしたほうがいいかなと思うんですけど、ただ、5年となれば、両方とも多分、包含しているとなれば、どちらを利用してもそんなに変わらないのかなと思うので、それはそれでいいのかなとは思いますが、よくわかるように資料なりに説明いただきますようお願いをしておいて、終わります。

○ 芳野正英委員

これは、教育委員会のパソコンで1560台が新規ですけど、残り200台は、継続で平成26年5月31日までのリース契約のパソコンが200台ありますよね。これはアップグレードして継続しようというふうに書いてあるんですけど、このアップグレード分の予算計上はサービスの中に入っているのか、特にウィンドウズ7にアップグレードする分の予算はもう既にとってあるのか、その辺はどうですか。

○ 石黒学校教育課長

その内容につきましては、予算内で対応するという事になってございます。

○ 小川政人委員

答えが出るまで、今、畠山さんが、通常5年リースだけど、通常は1年再リースになっておると言ったよね。本当かな。全部そうなのかというのを、きちんと今までの過去の契約もあわせてそうやってしておるんやったら、再リースについての条件は、1年間の契約料はどれぐらいになるのかなということも、今度の今の債務負担行為を立てておる契約も、

一応めどは5年とするけれども、1年間の再リースをして、その1年間の再リース料はどれだけかという債務負担行為をせんでもいいのか、初めからそうやってするとわかっておるんやったら。

○ 畠山理事兼教育施設課長

今回、債務負担にございますように5年間ということで、一旦そこで打ち切らせていただいて、一般的に再リースの場合、1割というのが多いようです。

○ 小川政人委員

俺が今言ったのは、もう初めからこうやっていつも5年契約して1年は再リースやって、もうわかっておるんやったら、当然、債務負担行為をかけておかなあかんのと違うかという話やわな。今で言うと、6年間のこれは契約になるみたいな話のことを言ったわけやから、そこが切れてもつなぐんやという認識をあなたたちが持つておるんやったら、ちょっと違うかなと。

○ 畠山理事兼教育施設課長

5年間過ぎますと、一旦それで契約が切れまして、再リースという名目の新たな契約が始まるわけでございます。やはり先ほどもございましたように、こういった5年で今回の7が切れてしまうとかという部分ではございませんけれども、状況が変わってまいりますので、あえて長期契約すると、逆に契約に縛られるところもございますので、その状況もちまして、一般的な年数を過ぎたときは再リースをもって新たな契約というふうに進めているところでございます。

○ 小川政人委員

ここ二、三回の契約を振り返って、5年、1年、5年、1年というのはどういうスパンで行われておるかというのがわかりたいので、その辺の契約書もあわせて出してもらえ。

○ 畠山理事兼教育施設課長

提出させていただきます。

○ 中森慎二委員

ちょっと教えてほしいんですが、IT機器というのは進捗が速いので、5年リースで変えるのはわかるんだけど、現実には職員、学校の教員の方々が使っているパソコンが、本体としての機能が損なわれているような部分ではないと思うんですよね。そうすると、今言った、例えばOSをウィンドウズ7に積みかえるとしたら幾らかかるのかとか、そういう検討というのはしていないですか。もう5年で、6年間ですか。今回は5年半ですか、リース切れにして、新しいのに更新するのが当たり前のような感覚なんだけど、パソコンというのは、OS上の問題があるとしても、ハードとしての機能が問題がないのなら、中小零細の企業なら長く使っている部分もないことはないと思うんですね。

だから、今回、2億3900万円という限度額が示されているわけなんだけど、少しでも税金の使い道の用途を広げる、あるいは、最初の税金投入でほぼ同じ機能を担保できるんだなというような考え方の検討というのはすべきじゃないかなと私は思うんだけど、その上においても、ウィンドウズ7に積みかえたときの問題も僕はあるんだろうとは思いますが、それは全くないというわけじゃないだろうけれども、そういうものがやっぱり、これは教育委員会だけじゃなくて市職員全体のパソコンの部分も同じ話だと思うんだけど、そういう視点の物の見方というのはやっぱり必要なんじゃないのかな。本体は再リースのほうが安く使えるというのであれば、あと、OSの部分の積みかえのお金が出ても、このお金よりもぐっと少なくて済む可能性は十分あるんじゃないかと思うんだけど、そこら辺というのは検討したことはないんですかね。これはIT推進課が主導しているの。教育委員会が主導しているの。

○ 石黒学校教育課長

この件につきましては、IT推進課のほうが主導をしていただいています。

○ 中森慎二委員

これは、他の教職員のパソコンにかかわらず、市全体の職員さん1人1台パソコンの考え方として、やっぱりそういうような検証なんかをした上で、こういう契約が必要なんだというものが必要なんじゃないのかなと思うんです。それが逆に、先ほどよりも高くつくのか、そこはわかりませんが、検討したことはないの、何かちょっと横断的な議論をしてもらうべきじゃないのかなというような、それと、もう一つ、小川委員がおっしゃ

ったように、5年というものとプラス1年とするんだったら、最初から6年間リース契約を結んだほうが安かったのかわからないし、そういう検証だって本当は要るのかもわからないですよ。時代の流れの中の変化に追随していくために計画を短くしたほうがいいんだというような答弁もあったんだけど、税金を使ってパソコンを配備しているという考え方でいったときに、何が一番理想的なのかというようなこと。

もう一つは、職員さんのパソコンの使い方って、別に技術メーカーの設計者が使うような非常に高度な使い方を僕はしていないと思うんですよ。ワード、エクセル、パワーポイントの類ではないかと思うんです。その部分、失礼な言い方かも知らんね。それは技術者の人はもっと高いことを使っているかも知れないけど、一般的にはそういう部分が主だとすると、その使い方のレベルの中で1人1台パソコン配備のハード分のレベルというのはどうあるべきなのかというのが僕はあってしかるべきじゃないかと思うので、それを検討した上でこうなんだというなら、それで納得するんだけど、そののところ、やっぱりちょっと検証がされていないんじゃないかなというふうな思いがするんですよ。ましてや、IT推進課主導でいくのであれば、IT推進課がもっとちゃんと示すべきじゃないのかなと。だから、庁内でも技術職の特別な設計用のパソコンを使っている職員についてはこういうレベルのものが必要なんだというのは僕はあってもいいと思うし、一般の事務職員であれば、ワード、エクセル、パワーポイントがあれば、あとはメール機能で、そんなに問題ないんじゃないかと思うけど、そういうようなこともやっぱり検証した上での話が必要じゃないかなと私は思うのであえて申し上げておるんですけども。

○ 日置記平委員長

価値分析ということになるのかと思うのですが、過去そういう習慣的にそうしているということの上でこうなっていたのか、その辺、委員の皆さんから出てきたのが、果たして5年というスパンの、6カ月間再リースかは知りませんが、その辺についての問題ももう少し明確にして、ただ、この辺の最終判断はIT推進課がされているならば、IT推進課のパソコン導入についての基本的なものが必要だと思うし、その説明が必要かなと感じます。

○ 中森慎二委員

例えば、補正予算の概要のところの2ページの今回債務負担行為が上がっていて、行政

事務用パソコン経費ということで3億4200万円上がっていますよね。教育のやつがここにありますが、全体会の中でも、パソコンの更新、あるいはOSの取りかえの必要性の考え方とか、継続の期間の問題だとか、きちっとIT推進課としての考え方も少し示してもらいたいなというのがあるんですが、教育委員会についても、そこら辺のところは、IT推進課主導で言われてきているからこうなったんだみたいな話ですので、もし皆さん方のほうで賛同いただけるのなら、その辺をもう一回今の話を触っていただくような部分があってもいいのかなという気がちょっとするんですが。

○ 日置記平委員長

契約の資料がまだ出てきていませんけれども、全体的なバランスとして、確かにそういうことが言えるかと思います。今、中森委員から全体会で意見交換をしたほうがいいんじゃないかという意見が出ましたが、いかがですか。

○ 中森慎二委員

トータルで6億円ぐらいですかね。非常に大きなお金ですね。

○ 日置記平委員長

どうでしょう、皆さん。そういう意見が出ました。

(異議なし)

○ 日置記平委員長

よろしいですか。じゃ、学校教育IT推進事業費については、全体会に送ることにいたします。

○ 城田教育総務課長

先ほどの豊田委員からのバスの日額のご質問の件でございますが、お答えさせていただいてよろしいでしょうか。

○ 日置記平委員長

はい。

○ 城田教育総務課長

年間210日を想定しておりますので、それで割り戻しますと、約3万2900円というふうな形の日額になります。約3万3000円というふうな形でご理解いただければと思います。

○ 日置記平委員長

日額3万3000円。

○ 城田教育総務課長

約3万2900円です。

○ 日置記平委員長

豊田委員、よろしいでしょうか。

○ 豊田政典委員

これは聞き忘れたんですけど、運転手のみでこれだけの経費が、1日に割り戻すと3万2900円になるということですね。

そうしたら、9ページに戻りますが、自然教室です。これはまた資料を用意してもらっていますけど、いますよね。

○ 吉田指導課長

鈴鹿の青少年センターと、それから四日市の少年自然の家のことなんですけれども、もちろん市営と、それから市民であるということで、少年自然の家のほうが、宿泊、例えば……。

○ 豊田政典委員

文書で出してもらおうとして、バスは予算ですから、バスは1330万円の内訳がわかるようにしてくださいね。鈴鹿が幾ら、自然の家幾ら、違うのかもしれないし、何回走るとかと

いうのも、計算式を書いてもらえば全てわかると思うので。

○ 吉田指導課長

鈴鹿青少年センターであっても少年自然の家のほうであっても、バスの単価は同じです。3万円と中日移動が2万円というふうで同じです。

○ 日置記平委員長

利用料はよかった。豊田委員、利用費は。

○ 豊田政典委員

待っています。

○ 日置記平委員長

ああ、待っているのね。

わかりましたか。利用費については。

○ 吉田指導課長

少年自然の家の宿泊費については、例えば2泊であれば、今現状1080円ということです。そのかわり、それと冷暖房費がそれぞれかかります。県の鈴鹿青少年センターのほうは、生徒の宿泊費は2泊で1375円で、ただ、冷暖房費は不要です。あと、行うものによりますが、例えば飯ごう炊さんなどをしたときのまき代等は、少年自然の家は30円、それから県の鈴鹿のほうは、学級数掛けるということで、個人数じゃないので、ちょっと計算が違いますが、学級数に掛けて260円という形で計算をさせていただくということになっておりますので、ここは算出のあれが違いますので、ただ、トータルでいえば、やっぱり鈴鹿より四日市のほうが安いということになります。

○ 豊田政典委員

これは大体わかりましたので資料はいいですけど、そうすると、若干高い鈴鹿に食堂の容量だけで何校か、中学校、利用している状況にあるということになりますけど、そこまでする必要があるのかなということを確認したいだけなんですわ。

○ 吉田指導課長

冒頭の説明のときにうまく説明できなくて申しわけございませんが、食堂のいわゆるキャパシティーの問題だけではなくて、例えばお風呂の問題とか、それから、朝からずーっと活動していったときに、一旦切って、夕食などを一緒にとれるほうが、よりスムーズに夕食後の活動に入っていける。そこで約1時間ぐらいのタイムロスが出ますので、そうすると、就寝時間もずれてきてしまって、生徒の管理とか運営が大変困りますので、今、中学校5校、今年度行かせていただいているところですが、教職員も含めて行くと、約210人以上の学校ばかりなんです。そういうような学校からの要望もありまして、このような計画をさせていただいております。

○ 豊田政典委員

理解しました。

○ 石黒学校教育課長

リース契約の件は言わせてもらったほうがいいでしょうか。リース契約の期間の問題は言わせてもらったほうがいいでしょうか。

○ 日置記平委員長

期間って、何、契約書の件。

○ 石黒学校教育課長

契約書は今持ってきました。

○ 日置記平委員長

この期間。

○ 小川政人委員

配れさ、コピーで。

○ 石黒学校教育課長

じゃ、コピーで配らせていただきますね。

○ 日置記平委員長

はい、そうしてください。

それじゃ、資料は。豊田委員の質問のは。

○ 豊田政典委員

答えてもらいました。

○ 日置記平委員長

じゃ、これでいいんやね。

○ 豊田政典委員

はい。

○ 日置記平委員長

じゃ、小川委員、よろしい。

○ 小川政人委員

全体会で出すんやで、資料は後からでええよ。それは、きょうじゅうに出してください。

○ 日置記平委員長

それでは、議案第73号の件ですが、今、全体会へ送る件は、学校教育IT推進事業費のパソコンの件です。それと、豊田委員のほうからの通学路やバスの件についてのスクールシャトルバス運行業務委託費についてを除いた他の部分について採決をとります。

賛成の諸君の挙手を求めます。

○ 中森慎二委員

スクールバスのことは除くということですか。

○ 日置記平委員長

そうです。よろしいね。

○ 小川政人委員

スクールバスは、資料が出次第採決するということでしたっけ。全体会へ送るわけではない。

○ 日置記平委員長

ないですね。そうです。

それでは、議案第73号平成25年度四日市市一般会計補正予算（第4号）、第1条歳入歳出予算補正、歳出第10款教育費、第1項教育総務費中関係部分、第2項小学校費中関係部分、第4項幼稚園費中関係部分、第6項保健体育費中関係部分、第3条債務負担行為補正（関係部分）のうち、学校教育IT推進事業費とスクールシャトルバス運行業務委託費を除く部分について、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○ 日置記平委員長

ありがとうございました。全員賛成であります。

[以上の経過により、議案第73号 平成25年度四日市市一般会計補正予算（第4号）、第1条歳入歳出予算補正、歳出第10款教育費、第1項教育総務費中関係部分、第2項小学校費中関係部分、第4項幼稚園費中関係部分、第6項保健体育費中関係部分、第3条債務負担行為補正（関係部分）のうち、学校教育IT推進事業費とスクールシャトルバス運行業務委託費を除く部分について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 日置記平委員長

あと、入れかえがありますか。じゃ、入れかえをしていただいて、委員の皆さん方、休

憩をとります。再開は2時5分です。

13:54 休憩

14:06 再開

○ 日置記平委員長

議長は少しおくれますので、それでは、再開します。

次の項目に入ります。

説明をいただけますか。

議案第113号 四日市市立視聴覚センター条例の一部改正について

議案第114号 四日市ドーム条例の一部改正について

議案第115号 四日市市立博物館条例の一部改正について

議案第116号 四日市市楠歴史民俗資料館条例の一部改正について

議案第122号 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第133号 四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について

議案第134号 四日市市桜運動施設の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第137号 契約の締結について一博物館プラネタリウム投映機器等更新業務
—

議案第138号 財産の無償譲渡について

議案第161号 四日市市運動施設の指定管理者の指定について

○ 城田教育総務課長

それでは、私のほうからは、議案第113号から116号についてご説明を申し上げます。

議案書は107ページから120ページでございます。ごらんください。議案書でございます。よろしいでしょうか。

この4件の議案につきましては、いずれも平成26年4月1日の消費税率及び地方消費税率の引き上げにより、教育委員会が所管いたします視聴覚センター、四日市ドーム、博物

館、四日市市楠歴史民俗資料館の使用料、利用料等の改定が必要なものでございます。

議案第113号は四日市市立視聴覚センターの条例の一部改正について、議案第114号は四日市ドーム条例の一部改正について、議案第115号は四日市市立博物館条例の一部改正について、議案第116号は四日市市楠歴史民俗資料館条例の一部改正についてでございます。この4件について上程をさせていただきます。

続きまして、議案第133号四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正についてのご説明を申し上げます。

議案書は、議案書その2の207ページでございます。よろしいでしょうか。それと、資料のほうでございますが、教育民生常任委員会関係資料の資料2をごらんください。インデックスで②と書いてあるところでございます。教育民生常任委員会資料、資料2でございます。よろしいでしょうか。こちらの4ページをごらんください。

議案第133号四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正についてでございます。

趣旨と経緯といたしましては、平成26年4月に三浜小学校において発生が見込まれます複式学級を回避して、子供たちが適正な学級規模で学習できる環境を目指し、三浜小学校、塩浜小学校を廃校とし、そして、新たに塩浜小学校を現在の塩浜小学校の地に設置するものでございます。

4ページの中段から6ページまではこれまでの取り組みの経緯でございますが、6ページの7月までの経緯につきましては、これまでの教育民生常任委員会協議会や、8月に開催していただきました議員説明会においてご説明をさせていただいておりますので、割愛させていただきたいと存じます。

つきましては、8月以降の取り組みについて簡単にご説明申し上げます。

毎月1回のペースで新しい学校づくり準備委員会を開催させていただき、交流行事、新しい学校の校名、校章、校歌などについて協議をしてまいりました。

また、議員説明会を8月、9月と2回開催していただきまして、これまでの経緯と通学路などについてご説明をさせていただきました。

さらに、教育民生常任委員会の委員の皆様には、11月19日の朝早くから通学路のご視察も無理申し上げておるところでございます。ありがとうございました。

次に、今後の予定でございますが、7月にも実施いたしました両校保護者個別懇談会をこの12月にも実施させていただく予定でございます。

また、本議会での条例改正をお願いいたしまして、来年1月に通学区域審議会を開催さ

せていただきたいと考えております。

3月に両校の閉校式、4月には統合後の新たな塩浜小学校の開校式の予定をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○ 日置記平委員長

ありがとう。

○ 小垣内スポーツ課長

スポーツ課、小垣内です。よろしくお願いします。

スポーツ課からは、議案第122号、資料としては議案の141ページをお願いいたします。141ページから164ページまでが一般運動施設の一部を改正する条例改正の議案でございます。

この大部分は、消費税に伴う変更ということの議案です。

それ以外に、別添の資料として提出議案参考資料ということにつけさせていただいております、提出議案参考資料の3ページ及び教育民生常任委員会の関係資料の項目2番の1ページでございます。これについてご説明させていただきます。

まず、消費税分の改正については、市全体的な改正でございます。

この議案第122号の中で、まず、中央緑地水泳競技場の廃止と水泳競技場廃止に伴う霞ヶ浦プールの使用時間の延長及び、今回、中央緑地陸上競技場の夜間照明を設置することから、来年4月から夜間の利用料金の設定を行っております。これについてご審査をお願いいたします。

まず、戻りまして、中央緑地水泳競技場の廃止でございます。これは、前回の委員会でも協議会で説明させていただきましたが、中央緑地の水泳競技場の現状が、本体の劣化、それから老朽が激しくて、維持に多額の費用がかかるということで、廃止したいという議案でございます。

教育民生常任委員会の資料の1ページ、それから2ページをお願いいたします。

2ページには、中央緑地と霞ヶ浦プールの利用状況の比較をさせていただいております。平成24年度の実績でございます。平成24年度利用者数が、中央緑地のプールは6790人、霞ヶ浦は5万7178人と、中央緑地のプールの利用が非常に落ちております。しかしながら、

かかる経費というのは、中央緑地で年間1570万円ほどかかっております。霞ヶ浦については2200万円。このプールを廃止することによって、今、大会を中央緑地のプールで開催しておりますが、この大会が霞ヶ浦プールの50mでできるように施設改修をただいま行っているところでございます。中央緑地のプールは、今まで7時まで公開しておりますが、霞ヶ浦プールは現在5時に終わっています。霞ヶ浦プールのほうが非常に利用希望が多いので、これを7時までには延長するというところで考えております。

3ページは、中央緑地と霞ヶ浦の利用者の推移を見やすくグラフにいたしました。一番のターニングポイントは、平成10年に、まず、霞ヶ浦プールが流水プール、幼児用プールを新しくして非常に人気があがりまして。それと同時に、まさしく同時に、鈴鹿スポーツガーデンの水泳競技場ができて、三重県の水泳競技はほとんど中央緑地で行われていたのが鈴鹿に移ったことにより、ここから利用者数が減ってきたと。もう一つは、中央緑地のプールが、コンクリートが剥がれたり、かなりポンプの老朽化も激しいということも理由で廃止したいということでございます。

次、3番目、中央緑地陸上競技場の使用について、夜間照明ができましたので、夜間の部の料金設定をさせていただきます。これの基準となるのは、屋外施設の霞ヶ浦のサッカー場を基準としまして、午前の料金と同額を夜間の時間帯の金額ということで設定させていただきます。これとは別個に照明料金がかかります。照明工事についてはこれから入っていきますが、この辺も照明料金を設定して、夜間も利用していただき、トップアスリートの育成に寄与していきたいと思っております。

続けて、桜運動施設の設置及び管理に関する条例の制定でございます。議案は第134号でございます。

ページは議案書209ページでございます。それと、教育民生常任委員会用の資料で②の7ページをお願いいたします。

桜運動施設の設置及び管理に関する条例の制定について、今、まだ現在、桜運動施設は桜地区の自治会で管理運営されておりますが、これを一般運動施設ということで、来年の4月1日から四日市市スポーツ課直系で管理運営するというものでございます。

内容については、前回の協議会でもご説明させていただきました。まず、1に運営方法、これは直営でございます。体制的には、市の臨時職員を配置して、直接窓口業務、整備にかかる。それと、使用料金の設定は、多目的運動広場、これはサッカー、プロのサッカーではございませんが、ソフトボールと少年サッカーがとれるぐらいの面積があります。

これは1時間につき430円、これは楠の多目的施設を参考にさせていただきました。それと、テニスコートが5面ございます。これも1時間につき520円という設定でございます。

8ページをお願いいたします。今後の整備計画でございますが、この平成25年度に政策推進部の補正予算で、①というところなんです、ここがちょっと高台の部分でございます。多目的コートという、ちょうどセンターの真ん中の上でございます。この上が臨時の駐車場ということになっており、ここを車の転落防止措置ということで、周辺の除草をして、低木の植栽を、土手のがけのところに植えて転落防止にするというのを平成25年度補正で政策推進部のほうでやっていただいています。平成26年度になりましたら、スポーツ課のほうで当初予算でただいま財政に要求していますが、ほぼ希望どおり、要求どおりいただけるということは聞いておりますが、更衣室の設置、ロッカー、シャワー、それから、トイレが現在くみ取りですので、これを洋式化し浄化槽を設置する、それから、整備するための機材の倉庫と危険防止のためのフェンスの設置ということを予定しております。この財源のうち、桜運動広場の整備基金のほうから残額を充填して行う予定でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○ 水谷博物館副館長

博物館、水谷です。よろしく申し上げます。

議案第137号博物館プラネタリウム投映機器等更新業務委託契約の締結について説明させていただきます。

教育民生常任委員会資料の資料2、インデックス②のついた資料、こちらのほうで説明させていただきますので、9ページをお願いいたします。

受託候補者の選定方法ですが、プラネタリウムは専門性の高い分野ですので、事業者の専門能力ですとか企画提案力を有効に活用し、メーカーによる新たな設備機器の開発も導き出して、より先進的な施設とするために、公募型プロポーザル方式により選定いたしました。

項目2の見積もり限度額、3の参加資格などの条件で、9月に募集を行いましたところ、項目5に記載の4社から応募がありました。五藤光学研究所とコニカミノルタはプラネタリウムの専門メーカーですが、久志本組は市内の建設業者で、カールツァイス社と代理店契約を結んでの参加です。もう一つの日本メックスは、本社が東京で名古屋市に支店を置きます建物の総合管理を手がける会社で、大平技研と代理店契約を結んでの参加です。現

在、国内で導入可能なプラネタリウム投映機、4社全ての参加となりました。

10ページをお願いします。

10月15日に各社からの企画提案書をもとに1時間ずつのプロポーザルとヒアリングを行いまして、審査委員会にて審査を行いました。審査委員会の委員は、天文学の大学の教授2名と、教育委員会事務局職員、幼稚園園長会代表、環境部、商工農水部、政策推進部の各職員、合計10名で構成いたしました。

審査につきましては、11ページの別紙1、A3の縦長の表ですけれども、そちらのほうの審査票をごらんください。

プラネタリウム施設に関する提案、機器及び設備に関する提案、保守に関する提案などの技術評価の合計で900点満点、導入経費及び維持管理経費による価格評価が300点満点、合計1200点満点の配点としまして、各項目ごとに採点をして、評価を行いました。

その結果、その次のページの別紙2が採点結果になりますが、裏側のほうの14ページの一番下の欄に総合計点を記載しておりますが、五藤光学が最も高い点をとりまして、受託候補者に選定されました。

その五藤光学からのプロポーザルの際の提案につきましては、企画提案書の中から参考に、15ページの別紙3としまして、全体のコンセプトを示した部分をつけさせていただきましたが、プラネタリウムのある5階フロアを港町四日市にちなんで四日市スペースポートと名づけ、地球の周回軌道上に浮かぶ宇宙の港に見立てた一体感ある施設として全体をまとめております。

内容につきましては、16ページ以降に仕様書をつけさせていただきましたが、これは、提案をもとに協議、精査して作成した契約書の仕様書ですが、大きな特色としましては、光学式投映機につきましては、現在、同社の最新の投映機は星の数が1億4000万個と、世界一星の数が多い投映機です。ちなみに、現在は当館では同じく五藤光学社製で2万5000個ですが、提案では、高機能LEDや光ファイバーを用いて星の輝きをさらにするどくして、より本物に近いものとします。また、主要な星とその他の星を分離し、それぞれで明るさを調整できるようにして、さまざまな状況の星空を再現できるようになりまして、本市の求めるコンセプト、宇宙から見た地球、宇宙から見た星空を演出するのに適した投映機と言えます。そのほかにも、投映機の小型化、省電力化など、大きく改良を加えたものを新たに開発して、国内で最初に導入するというものです。デジタル投映機につきましても、NASAやJAXAなどの膨大な地球観測データを表示する機能を有するなど、環境

面での活用が期待できるものとなっております。

そのほか、詳しい仕様につきましては、時間の関係で省略させていただきますが、本市の狙いをよく研究し、それを踏まえた内容となっております。

この提案をもとに契約内容について協議し、精査して、仕様を確定した上で、随意契約の手続を行って、仮契約を結び、今回、議案として上程させていただきました。契約金額は、提案を精査した結果、限度額を約240万円ほど下回りまして、議案書その2の221ページに記載しておりますが、7億3116万円となりました。議決をいただきましたら、正式に契約を結びまして、直ちに作業に着手し、平成27年2月までに完成させて、その後、職員の操作研修を行って、3月下旬のオープンを目指します。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○ 小垣内スポーツ課長

スポーツ課ですが、もう一件、城北テニスコートの無償譲渡の議案でございます。

教育民生常任委員会の1ページ、先ほど補正のところでご説明させていただきましたので、無償譲渡もこの資料でご説明させていただいてあると思います。1ページでございます。

議案は第138号、225ページでございます。

城北テニスコートは、先ほど説明させていただきましたが、9月30日まで営業して、その後、契約どおり撤去ということで準備を進めてまいりましたが、地主さんのほうから、撤去せずに現状のままでよいということでお話がありました。いろいろ協議をした結果、現状のままでお返しするということで進めてまいりました。ただ、上の無償譲渡の物件については、鑑定をいたしましたところ、テニスコートが約19万円、ネットフェンスが5万円ほど、クラブハウスが99万円ほどの資産価値がありますので、これを無償譲渡するには地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決が必要となります。それをもちまして、本委員会において審査をいただき、議会の議決をお願いしたいということでございます。

議案第161号四日市市運動施設の指定管理者の指定について、追加上程分でございます。

資料は、議案その3の5ページでございます。四日市市運動施設の指定管理者の指定についてでございます。

四日市市運動施設の指定管理者を指定するものでございます。

資料につきましては、同じく教育民生常任委員会の先ほどの資料の40ページでございます。40ページをお願いします。

まず、この指定につきましては、選定委員会でもって審査をいただき、当初、四日市体育協会グループと三幸株式会社と2社が応募されました。選定委員会の審査の結果、第1回目は三幸株式会社が得点を上回り、選定され、報告をいただきました。ただ、審査報告の中で、三幸株式会社の提案にあった体育協会と連携をして事業を進めるという部分について、選定委員会の中にも、選定はされましたが、条件つきで体育協会との協力を前提とするという部分で条件が付きました。

これをもちまして、報告をいただいた後、市と三幸株式会社と協議を行いました。同じ選定委員のほうからも条件付きの三幸株式会社と体育協会との協議も行っていました。協議の中で、体育協会と三幸株式会社の協議が調わず、条件付きの部分について、事業の実施についてできないというところで、もう一度選定委員会を開いて、報告を行い、体育協会と三幸株式会社の提案が調わないというところで再審査を行いました。

それをもって、第2回の、41ページでございますが、四日市市運動施設指定管理者候補者選定審査報告ということで第2回、教育長のほうへ報告されました。ちょっとここは読ませていただきます。審査意見として、四日市体育協会との連携は同社の提案された事業計画の根幹をなすものであることから、事業計画の内容を変更したものと認められます。四日市市の指定管理者制度の運用では、募集要綱12選定の方法及び基準には、提出書類提出後に事業計画の内容を変更した場合には、選定審査対象からの除外と認められることから、三幸株式会社を選定審査対象から除外せざるを得ないと判断します。この結果、次点であった四日市市体育協会グループが、提案内容に係る配分点において適格基準を満たしていたこともあり、四日市市運動施設指定管理者の候補者として選定しますということで、今回、体育協会グループが選定されたということで、これの指定議案を上げさせていただいております。

以上です。よろしくをお願いします。

○ 日置記平委員長

ありがとうございます。

ただいま説明いただいた中で、質問がありましたらお願いいたします。

○ 中森慎二委員

桜運動施設ですが、資料の8ページで、平成26年度に②から⑤の整備を予定している。そのうち四日市桜運動広場基金650万円を充当し対応する予定であるということですが、650万円で全部整備ができるのでしょうか。

○ 小垣内スポーツ課長

650万円は一部でありまして、およそ2500万円ほどを予定しております。

○ 中森慎二委員

そうすると、2500万円から650万円を引いた分が不足分として平成26年度当初予算に計上されるということになっているわけですか。

○ 小垣内スポーツ課長

そのとおりでございます。

○ 中森慎二委員

次、プラネタリウム館ですが、10ページの(2)審査委員が天文に関する学識経験者2名及び教育委員会事務局等行政関係者8名、合計10名で審査をしましたということなんですが、これらの氏名、それから採点の各審査委員の評価を資料として出していただけませんか。

○ 水谷博物館副館長

提出させていただきます。

○ 中森慎二委員

それから、この委員の構成が、行政関係者8名ということになると、学識経験者は2名だから、学識経験者の2名の4倍の行政関係者が審査に当たっていることになると、行政主導で審査が進められたというふうな見方でとれるかと思うんですけども、一般的にこういう審査をする場合、もう少し行政色を薄めるというような考え方というのはなかったんですかね。審査委員が誰かはわからないんですが、また資料が出てきたら見せていただ

きたいんですが。

○ 水谷博物館副館長

プロポーザルにつきましては、調達契約課が所管します行政経営委員会外部委託等適格審査部会が定めましたガイドラインというのがありまして、それによりますと、審査委員は、所管部長、所管課長を含む関係職員に加え、その他複数の管理職、または管理職が指名した職員をもって構成すると、組織するというふうになっておりますので、基本的には職員で構成すると定められておりますが、プラネタリウムの場合はちょっと専門的なことが多いので、あえて専門家2名、大学の教授、愛知教育大学の澤教授と三重大大学の伊藤教授を入れさせていただきました。

○ 中森慎二委員

その定められているルールの資料もあわせて出してください。それが出てから、また質問します。

○ 日置記平委員長

水谷さん、資料はどれくらいで出ますか。

○ 水谷博物館副館長

コピーする時間をいただければ出せます。

○ 日置記平委員長

では、お願いいたします。

○ 小川政人委員

資料というのは、各審査委員の採点票も出るんやろうか。

○ 水谷博物館副館長

各審査委員ごとの採点ですね。出ます。

○ 芳野正英委員

追加上程の議案第161号の指定管理者ですけれども、先ほどの説明の中で、一度選定はして三幸株式会社に決定したけど、協議が調わないということで、もう一度、選定委員会を開いたということですが、そこでの議論について、もう少し詳しく説明をしていただけないかなと思うんですけれども。

○ 小垣内スポーツ課長

まず、三幸株式会社からの提案は、体育協会と連携をとるという事業提案がありました。この部分について、体育協会は全然知らずに、選定があってから、実は体育協会と連携をとってやりたいんやというお話の中で、その部分についても選定委員会からヒアリングのときに、体育協会さんとの連携はとれるんですねというようなご質問がありましたら、鈴鹿も亀山もうちはやっていますので、体育協会と連携をとっています、四日市とも連携をとってやっていきますという回答で、それで、選定委員も、その部分については、施設管理のプロである三幸株式会社と、それから体育振興を行う体育協会が連携をとれば、今より一層のいいものができるという判断で選定結果が出ました。ただし、その辺の確約はまだしっかりできていないので、協力体制をとるということでの条件で選定されたというところでございます。

その後、体育協会と三幸株式会社がそれぞれ連携協議を行った中で、5回の協議を行いました。やはり最初のボタンのかけ違いというか、同じ体育協会さんも指定管理に応募していますので、その辺でやはり連携がとれないということになって、それをもって報告をいただいて、連携がとれないということで、実は、市と三幸株式会社の、新しく選定された業者さんとも協議を行うわけです。果たして実効性があるかどうかというのを市も協議します。そこでやはり重要な事業の実施については協議が調わないというところで、もう一度条件をつけられた選定結果でありますので、選定委員さんに返ささせていただいて、ご判断を願ったというところでございます。

○ 芳野正英委員

今回、スポーツ課の対応どうこうというのは、それはちょっと今回の選定委員の判断の部分が非常に誤っていたんだろうなというふうに思うんです。というのは、連携とか協力という曖昧な言葉でやっていますが、要は、そういうことを目しているのであれば、こ

こにも応募資格にもありますけど、複数団体での共同申請というのはできるはずなんですよ。今回それをせずに、出しておいて、連携です、協力ですという曖昧な表現を信じてしまったという、しかも、競合している団体を本当に協力体制に引き込めるかという部分は、この審査委員会は、もうちょっとそこは常識的な判断と、手続面での厳格性をやっぱり持つべきだったと思うんですよ。そのときに、じゃ、なぜ共同申請にしないんですかとかという質問をしていけば、十分今回のような、一度決めた後、覆すようなこういう混乱というのはなかったのかなというふうに思うので、今後の指定管理、これは市全体でもあろうと思うんですけども、同様のことが起こってくると思うんですけども、その場合のときのやっぱり予防策としては、連携とか協力とかという曖昧な表現でヒアリングを過ごしていくんじゃないくて、しっかりとそういう場合は共同申請の手続をして出し直せということは、これはやっぱりやるべきだと思いますので、全市的に今回のことはしっかりそこは引き継いでほしいなというふうに思いますので、スポーツ課どうこうについてではなくて、指定管理の全体のあり方として、これは一応指摘をさせていただいておきます。

○ 日置記平委員長

指摘ですね。

○ 芳野正英委員

はい。

○ 豊田政典委員

じゃ、まず、今の芳野委員の意見は全く賛成だと思います。追加提案のときも僕はあるべきだと思ったんですけども、追加提案というのは、それだけ議会の審査が制約されるわけですよ。時間的にも資料の精査があるのでね。だから、そのことはやはり反省してわびるべきだと。わびないまでも、反省して、二度とないようにすべきだという自覚が、今回、これプラス二つの指定管理が追加になっておるけれども、時間がなさ過ぎるんじゃないかということ指摘しておきます。

それから、幾つかあるのでざっといきますが、議案第122号、スポーツ課、これは質問ですけど、霞ヶ浦のプールのやつは経費は400万円プラスになると。要望というのがあるんですけど、もう少し具体的に要望の中身を教えていただけませんか。

○ 小垣内スポーツ課長

まず、一般利用者の要望は、近年非常に暑いので、まだ夏の5時というのはかなり日照も強いので、もう少し時間延長をお願いしたいという声は過去にありました。ただ、経費面でなかなか予算がないので、今までちょっと見送っていたというところがありますが、今回、この中央緑地がもし廃止していただけるなら、この経費を使って霞ヶ浦プールの延長を行いたいということでございます。

○ 豊田政典委員

かなりあったとか、そういう漠然とした話じゃなくて、どんな形で要望、声を聞いて、件数があれば一番いいんですけれども、そのあたりちょっとわからないので、もっと具体的に答えを出してください。

○ 小垣内スポーツ課長

具体的な要望というのは、電話から聞いて、何で5時に終わるんやとかいうような問い合わせとか、そういうのが具体的な要望なんですけど、文書でというようなことはございません。

○ 豊田政典委員

弱いと思いつつ次へ行きますが、3番、中央緑地のほうも、照明を設置し、時間延長する。これは、根拠となるのはやっぱり市民の声なんですか。併せて、こっちは経費が出てこないの、経費がプラスしたのかどうなのかってのを教えてください。

○ 小垣内スポーツ課長

陸上の照明につきましては、運動施設の全て、野球場、サッカー場、屋外施設、テニスコートも含めて夜間照明装置があります。この時期ですと、もう5時になると真っ暗で、陸上競技場については、学校の授業が終わってから外を使用するこの時期から2月ぐらいまで使えないという関係から、その辺で、国体もありますし、アスリートの育成というところで、夜間の練習をしたいという要望がかねてからありました。この辺をかなえるべく、照明装置の設置をすることでございます。

それにつけて、やっぱり学校教育の中でもなかなか陸上競技部が単体で存在するという
ことも少なくなってきた中で、今、結構ボランティアで中央緑地を中心に一般のクラブが
練習しています。その練習場ということも、今後、夜間照明をつけることによって時間延
長でできるというところで、経費につきましては、物をつくるのではなくて、照明代が経費
にかかるのと、あと、若干その管理人さんの配置というところで経費はかかります。照
明については実費弁償ということで考えておりますので、プラスになるとすれば、管理す
る人件費がかかります。ただ、入場料をいただきますので、その辺については相殺して、
今後、利用者数も含めて、はっきりした数字が出てくるかと思えます。

○ 豊田政典委員

この辺についても同じことで、要望と言われても、どんな形でどのぐらいの数の件数を
受け取っているのかというのが不明です、今の説明でも。だから、提案する場合は、その
あたりをもう少し明確に説明できるようにしてもらわないと。なるほどと思いますよ。思
うけれども、もとになる市民の声というのはわからない。それ以上は無理なのでいいです
けど、あればもう少し具体的に言ってほしいし、なければ、せめて、先ほど後段に言われ
ましたけれども、延長すれば必ず利用者はいるんだと、来る連中はね。ということをお
おいてもらおうかな。

○ 小垣内スポーツ課長

声については一般利用者の要望ということで、それから、陸上の延長については、やは
り一般利用者というより陸上競技、三泗陸上競技協会という要望が強いかと思います。陸
上については、三泗陸競から過去に要望書ということでいただいております。

プールのほうは、これは試算ですが、延長すると、私の試算ですが、今、2カ月で約5
万7000人、これを単純計算で2時間延長すると、恐らく、単純計算で計算すると1万6000
人ふえるんですが、5時以降ですので、半分としても8000人程度は利用者がふえるかなと
いうふうに思っております。

陸上競技場については、これはもう明らかに、今現在でも外のトリムコースでランプの
下で結構練習されていますので、これはもう陸上競技についてはほぼかなりの頻度で利用
していただけるかなというふうに考えております。

○ 豊田政典委員

じゃ、それを期待しておくとして、次、スポーツ課で桜運動広場、議案第134号ですね。今、2500万円という中森委員とのやりとりに驚いたところなんですけど、9月13日に協議会があって、いろんな意見がそこからも出たと、この委員会でね。その中で、ランニングコストについて、収支に勘案すると1年間700万円から750万円ぐらいという答えでしたが、これは今の見通し、見込みには変わりがないのかということ。それから、スポーツ課長のほうで質疑に対して、予算の点、それから職員のマンパワーの点で不安というか、心配があるというお話を正直にされましたが、それは、予算も含めて、じゃ、どう克服して今回の提案にたどり着いたのかというところを説明してください。

○ 小垣内スポーツ課長

予算の試算では、前回、700万円程度というところを出させていただきました。これは私は正直、ちょっと低目には計算しました。もう少し利用者数はふえるかなという予測はしておりますが、何分にも1年間やってみないと結果は出ませんが、最大出ても700万円ぐらいで押さえられるかなという観測はしております。

それと、不安というところですが、やはり職員がもう一つ新しい施設というところで対応しなければいけないと。臨時職員を配置せず、収入、金銭の授受等、最後の管理は職員が出向いて行うというところで、毎日誰か交代で職員が出向くという業務負担もあります。そういうところで不安もあります。

それと、中森委員にお答えしましたが、2500万円というおよその数字は、ここに上げさせていただいた、お金を取る運動施設として、最低、ロッカー、シャワー、トイレ、それから、管理する設備の設置はしないかんというところは見させていただいていますが、今後、当然、テニスコートのクレークコートがまだ3面残っています。それから、そういうところの整備もしていかなあきませんので、今後、もっと利用者の要望に応じて整備をしていく中で、予算のほうを当然要求していくというふうに思っております。

○ 豊田政典委員

いろいろ思いがある中で、さて、いよいよとなって、スポーツ課としては、教育委員会として受け入れるんだと決まったからこそ提案しているわけですから、全市民的な施設にしなければいけない。そのためにはいろんなことが必要であると思うんです。整備もち

ろんのこと、広報も必要であるし、いろんなことをやっていかれると思うんですけども、そうすると、さっきの話じゃないですけど、見通しとして、目標として、年間利用者数とか、そういったところを持っていないといけないと思うんですけど、今答えられますか。

○ 小垣内スポーツ課長

一応試算では、テニスの利用が7000人で、多目的グラウンドが6000人と試算しております。これは、先ほど言いましたが、ちょっと低目で押さえていますので、これを上回る利用者数を思っております。

○ 豊田政典委員

それは、じゃ、期待しておきますが、9月の協議会の中でも議論があったように、テニス場にしろサッカー場にしろ何にしろ、全市的な施設整備計画というのがないわけですよ。これをつくらないと、テニス場はこことこことここにあって、市民のテニスの楽しめる場所にするんだという計画ですよ。サッカー場はこことここに配置して、年間利用者がこうでというやつを、それが本当はあってからこういったものが出てくるべきだという話を9月にもしましたが、少しでも早く、前の一般質問の野球場の話じゃないですけど、こういうのは計画なしに何か少しずつ一個一個進んでいるわけですよ、野球場にしろこれにしろ。それでは全体的な議論はできないし、本当の四日市のスポーツ文化の発展にならないと思うんですけども、その点について考えをお聞きしておきたいと思います。最後。

○ 小垣内スポーツ課長

豊田委員のご指摘のとおり、きちっとしたスポーツ施設整備計画をつくった上で、行き当たりばつりにここにテニスコートができた、ここにサッカー場ができたというのは、やはり市民に適切な配置計画ができていないと私も感じております。施設整備計画については、来年度、予算をいただけるということですので、きちっと来年度つくっていきたいとは思っております。また、それで、それが全て丸になるかという、そういうことでもありませんが、しっかり頑張って施設整備計画は進めていきたいと思っております。

○ 豊田政典委員

来年度中につくるの。

○ 小垣内スポーツ課長

はい、来年度中につくります。

○ 豊田政典委員

最後、議案第133号ですけど、8月補正で校歌や校章の100万円だか、予算がつきましたやんか。あれはどうするのかなというのと、それから、あのときにも話をしたつもりなんですけど、閉校式、開校式、閉校式の予算はついたけれども、開校式の予算がなかった。僕の考えですよ、個人的な。あのときにも言ったように、開校式こそお金をかけるべきだという話をしましたが、閉校式、開校式の内容が固まってきているのかなと思うので、8月に補正をつけたわけですから、少し紹介してほしいなど。

○ 城田教育総務課長

前回の補正でお認めいただきました統合関連の予算についてのご質問かということでございます。

校歌につきましては、100万円というふうな予算をいただきまして、今、作成のほうに入らせていただいておりますという状況でございます。

それとあと、それぞれの学校で閉校式ということで、それぞれの学校の特色を生かした、学校主体でやっていただくというふうな形をお願いしてございますので、そういったことでの経費として使わせていただきたいというふうに考えております。

それと、開校式につきましては、新年度予算でご無理をお願いできればなというふうに思っておりますので、また、その際のご審査、よろしくお願いたしたいというふうなところでございます。

それとあと、交流に際しても、塩浜中学校へそれぞれの学校から4年生、6年生が出向いて、そこで交流したり、あと、三浜小の5年、6年生と浜田小との交流とか、あと、観劇なんかでそういうところがありましたり、あと、また、ふれあいシアターといいまして、それぞれの学校でのそういう交流もさせていただいておりますというふうな状況で、そこでバスの経費ということでさせていただいております、こういう状況でございます。

○ 豊田政典委員

校歌の話は、素朴な疑問、質問で、8月補正のときには100万円でその世界のプロに出すとかという話だったのが、作詩については住民で作り直したでしょう。要らなくなったんじゃないのかなと思って聞いているんです。

○ 城田教育総務課長

そういうご意見を頂戴いたしまして、私ども、きちんとその時点でご説明させていただかなかったこと、大変申しわけございません。実は、そういう方向で取り組もうというふうな形で動き始めましたら、やはり著作権というふうなものがございまして、作詩をされた方の、もうその方は故人でいらっしゃるんですけども、その方の遺族の方がいろいろご意見を頂戴いたしましたので、ちょっとその辺の作詩、歌をいろいろすることができなくなったので、改めて作り直させていただくという形での作業を今させていただいていると、こういうところでございます。大変申しわけございません。

○ 豊田政典委員

そうですね。修正はやめたんだけど、住民でつくるわけじゃない、作詩するわけじゃなくて、幾つか言葉を出してプロにお願いすると。

○ 城田教育総務課長

いろんなご意見を頂戴いたしまして、例えば、いろいろな大事な言葉、塩浜とか、あと三浜とか、それぞれの単語を入れてもらうような形でのご希望もございまして、近いうちに作詩の先生にこちらへ出向いていただきまして、その辺の、こちらからの、地域の皆さんからの要望も含めましてお話をさせていただき、かつ、今の学校の状況等を見ていただき、地域のそういった環境とかも見ていただき、新しい学校にふさわしい歌をつくっていただくというふうな形での作成をお願いしていこうと、こういうふうに考えております。

○ 豊田政典委員

僕が勘違いしていたのかもわかりませんが、何とか大学とかもう外へ出すのはやめて、住民で全部つくるのかと思っていたんですけど、そういうふうに決まったわけじゃないのね。やっぱりその道の、私の知らない有名人に頼まれるんですね。

○ 城田教育総務課長

済みません、再度申しわけございません。実は、そういう形で、委員ご指摘のように、手づくりで曲を、カットという言い方、大変恐縮かも知れませんが、3番だけ歌詞を変えようかと、こういった形での考え方で動き出そうとしておったときに、先ほどの著作権というふうな形の壁に当たってしまったというふうな状況で、皆さんでつくっていただくというふうな取り組みに入ろうとしたんですが、そういったことがありまして、プロの方というか、専門の方をお願いさせていただくというふうな判断をさせていただいたということでございます。ご報告がおくれて、大変申しわけございません。

○ 豊田政典委員

終わります。

○ 土井数馬委員

ちょっと素朴な疑問なんですけれども、議案第161号で指定管理者の指定が、まだ議決していませんけれども、中央緑地の水泳競技場は廃止でいくわけですね。両方のあれでしたら、それはどういうふうな契約になるか、ちょっとわかりませんし、先ほど課長のほうが、桜運動施設のほうで、新たにやるので、職員の配置とかいろんな問題があると。じゃ、中央緑地の水泳競技場がなくなったで、そこへ放り込んだらあかんのかというふうな素朴なふうに考えたんです。この辺の契約はどうなっておるのでしょうか。

○ 小垣内スポーツ課長

指定管理者制度の中で、まず廃止につきましては、大きな環境変化があった場合は双方協議という中で、廃止する分についての管理料の削減は求めています。逆に、今度、追加する分につきましては、新たな条件の変更になりますもので、追加という部分は指定管理のほうに放り込めないということで説明を受けております。

○ 土井数馬委員

そうすると、恐らく想像ですけれども、来年度には桜の運動施設も指定管理者のほうへは入れていくような計画はあるわけでしょうか、考えはあるわけでしょうか。

○ 小垣内スポーツ課長

ここは今ちょっと頭を悩ませているんですが、まず、どれだけ経費がかかるというのは、今、想像の域ですもので、きちっとした指定管理を設定するには、やはり最低1年間はやってみないと、どれだけ経費がかかって、どれだけ収入があるかというのが1年やらなきゃいけません。そうしたら、その次に指定管理者制度に持っていけるかということ、桜だけを単体にするということは、まだこれは公募ですので、どこがとるといふことでもありますので、その辺を協議して、2年目、3年目以降に指定管理にするかどうかというのはまだはっきり決まっておられません。

○ 土井数馬委員

単体じゃなしに、私が言っているのは、今回、体育協会グループがたくさんの運動施設を一括で管理していくわけですので、その中へ入れられないのかというふうな考えですけど。

○ 小垣内スポーツ課長

それは、指定管理を統括する財政経営課にも相談したところ、施設の追加はクエスチョンと。はっきりした理由はまだ聞いていないんですが、やはり協議を2年、3年以降に入れたいとは思っておるんですが、答えは出ておりません。

○ 土井数馬委員

ことし新たにある程度というか、想定のというんですか、去年まで入っていなかったところが入ってきているわけで、だから、僕は、単体でも入れるということは、桜の運動施設も別段そんなに難しいことでもないんじゃないかと思いますが、1年やっていただいて、その辺も十分考えていただいて、運動施設の管理はせつかく指定管理として一括するのであれば、そういうふうに考えていただきたいと思いますので、要望しておきます。

○ 小垣内スポーツ課長

当然、利用者側から見た、こっちのこの施設はここへお金を払わないかん、申し込みはここということとは不便ですので、当然、一括というのは利用者から見たら一番便利な方法やと思いますので、その辺を含めて今後、1年間は直営でやらなあかんということですの

で、そこでしっかり試算して考えていきたいと思います。

○ 中森慎二委員

桜の運動施設の指定管理の考え方で、ぜひ配慮していただきたいと思うのは、桜の地元の方々がもう管理できないと、ゆえに市の共有のスポーツ施設に衣がえをするという経緯ですわね。指定管理になったら、地元がまた受けていたみたいな話になったのでは、ちょっとここはまずいというので、今、土井委員がおっしゃったような、全体のスポーツ施設の指定管理の中に含めるというふうな方向を模索すべきだと私は思うんですよ。だから、そこも指定管理したらいいということで短絡的な方向に走らないように十分留意をしていってほしいんです。それだけちょっとお願いしておきたいんです。

○ 小垣内スポーツ課長

先ほどもお答えしたように、利用者から見たら、やはり管理運営は一体のほうがベストですので、それはその方向でやっていきたいと思います。

○ 日置記平委員長

中川委員、ちょっと待ってくださいね。

皆さん、手元に資料が配られました。これは3枚ありますが、説明だけ受けて休憩に入りたいと思います。

それから、3時になりますが、あと、課題はまだありますが、きょうの時間を7時ごろまでやるか、もっと遅くまでやることになるのか、もうちょっと早うせいというか、時間的な相談ですが、このままでいくと、定時には終われそうもありません。予備日を使わなきゃいけないと思いますが、とりあえず、きょうの時間についてご相談ですが。

なければ、私の独断で粛々と進めさせていただきますが、何か制限があったら言ってください。

(なし)

○ 日置記平委員長

よろしいか。

それでは、説明してください。

○ 水谷博物館副館長

中森委員から請求がありました資料をお手元に配らせていただきました。

一つ目が審査委員の名簿、もう一つが審査委員ごとの採点の集計表、もう一つが、ガイドラインの審査委員会について記載されているページの資料です。よろしくお願ひします。

○ 日置記平委員長

それだけか。

○ 中森慎二委員

集計表は出たんですが、各項目ごとの委員の評価というのは出ないんですか。

○ 水谷博物館副館長

本日ここには持参しておりません。申しわけないですが、出すとなると、ちょっとお時間をいただかないと、博物館まで取りに行くということになりますので。

○ 中森慎二委員

休憩中に出してください。

○ 水谷博物館副館長

わかりました。

○ 日置記平委員長

じゃ、休憩に入ります。再開は20分といたします。

15 : 09 休憩

15 : 20 再開

○ 日置記平委員長

それでは、再開いたします。

中森委員の資料はもう少し時間をいただきまして、まず、この3枚の資料について、ご意見がありましたらよろしく願います。

○ 中森慎二委員

まず、個別のやつはいただいたとして、プロポーザル審査委員会の選定についてはこのルールに基づいてやっているのも問題ないと、そういう理解をしていいわけですね。

それと、各委員1から委員10までの点数の中で、かなり半分も点数がないというような方もおみえになるんですが、そういう意味でも、ちょっと中身について知りたいなという私の思いがあるんですが、総じて今回の審査委員の評価というものが特別際立った何かどうなのかなというようなものは、総括的には感じられるような点はなかったのでしょうか。

○ 畠山理事兼教育施設課長

私も、この審査委員会のほうに入れていただいて、やはりお聞きする中、4社、それぞれのメーカーを背負った方が来られたわけですが、ここにございます五藤光学とコニカミノルタにつきましては、自分のところでプラネタリウムをつくって操業をなされているということで、やはり提案自体も具体的でございました。

残り2社については、久志本組ということで、市内の建設業者の方がこれに参画していただいて大変ありがたく思っているわけですが、やはり発言についても、直接元請からの発言もございませんでしたし、全体的な提案というのは余り総合的に考えられていない状況でございました。

また、日本メックスにつきましても、日本メックスというのはNTTの傍系会社で、NTTファシリティーズという会社と同時にメンテナンスとか電気関係の会社をやっているところで、そういった部門についてはすぐれているわけですが、プラネタリウムとして全体的なプランニングという部分では少し劣るのかなと。

しかしながら、どのメーカーもそれぞれ4社立派なメーカーで、単体についてはそれぞれ特徴を持って、プラネタリウム本体については特徴をお持ちで、どれについても評価されるわけですが、今回、総合的に全てを考慮しながらやっていくという部分では、ここにございますように、五藤光学がすぐれていて、この評点を見ていただいても、五藤光

学については、この10人の審査委員のうち9名が一番高い点数と、1名、2位。9という部分では、少し日本メックスを高く評価されていますが、おおむね傾向としては変わらないのかなど。一方、2位を見ても、やはりコニカミノルタのほうが4人の方が上げられているというような部分で、2位についても同じような傾向があるのかなというようなどころでございます。

○ 中森慎二委員

この点数の差、価格面から見ても、小差で逆転するような話ではないということです。今のお話を了としたいと思うんですが、あとの求めた資料については、この後で結構です。これで終わります。

○ 中川雅晶委員

議案138号の財産の無償譲渡についてお伺いしますが、城北テニスコートの地権者の方が現状のまま返還してほしいという、その理由は何でしょうか。

○ 小垣内スポーツ課長

今の城北テニスコートをそのまま譲り受けたいという方がみえて、その方に現状のままお売りするということです。

○ 中川雅晶委員

そのまま、例えば、この後、無償譲渡すれば、どういう使い方をしても、別にそれは市は何とも言えないですよ。過去にこういうような事例とかがありましたか。もしこれを営業に使って収益を上げられるとかというような場合とかというのは、別に問題は起こらないんですか。

○ 小垣内スポーツ課長

過去の事例はちょっと把握しておりません。

それから、次に譲り受ける業者が営業に使うというような業者さんではございません。

○ 中川雅晶委員

そういうことではないということを確認していただいているということを確認させていただきました。撤去費用を考えれば、それは効率的な采配だったかなと思いますので、それだけを確認させていただきます。

もう一点、先ほどの四日市市運動施設の指定管理の指定についてなんですが、三幸株式会社と、それから選定委員会なり四日市市との見解が若干違っているようなところで、三幸株式会社のほうから異議があるような形で教育委員会あてにいろいろ文書で質問されたりとか要請されているんですが、その辺の対応はどうされるんですか。

○ 寺村副教育長

確かに委員ご指摘のように、1回目の審査報告から2回目の審査報告、審査再開を経ての2回目の審査報告ということで結論が覆ったこと、三幸株式会社から体育協会グループさんになったということで、三幸株式会社さんとしても、非常に残念さ、無念さをにじませてみえました。確かに文書もいただいておりますので、私ども、その文書の内容はきちっと吟味させていただいて、回答させていただくというふうに進めております。

○ 中川雅晶委員

たしか回答期限を何か明示されておりますので、もう回答されたんでしょうか。

○ 寺村副教育長

12月5日付で、書類は3日になってはおったんですが、私どもが、直接、三幸さんがこちらへお越しいただいて、面談の上、受理させていただきましたのは12月5日でございます。今、スポーツ課、あるいは総務課、財政経営課でその内容をもんで、期限はそのときにも5日からの10日後とあったんですが、10日というのは日曜日ですというふうなことで、15日が日曜日ということで、期限は私どものほうで、10日が2週間になってもご了解はいただけるというふうに、面談をいただくときにご理解をいただいております。回答は今まだもんでおるところでございます。

○ 中川雅晶委員

この件、非常に市民にとってもわかりにくいというか、競争相手と連携をするということが、それが必須条件になると。競争相手も、そうではなくて単独でやるということであ

れば、これはなかなか成立しにくいというのは、そもそも、先ほども芳野委員が指摘されておりましたように、選定の段階でもかなり無理があるのかなというところで、なおかつ、この企業としては、体育協会との連携が必須ではないということで、そういう主張をされていますし、非常に名誉を傷つけられたということで、訂正を公表するよということで多分言っておられると思うんですけど、まだ再度、事実の説明を行う機会を与えてくれというような要求みたいな感じでとれるんですけども、法的な手続も考えられるということで、なぜこういうことが起こったのかというのを、選定においては、いろいろ過去にあった中で、今回もまたこの選定で課題が出てきたということに対して非常に、不信ではないんですけど、また同じような轍を踏むのかという思いも私のほうにはありますので、その辺、どういうふうに総括をされて対応されるのか、法的な責任があるやないや、その見解を教えてくださいませんか。

○ 寺村副教育長

三幸株式会社から今要求の書類をいただいておりますのは、申し出をいただいておりますのは、私どもの市のホームページに、審査報告書の1回目、あるいは再開した2回目というのを掲示させていただいております。その文面を見ていただいて、十分に満足されてみえないというのが現状でございますが、私ども、今、いい悪いは別にして、四日市市の指定管理者を選定するルールとして、選定委員会の選定の報告書をホームページにそのまま公表するというのを審査要領の中で定めておまして、三幸株式会社としては、市、あるいは教育委員会側の恣意的なものが働いたのではないかなというようなご指摘もいただいておりますが、これは選定委員会の中でその文章ももんでいただいて、そのまま掲示させていただいております。それは、この運動施設に限らず、今回のいずれの管理者、どの指定管理者の方法に当たってもそのようなルールを設けた中でさせていただいておりますという中で、三幸株式会社のさまざま感じておられる名誉というか、そういったものに対して傷がついたのではないかなという思い、それについて私ども、ルール上このようにさせていただいたということでご理解をいただきたいというふうには考えております。

ただ、今回の選定をめぐってというか、選定の提案書をいただいております段階でも、当然、プレゼンテーションまでに一定の時間があつた中で、ほかの業者さんのことに絡んで書いていただいております場合には、やはり少し担当部局としても、今後に向けて、そこらのほかの業者のことが書いてある文であれば、きちっとその担保はあるのかとか、そういった一

定のチェックも確認していかんと、このように、三幸株式会社としては、体育協会は全国の市町村にある一般的な体育協会との連携という意味でお書きになったと。片や選定委員のほうは、四日市市の体育協会も踏まえながら、その連携というのは事業の根幹であるというふうな、その連携の捉え方に温度差があったというようなことでの今回の経緯になったかということで、私どもも、先ほども申しあげましたけれども、他の事業者との連携云々というときには、その担保云々というようなことを、やはりプレゼンテーションすとかヒアリング前にも少しチェックする、あるいは、ヒアリングの段階でも、さらにきちっと聞いていただくように選定委員さんをお願いするとか、そういったことの作業は反省点として上げられるのかなと思っております。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員

いずれにしても、こういう団体とか企業がしのぎを削って応募をされてくるわけですから、選定するほうも十分に考えていただいて、同じようなことが起こらないようによく総括いただくことをお願いするとともに、事ここに至っては、やっぱりいろんなことがあったとしても、市民にきっちりわかるように説明責任だけ果たしていただくようお願いをして、終わります。

○ 日置記平委員長

皆さんのお手元に資料が届きましたので、副館長のほうから資料の説明をお願いいたします。

ちょっと待ってください。

○ 中森慎二委員

ちょっと委員別のやつを出してもらったんですが、総じて、例えば委員10の方は、五藤光学と久志本組のほうで430ポイントぐらい差があるんですが、学識経験者のほうのほうで総じて差が大きいという認識ですか。市の職員の委員さんのほうでならされているというふうな認識のほうがいいですか。個人を特定するつもりはないんですけども、そこら辺はどんな傾向なんですか。

○ 水谷博物館副館長

学識経験者お二人でもやはり差があります。片方の方は差が大きいですし、片方の方は差が小さいですので、一概にちょっと言いがたいところがあります。

○ 中森慎二委員

わかりました。

○ 日置記平委員長

よろしいか。

説明ください。

○ 水谷博物館副館長

資料につきまして、各事業者別の各委員別の採点集計表を配らせていただきました。

ちょっと見にくいかもわかりませんが、教育民生常任委員会資料、資料2の先ほどごらんになっていただきました別紙2の集計表、こちらと見比べていただくとわかるかなと思うんですけども、左側に各質問の項目が並べてあります。それに対する各委員の点数を横に並べてあります。点数は4段階評価でして、10点、7点、5点、2点、これに各質問項目の重さによって比重を、例えば、4ですとか3ですとか掛けたものがこの点数になっております。ですので、例えば五藤光学の(1)の①のア、イ、ウ、エ、オのイですと、一番高い評価が40点になりますし、次が28、その次は20で、その次が8と、こういう点数になります。これを集計して平均を出して審査いたしました。

以上です。

○ 日置記平委員長

この資料に対して。

(なし)

○ 日置記平委員長

ないようでありますので、この資料については終わります。

次、通学路の件の資料が出てきましたので、配ってください。

他に。

○ 山本里香委員

議案第113号、114号、115号、116号についてですけれども、消費税増税を見越しての上限額、指定管理については上限額、そして、直営についてはその相当分ということでの算定がしてもらってあります。庁舎、本庁部の一般会計の部分においては、消費税交付金との兼ね合いで相殺される部分があるので、必ずしも徴収を、値上げしなくてもよくて、例えば、ほかの部署のところですが、手数料などは値上げをしていない部分もあるのですが、一つ一つについては小さな金額だと思いますけど、そのところは、この4点について、値上げをしなくてもよかったのか、する必要があったのかということについての見解をまずお伺いしたいと思います。

○ 小垣内スポーツ課長

まず、消費税なんですが、ご承知のように、今回1.08を掛けるということで、子供の一般利用については、100円に1.08掛けて108円になるんですけど、10円単位ですので、それは四捨五入してもいいんですが、便乗値上げにならないという形でそのまま据え置きと。次、10%になると、これは110円になりますけど、一気に10円上がると。その段階にあるんですけど、見えてこないんですけど、今回、子供については据え置きさせていただいたと。これは全庁全部、スポーツ課だけじゃなくて、全施設そういう基準で考えていくということです。やはり消費税を上げるというのは国の政策として、その基準で設定するというので聞いていますので、それに基づいて上げさせていただいたということでございます。

○ 山本里香委員

結局は、議案第113号、115号、116号においては、一般会計の中で運営費なども出している形で、使用料だけで賄っている部分ではないので、実際、消耗品などの料金が上がれば、そういうことが今までよりも持ち出しみたいな形になると。そこと、消費税交付金との兼ね合いについてが、この間の説明ではとんとんだという話だったので、そのところに首をかしげながら、でも、そういう判断をされたというふうに認識をします。

議案第114号の指定管理については、ほかのところも同じですけれども、指定管理の業者によっては、ここではないですよ。ここではないけれど、指定管理の業者さんによっては、上限額が上がっても上げないよというようなことを明言してみえるところなんかも他所で聞いたりもするんですけれども、市内で聞いたりはするんですが、それは上限ですから、それを強いるものではないということだと思っんですね。

ただ、例えば、指定管理における一番費用の中で占めるのは人件費の割合が多くて、消耗品などが、これは四日市ドームの場合にどれぐらいの割合で人件費と消耗品、つまり、3%が大きいかかわってくる部分との率がちょっと今すぐに私、わからないんですが、どんなものなんですか。人件費と、それから実質の運営にかかわる消耗品などで消費税増税分で支出をしていく部分との割合。

○ 小垣内スポーツ課長

四日市ドームですか。済みません、四日市ドームは今ちょっと頭の中に入っていないので、運動施設でよければお答え……。

○ 山本里香委員

それじゃ、大まかにということ。

○ 小垣内スポーツ課長

ちょっと資料を探してよろしいですか。

○ 山本里香委員

よろしいです。結局、でも、人件費が指定管理においては多いという、大方を占めるという認識で私、おらせてもらってよろしいですか。

○ 小垣内スポーツ課長

人件費は恐らく2億円、今のところ40%ぐらい占めますね。

○ 山本里香委員

その施設の内容によってもいろいろ違うので、この場合は議案第114号の四日市ドーム

になるわけですがけれども、実際、値上げによって影響を受ける運営に対する打撃について、結局は、それ以外は人件費の部分で、じゃ、人件費も上げてあげてもらうようなことになるのかとか、そこら辺の兼ね合いもわからないまま値上げになっていけば、その分、どこへ行くのかなど。何か消えていってしまうというか、運営費の中に紛れていってしまうようなイメージを持ってしまうのですが、そこら辺のところは、指定管理ですから、運営はもうその業者のものなんですけど、どんなような指導をされるんですか。

○ 小垣内スポーツ課長

今回の運動施設の指定管理の公募の中に消費税分をどのように使うかというのを出示していただいています。消費税の上がった分を想定して、その上がった収益についてはどのようなことに使いますかという提案をいただいています。ちょっと今手元にその提案書がないもので、ちょっとお答えできませんが、こういうことに使うということで、そういう提案をいただいております。

○ 山本里香委員

資料はいただきたいと思いますが、その内容は、細かくなっているのか、抽象的にというか、何に使うというのはどういう、ざっくりとした形。

○ 小垣内スポーツ課長

後で出させていただいてよろしいですか、資料は。

○ 山本里香委員

後、後。

○ 小垣内スポーツ課長

じゃ、すぐに持ってきます。

○ 山本里香委員

はい。

○ 日置記平委員長

どれぐらいかかるの。

○ 小垣内スポーツ課長

すぐに今。

○ 日置記平委員長

待っています。

山本委員、あとよろしいか。

他に皆さんよろしいか。

○ 小川政人委員

全体的にちぐはぐかなという気がしているんですけども、水泳競技場はもうやめたいということなんですけれども、ほかの施設もあるし古いからというのだけれども、水泳競技場を、古いまま放置しておいたから利用者が少なくなっただけの話で、きちっと整備して管理しておけば、利用者はこんなには減らないと。霞ともこんなには差がつかないし、鈴鹿にもそんなことがあったんやが、それをあえてやるというところが全然ないんだけど、例えば、内部八王子線、また、市が経営に乗り出すというようなときに、ここへ集客施設がその沿線からなくなっていくところを、市の全体の総合的な政策としてどう考えておるのかということ、何か僕は賛成しかねるわけやけど、本来ならきれいに整備し直して、もっと人が寄ってくる魅力のある施設にしていくというのが役割かなというふうに思っています。

それからもう一つは、桜の運動施設ですね。今、テニスコートをリニューアルして7000名ぐらいの利用者があるやろうということなんですけれども、今までは何人おったのかという部分については、テニスコートの利用者は何人ですか。

○ 小垣内スポーツ課長

今までその倍の1万4000人ぐらい。有料になるのでということで、半分で試算しております。

○ 小川政人委員

その1万4000人というのは、別に桜地区の財産だから、桜の人だけが利用しておったということではないわけですよ。

○ 小垣内スポーツ課長

いろいろお話を聞いたら、ほぼ桜地区なんですけど、その桜地区に関係する方も利用していただいております。

○ 小川政人委員

そうすると、残る人はやっぱり桜地区の、半分に減って7000人ということは、新たな地区からそんなに来るとは見込んでいないわけですよ。そうすると、ただ単に桜地区のテニスコートのためだけに四日市が大きく投資をしてという話になるんですけど、そこもひとつ、城北のテニスコートと加えて考えていくと、片一方ではやめておると、片一方は、1地区の人たちだけがほとんど使う運動場に、施設に大きく投資をしていく、あなたも迷惑やと前に言った答弁を覚えておるけど、そういうところでいくと、何かこれもおかしな話で、そこへいくと、あわせてついでに言うと、オーストラリア館と一緒にやわ。ただでもらって、それこそ高い金がつくということで、片一方ではやめておるんやわな。

全体的にちぐはぐちぐはぐで、こういう中で政策的に見ておると、一つのある地域、例えば大矢知や桜や内部沿線やという大きな固まりの圧力があつたら、それは政策に見合っていくんやと。ある種のスポーツ団体とか、そういう程度のところやったらやめていくんかという、何か行政としてその辺が感じられるもので、そういうことで行政が動いていいのかなという思いがあると、なかなか個人的には賛成しかねるというふうに思っております。答えは要らんけどな。

○ 日置記平委員長

今配られているのは、山本委員からの資料です。説明したいことはありますか。

○ 小垣内スポーツ課長

これは、体育協会が出した提案書の中の消費税率の変更についての対応ということで、別紙ということでいただいております。

税率変更による収入ということで、税率8%という流れで約70万円、10%という平成28年、これは140万円の増益と試算しております。自主事業収入は、スポーツ教室、市民大会の参加料等は、消費税を含んで現在の参加料を据え置いて計画しておると、税率変更への対処は考慮せずに、参加者の増による収入といたしますということです。それがご報告で70万円、140万円の増益を試算していただいております。

○ 豊田政典委員

利用者数の確認だけですけれども、テニスで現状1万4000人と言いました。9月13日はテニスで年間7000人と言われましたが、どちらが正しいのか。

○ 小垣内スポーツ課長

今現在の利用者が約1万4000人ありますので、一般運動施設として有料になると、その半分と一応試算して7000人と見ておるとということで、今の利用者が7000人じゃなくて。

○ 豊田政典委員

これは議会事務局がテープ起こしをしたやつですけど、現状はテニスの利用者が年間7000人、それから、多目的広場の利用者が約6000人と聞いておりますというのは間違いかな。

○ 小垣内スポーツ課長

済みません、ちょっと記憶にないもので、確認させていただいてよろしいですか。

○ 豊田政典委員

正しい数字やね。

○ 小垣内スポーツ課長

確認させていただきます。

○ 山本里香委員

利用料についてはこういう見込みで、上がった分で、多分、スポーツ教室や市民大会な

どのそういったイベントというのかな、企画事業のほうについては上げないですから、運営の中でそれを上手に回していくという意味なんですかね。そして、改正されない場合には、これは上げないんですよ。

○ 小垣内スポーツ課長

はい。

○ 山本里香委員

ということで確認をしましたが、この消費税増税については、今ここでだめだということと言っても、教育委員会の中だけで何ともできないことで、四日市として、この上限額を上げるということ、あるいは、直営のものに関して料金を設定するのは実際に四日市ができるんだと思うんですが、必要経費が実際上がってくるので、ほかのところからもってくるができないとすれば、一つ一つの金額が100円程度とか、そういうふうな値上がりの中で、生き死にに関係がないと考えればよしとしようかなと思っていたのですが、便乗値上げにならないということを考慮したという中で、この対応がどうなのかなということを考えています。

ただ、意向としては、例えばここにかかわる運動施設、議案第114号と第122号のことで、すごく考えてもらっているというふうには感じ取ることができるので、この件についてはよしとしていこうと思いますが、もし何かの大変な、そんなことがあるかどうかわかりませんが、何かの状況が大きく変わって4月1日の増税にならないときには、条例が変わってしまっているけどどうするのかということと、それから、また1年後には条例改定をしていくことになるんですよ、もちろん、今の話では。ということの2点確認したいと思います。

○ 大本スポーツ課長補佐

スポーツ課の大本でございます。

今のお話、指定管理につきましては、上限として決めさせていただいておりますので、その分につきましてはそのまま据え置きになろうかと思っております。

○ 山本里香委員

それ以外のところは。条例を改定してしまって、もしものことで。

○ 寺村副教育長

今回の改正案というのは、5%が8%になるという前提のもとに上げさせていただいておることであると思いますので、今、山本委員がおっしゃられるように、万が一それが実現しないというような状況がわかれば、もちろんこれは教育委員会だけではありませんので、オール四日市市の中で再度条例を改正するのか、上限だからどうかというのは当然議論していかんならんとは思いますが、何らかの対処は一般的に考えてあるものだと認識しておりますが、その辺はちょっと全庁の中で協議させていただいて、また対応させていただくということでご理解いただけませんか。私どもで今こうするというような返事はできかねるという状況だけご理解いただければありがたいと思います。

○ 山本里香委員

理解したいと思います。生き死にに直接はかかわらないというふうに判断はしますけれども、実際問題については、根本的なところでの問題を抱えているのでという思いをしながら、一応認めていきたいと思います。

○ 小垣内スポーツ課長

先ほど豊田委員のご質問ですが、申しわけありません。私、まるっきりの勘違いな答弁をしておりました。

まず、テニスコートの現在の利用者数は約7000人で、多目的が6000人でございます。今後、一般運動施設として、その半分の利用者ということで試算しております。済みません、申しわけありませんでした。

○ 小川政人委員

今の話でいくと、テニスコートは半分ということは3500人になるということですか。

○ 小垣内スポーツ課長

申しわけありません。3500人で、多目的が3000人で試算して、収入は149万円ということで試算しております。

○ 小川政人委員

謝っておるのでそれはいいけれども、大事なことで、それが。ただ、余計悪いとお
ておる。3500人も減るのに、そんな大きな金、二千何百万円と言ったか、入れていかなあ
かんという。まあ、ええわ。しゃべるだけえらい。

○ 日置記平委員長

他に。

(なし)

○ 日置記平委員長

ありませんので、質疑は閉じさせていただきます。

討論はありますか。

○ 小川政人委員

今言ったように、議案第122号と第134号については、やはり市の全体の政策をどうやっ
ていくかを見ながら個々の施設のあり方を考えていかなあかんの、どう見ても行政がや
っていく上でちぐはぐさを感じざるを得んのやな。内部八王子線でも乗ってもらわな、と
てもやないけど、何年かでペアになるという部分の中において、核となるこういう運動施
設の中で、そういう施設を縮小していくという方向性、それから、テニスコートについ
ては、片一方では減らしてしまった、片一方はもう管理できませんからといって引き受ける
という、これもオーストラリア館と全く一緒に、もらって金が要るんやったらやめればい
いのにというふうに、片一方は金が要りますからもうもらいませんわといって返す、基金
も要らんという形で引き受けなかったという、全体的にぶれたらあかんで、同じようなこ
とをやっていかなあかんというところがあって、特定の地域にだけ施設を肩入れしていく
というのもおかしい話であって、そんな限られた利用者しかおらんというところに市全体
の税金を投入していく必要も私はないとおっているもので、総合的にバランスで、テニス
コートをもっと全市内的にふやして行ってきちんとやっていくんやというなら、僕は廃止
するよりふやすほうが賛成の側なんだけれども、余りにもちぐはぐやで、この二つの議案

については反対の意思を表明します。

○ 日置記平委員長

他にないようですので、それでは、採決をとります。

いろいろご議論いただいた議案第113号四日市市立視聴覚センター条例の一部改正についてから、114号、115号、116号、122号、133号、134号、137号、138号、最後の議案第161号四日市市運動施設の指定管理者の指定についての10件を一括採決を諮ります。

(発言する者あり)

○ 小川政人委員

反対の意見表明をした……。

○ 日置記平委員長

それでは、議案第122号と134号を除きます。

議案第113号 四日市市立視聴覚センター条例の一部改正について、議案第114号 四日市市ドーム条例の一部改正について、議案第115号 四日市市立博物館条例の一部改正について、議案第116号 四日市市楠歴史民俗資料館条例の一部改正について、議案第133号 四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について、議案第137号 契約の締結について一博物館プラネタリウム投映機器等更新業務一、議案第138号 財産の無償譲渡について、議案第161号 四日市市運動施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 日置記平委員長

ご異議なしと認めます。

[以上の経過により、議案第113号 四日市市立視聴覚センター条例の一部改正について、議案第114号 四日市市ドーム条例の一部改正について、議案第115号 四日市市

立博物館条例の一部改正について、議案第116号 四日市市楠歴史民俗資料館条例の一部改正について、議案第133号 四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について、議案第137号 契約の締結について―博物館プラネタリウム投映機器等更新業務―、議案第138号 財産の無償譲渡について、議案第161号 四日市市運動施設の指定管理者の指定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 日置記平委員長

じゃ、議案第122号四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてと議案第134号四日市市桜運動施設の設置及び管理に関する条例の制定についての2議案について採決を行います。

賛成の委員の挙手を願います。

(発言する者あり)

○ 豊田政典委員

一緒にやるの。

○ 日置記平委員長

一緒や。何や、あなたが言うておるのは第134号やろう。

○ 豊田政典委員

第122号は賛成。

別々で。

○ 日置記平委員長

はい、そうですね。失礼しました。

議案第122号四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の諸君は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○ 日置記平委員長

賛成多数です、ありがとうございます。

[以上の経過により、議案第122号 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決する。]

○ 日置記平委員長

次は、議案第134号四日市市桜運動施設の設置及び管理に関する条例の制定について賛成の諸君は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○ 日置記平委員長

賛成多数です。

[以上の経過により、議案第134号 四日市市桜運動施設の設置及び管理に関する条例の制定について、採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決する。]

○ 日置記平委員長

以上をもってこの件は終わります。

それから、豊田委員からの資料が出ていますので、配らせていただきます。

(資料配付)

○ 日置記平委員長

じゃ、これの説明を。

○ 城田教育総務課長

予算常任委員会教育民生分科会追加資料、スクールシャトルバス運行業務委託の件でございます。

午前中に資料をご請求いただきました案件につきましてまとめさせていただきましたので、概略をご説明申し上げます。

1番といたしまして、1ページでございます。将来的な通学路の安全性を見据えた通学路改善箇所とその見通しについてということでございまして、午前中からご説明させていただいております、あ、い、うのそれぞれの改善箇所と、そして改善内容、そして改善の見通しでございます。こちらにお示しのとおりでございます。

2ページでございます。こちらは、七つ屋、高旭地区の保護者通学路点検の概要はどうであったかというふうな資料のご請求でございました。こちらは、11月25日に保護者と一緒に歩かせていただきました概要をお示ししてございます。

そして、4番、(4)でございます。中段あたりに児童の感想でございまして、思ったよりも楽に感じた、今までよりも近かった、ガソリンスタンドの前のあたりがくさかった、危ない場所が幾つかあったと、こういった意見が出されていると、こういうふうな状況でございました。

そして、その光景、下の2枚の写真が点検の様子と、終わってから塩浜小学校での懇談会の様子の写真でございます。

3ページでございます。児童の徒歩通学を可能とするための取り組みについてというところでございます。こちらは、スクールシャトルバスの運行基準の案といたしまして、第3条でお示ししてございまして、私が口頭でご説明申し上げましたが、それを載せさせていただいたものが3ページでございます。こういった取り組みをさせていただきながら、今後、徒歩の通学へ導入していきたいというふうに考えておるところでございます。

説明は以上でございます。

○ 芳野正英委員

じゃ、ちょっと読んでいただいている間に、1ページの将来的なこれは改善見通しということもあって、改善内容とか、2ページの部分でも、あの塩浜街道の整備は、どこまで整備をすればスクールバスを終えていくのかというところの明確な基準というか、見通しというか、腹積もりというか、お聞かせください。

○ 寺村副教育長

どこまでというのは、エリアという……。

○ 芳野正英委員

エリアじゃなくて、その程度。

○ 寺村副教育長

内容、程度ですね。今ここに書かせていただいておりますように、現段階では、地元の方と話し合う中では、街路樹剪定、あるいは撤去を、それから、花壇についても、やはり自転車等が並走するにはその部分が狭くなるというふうなことで、何か前はセンターラインというか、こういうラインはどうかとかというようなご意見もいただきましたが、そこらも含めて地元の方とも協議、一度ではないんですが、かけさせていただいております。内容的にはそういった、今の歩道を拡幅とか、そんな部分ではなくて、今ある歩道の幅の中でどういった整備がというところで地元の方と詰めていきたいと思っております。

○ 芳野正英委員

そのあたりが僕らからするとちょっとまだ不安なところで、要は、塩浜街道の樹木を全部撤去するのはやはりすぐには無理だと思うんですよ。だけど、今の副教育長の話だと、そこもある程度地元の要望を聞いていくということであれば、う、い等が整備されて、ほかも整備されたんだけど、塩浜街道の樹木だけがなかなか進まんもんでスクールバスがいまだに走っておるとい状況が3年後も5年後も続いているようなところを僕は懸念しているんですよ。だから、実際、今の現状で言うと、僕らも歩いたときは、大人4人が普通に歩けるわけですから、こういう広さのところの部分は、もう通学路としては十分に余地はあるんだという方針を出してもらって、樹木の撤去とかは、スクールバスの存続をするかどうかとは別の条件でまた話をするべきだと思うんですけど、そこをもう一度聞かせてください。

○ 寺村副教育長

今、芳野委員のおっしゃっていただいたことも踏まえながら、地元とは協議をさせていただきたいと考えます。

○ 芳野正英委員

もう一步踏み込んで言えないですかね。先ほど言ったように、どう考えても、樹木を撤去してほしいという地元の要望はわかるんですが、それはスクールバスとは違うんだと、スクールバスの存続条件じゃないということ、これは、今後の地元との協議がありますよ。ただ、教育委員会の方針としてはそこは持っておいていただかないと、ちょっとずるずるいってしまうように懸念しますから、とてもここでスクールバスオーケーと言えないので、そこをはっきり明言していただきたいと思うんですけど。

○ 寺村副教育長

今の地元の方が街路樹云々等おっしゃってみえるのは、先般、委員の皆様は11月19日でしたか、通っていただいたのは剪定直後であったということで、本当に街路樹、資料の中の写真にもあったかと思うんですけども、生い茂っておるときは、やっぱり見通しというのは随分悪いというような地元の方の思いがあります。私どもでは、街路樹が撤去一本やりというふうに私どもも考えておるわけではなくて、小まめな剪定でいいのか、あるいは、もう少し茂らない、これも県の意向も聞かんとわからんですけども、県の方針も聞かんとわからんですけども、樹木、樹種、木の種類の変更とかでも成り立つとか、そういったことも、これは県道ですので県、あるいは、直接的に地元に住んでおる方の意見、こういったものも十分に調整させていただきながら、現段階で撤去ができればというふうには思っておるということではないです。

○ 日置記平委員長

今は街路樹を切ってはいけないと言われた。切るべきだと言われた。

○ 芳野正英委員

街路樹を切らない限りスクールバスを存続させるというのではだめですよということを言いたかったんです。

○ 日置記平委員長

切るべきだということ。

○ 芳野正英委員

いや、それはもう地元の要望次第なのであれなんですけど、僕は切るべきじゃないと思っておるものですから。

○ 豊田政典委員

資料を急遽つくっていただきましてありがとうございます。

1 ページのところのあ、い、うの話ですけれども、例えば、街路樹が必要かどうか、切るかどうかは別にしても、5年なんて書いてありますよね。2000万円だと。金の話を考えても、1年で700万円を使ってバスを走らせようというので、3500万円、5年もし走らせたらかかるわけですよ。そんなのやったら、2000万円県に払って、それでやってくれといって、すぐにやったほうが早いんじゃないですかということをおもいつつ、それは効率的な話であって、この3カ所というのは、書いてもらいましたけれども、場合によっては、七つ屋とかその他の場所が通るかもしれないということで、もう既にこれは理由にはならないと僕は思っているんです。

ポイントというか、認めるとしても、私の考えの中では、今までよりも距離が遠くなったり、通う道があるとすれば違っている、その子たちが慣れるまでのまさに緩和措置にすぎない、それだけかなというふうに私は考えていて、だとすれば、3ページに整理してもらったところを1年間かけて具体的にやってもらって、幾つか書いてもらいました。全部やるんだと思いますから、それは評価しますけれども、特に児童への練習というやつ、練習というタイトルが書いてあるけど、具体的には書いていない。それはまだ決めていないから書けないかもしれないが、これを具体的に1年間の中でやってもらって、慣れてもらうと。それが全てやと言ってもいいぐらい。プラスボランティアがあればいいかなと。それから、交通ルールは守ってもらうとか、最後には呼びかける、これは10%ぐらいで、私は、90%は子供の慣れ、これがあれば解決することだと思っているんです。だから、私の考えどおりいくというと運行基準も直さなあかんし、通学路の整備ですが、それは一般論やでええんかもしれないですけど、まだ不十分かなという感じもしないでもないんですけど。

あわせて、2ページを読むと、いろいろ感想はあるけれども、危険だと書いてあるのは一番最後だけです。親が心配している、これだけ。子供は楽だよと言っているのが、現時点でもどうなのか。危ない箇所が幾つかあったという意見もあったが、だから、どうい

うふうに慣れてもらうかだけなのかなという私の今のところの思いで、ほかの方の意見も出していただきたいなと思います。

○ 小川政人委員

三浜、塩浜小学校の統合というのは、ことし降って湧いたわけではないんやわな。もう何年か問題になって、いろいろ地元に入ってもらって交渉をしてもらっておるんやけれども、だから、そんなときからこういうあ、い、うって解決して、当然、改善策をとっておかなあかなんだのに、全て市道にいくもんじゃないんやで、県なり公安委員会なりが入っておるわけやから、別の団体が動かんとできへんところなんですわな。だから、そこはきちっと前からやっておかなあかんところやと僕は思っておるの。

それは、バス運行に反対するという立場では僕はないけれども、教育委員会の長年の苦労でここまでこぎ着けてきたことで、これがバス運行だけでぼしゃってしまっちはあかんもんで、バス運行については、それはご褒美として何年間は認めなあかんと思うけど、やはり区切りはきちっとつけてもらわんとあかんということと、最初の議案第122号とか第134号と一緒に、全体的にちぐはぐなんやわ。何かきちっと行政が目的を持ってやろうと、今まで統合しようと思っておったのに、今さらながらそんなものでネックになりますよという話をしておる。どこで誰が行政全体の指揮をとってやっていくのかというのがもう見えていなくて、ちぐはぐさだけが感じるのでは、もう本当にお粗末と言うしかないと思っておるんやけれども、その辺はきちっとやはり誰かが計画を立てて、全市的に目的を持ってやってもらわんと困るわなと思っています。これについては、何でもっと早くやらなんだということ、別にバスに反対するものではないと。

○ 山本里香委員

参考までに聞かせてください。

シャトルバスのことで大井の川より南側のところの話が出ていて、大変なことで、このシャトルバスの大きなことだと思いますけど、参考までにですよ。曙1丁目、曙2丁目、南起町の浜田小へ通う子供たちは、危険とかそんな話は今まで余り伺っていないんですけど、何もそういう問題はなくということはないだろうけど、スムーズに、今回の塩浜小への統廃合ではないんですけど、何か危険なところとか、大丈夫ですか。

○ 城田教育総務課長

今のご質問は、曙町の子供たちが浜田小のほうへの通学はいかがかというふうなことで、そちらのほうの通学路の安全点検もさせていただきながら、特に危険な箇所の撤去といたしまして、必要な整備をさせていただくという形で今進めておるところでございますので、そちらも抜かりないようにやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 山本里香委員

またそのチェックした形とかの資料もいただきたいと思っております。

○ 森 智広副委員長

この議案というか、この案件だけですのでお話しさせてもらいますけれども、まず、三浜小のスクールシャトルバスを認めることによって、資料の3番の運行基準も認めていくことになっていくかと思うんですけれども、ただ、これは全市的に波及していくことなので、しっかりと議論をしておかないといけないと思っております。

この運行基準の中で、スクールシャトルバスの運行要件として、道路幅、歩道等の通学の安全のための設備が十分ではないと。通学路というのは非常に安全のための対処が必要であると、こう記載されているところが危険という部分の定義づけになるんですけれども、今回、塩浜街道を七つ屋、高旭、馳出、ここの生徒が通うわけですね。ですから、危険な通学路で通わせている事実、通わせようとしている事実、これは教育委員会としていい判断かというところも僕は疑義が残りますし、あと、塩浜街道の西側という迂回路があるにもかかわらず、ここに固執している事実、まだまだ議論が十分ではないのかなと思っております。

あと、先ほど芳野委員の話にもありましたように、塩浜街道の街路樹の撤去、5年という明記もある中で、豊田委員もおっしゃったように、危険性はないなと私は思っています。ですから、急に歩く距離がふえた、これに対しては激変緩和措置という部分に対してバス運行を認めていかざるを得ないんですけれども、距離に関しては慣れで解消できていくものですので、以前の小山田小学校における鹿間地区の生徒、今、1時間かけて歩いていますが、この生徒は2年、3年で完全に徒歩通学に変わったわけです。ですから、2年、3年という期日を明記、周期を確定して臨んでいく必要があると思うんです。

議会としてもそういった附帯決議というものをつけていかなければならないと思うし、

安全整備というのは、安全整備が終わったからバスが終わるんじゃないくて、周期を明示して、この周期に合わせて安全整備を進めていくというのが本来の筋やと思いますので、やはり具体的な周期の設定というのは議会としても求めていかなければならないのではないかと考えておまして、この案件に関しては全体会に送ったほうがいいと私は思っています。

○ 中森慎二委員

私も豊田委員、それから森委員がおっしゃったことと基本的に同意見です。

塩浜街道沿いの樹木の部分の整備というのは、ひよっとすると、通学路に名をかりて、地域要望を上乗せしているような感じもしないでもないんですね。別に悪い言い方をするんじゃないんだけど。でも、この際にとりようなところがあって、根本的に通学路として本当に決定的な問題があるというのであれば、七つ屋なり高旭の子供たちが通ることには問題があるわけであって、それは容認しているという部分からいくと、そういうことではなくて、将来的に整備できることが望ましいという方向に地域の方々が思ってみえる部分であるんだろうけれども、通学路の決定的な危険問題箇所にはなり得ないんじゃないかということからいって、やはり議論にもなったように、通学距離が激変的に伸びたということの緩和措置という部分がこのスクールシャトルバスの大きな使命であるというところは、やっぱりそうなんだろうというふうに思うんですね。ですので、周期についての部分というのはやっぱり整備すべきだと。

加えて、今、副教育長がいろいろと協議しますというふうにおっしゃっていたけど、うの部分ですわね。七つ屋、高旭の子供たちは、うの部分で信号整備ができていないところを通ろうとしているというところ、もし信号設置まで通学路として認めていくとなると、午前中も私、申し上げたけど、危険だというふうに教育委員会が認定している部分を通していくということになると、なおさらシャトルバスの運行使命というのが希薄になっていく話になってくるので、やっぱりそこも僕は、教育委員会としての引けない部分としてお話をしていくべきではないかということを加えて申し述べておきます。

○ 中川雅晶委員

私はちょっと違うかもしれないですけど、道路交通法が改正されて、自転車の責任というか、運行も変わってくる中で、街路樹のあり方とか歩道のあり方とかというのはこれか

ら変わっていくというふうに思いますし、より安全を担保していかないといけないという部分はあるとは思うんです。

もう一つは、これは激変緩和で、一番何が大切かといったら、やっぱり子供の安全で、事故が絶対起こってはいけないわけですし、私はもう一つ、今回の件は反対ではないんですけど、余りにもスクールシャトルバスという形で、1地域、しかも統合したところに押し込めていくという感がどうしてもあって、これはこれでやっていただかなきゃいけないとは思いますが、もう一つやっぱり市全体の子供の通学路の安全基準というか、安全施策をもう少し視野を広げて、そちらのほうも同時にしていっていただくようなことも打ち出さなければ、いろいろそういった、今、午前中から議論していた部分がやっぱりどうしてもぬぐえないのかなと思いますので、子供のというか、この白書の中を見ている、学習環境の改善という中で、通学路における安全施設の整備という、どちらかというと、小さい安全認識に押しとどめているというふうに思いますので、やっぱり事故があってはならないので、事故にならないようにもうちょっと視野を広げて、子供の通学路の安全というところを考えていただくことを要望しておきます。

○ 日置記平委員長

いろいろ意見が出ました。最後に皆さんにお諮りをいたします。

副委員長のほうから全体会へという意見が出ましたので、何人かの方からもそういう意見が出ておりますので、このスクールシャトルバス運行業務委託費について、全体会に上げたほうがいいのかと思われる委員の皆さん方の挙手をお願いいたします。全体会へ上げたほうがいいと。

(賛成者挙手)

○ 日置記平委員長

ありがとうございます。賛成多数であります。

この件は、それでは全体会へ上げさせていただきます。

これで全体会のほうは、パソコンの件と、ただいま審査いただいたスクールシャトルバスの件、2件について全体会に上げさせていただきます。

それでは、審査に関しては、これで終わらせていただきます。休憩を挟んで、次の……。

(発言する者あり)

○ 日置記平委員長

何やった。そんなに時間かからへんよね。休憩してからする。今もうやる。時間。

○ 吉田指導課長

どちらでも。

○ 日置記平委員長

どちらでもいいと……。

僕が聞いているの。

○ 吉田指導課長

今やらせてください。

○ 日置記平委員長

今やりたい。じゃ、やってください。

○ 吉田指導課長

先ほど資料請求、追加資料の請求があった学校図書館、追加資料の請求がございました分について、取り急ぎまとめてまいりました。学校図書館いきいき推進事業の件でございます。

指導課のほうの持っております学校図書館いきいき推進事業につきましては、大きく二つ分かれておりまして、いわゆる学校図書館の業務委託の部分と、それから、四日市市の学校図書館いきいき推進検討委員会というものの、この二つがあります。業務委託につきましては、今回、予算はほぼ100%に近い状態でさせていただいております。推進検討委員会は旅費の部分でというようなことをご説明をさせていただいたところでございますが、両者の関係、教育委員会、学校との関係、それからボランティアとの関係、このような図とさせていただきます。

最後に、一番最後のところで、巡回司書の方々は、今現在、小中学校61校に23人の方を配置させていただいております、全員、司書資格を有する方を配置させていただいております。

以上でございます。

○ 中森慎二委員

これも議論していたように、新たにプロポーザルで司書との業務委託契約を結んでいくというときでも、さらにバージョンアップしていく要素というのは、黒太字のゴシックで書いてもらったところなのかなと推察をするんだけど、これは、従来の予算の枠の中で進めていくという領域に留まっているというところに課題があるんじゃないかという皆さんのご意見だと思うんですよ。

だから、ここのところ、もう少し肉厚にするなり、横の連携をもっと、提案をしてもらうとか、何かそういうものに発展的なものにならないと、従前型の委託を追随しているんですよみたいなところでは、議会としては、委員会としてはおもしろくないという言い方は言葉がおかしいかもわからないけど、より環境を整えていく部分のエンジンになりに行くんじゃないかなと思うので申し上げているところなんです。だから、そのところがちょっと、より予算の枠どりをふやしてでも、こういう要素をもっとつぎ込んでいくというものになっていかないと、より目に見えたものになりにくいなと。きょう初めてこの資料をいただいて、こういうことかと改めてわかったんだけど、ちょっとそんな感想は私持っているんですけど。

○ 葛西教育監

先ほどご指摘いただいた⑦、⑧、⑨、⑩につきましては、プロポーザルでやっていますので、仕様書の中に、やはり今後こんなふうなところというふうなところで、しっかり検討して書き込んでまいりたいなと思っております。

それから、今回、来年度からなんですけれども、学校図書館いきいき推進事業というか、一番上に指導課がございます。左側に業務委託として学校図書館司書配置事業があって、右側に学校図書館いきいき推進検討委員会というのがございます。その構成メンバーの中に、今年度までは小中学校教諭、それから市立図書館の職員と、これが構成メンバーでしたけれども、次年度からは、ここに業務委託の会社の、要はリーダー的な司書がおみえ

になりますので、そういうふうな方にも入っていただいて、さらに教育委員会として、学校としてこういきたいというふうなことをここでも議論をさせていただいて伝えさせていただくというふうな、そんなふうな仕組みに改善していきたいなと思っております。

○ 中森慎二委員

やっぱり、よりそのプロポーザルを提案している基本仕様書ですね。そこにより折り込んで、同じ単価の中でどう応えてもらう提案が出てくるかということだと思えますよ。競争性の部分を働かせる中で、教育委員会として望むものを基本仕様書にどう折り込んでいただくか、そういう姿勢で見えていただきたいし、また、そこら辺まとまったら、改めて委員会にも示してほしいなと思うので、よろしくお願いします。

以上です。

○ 芳野正英委員

午前中、1分間スピーチ活動が1校だけというところは4校だったということですので、訂正をさせていただきます。

○ 葛西教育監

6校です。

○ 芳野正英委員

6校。推進校がやっておるということですね。

○ 吉田指導課長

1分間スピーチについては、特に読書活動推進校6校を重点的にしておりますが、例えば、中学校の国語の中で1分間のスピーチとか、図書に限らず、1分間スピーチというのは表現力を高めるという活動で、学習指導要領の中でより積極的に取り組みなさいということをおっしゃっていますので、読書ということについて言われると委員のおっしゃるとおりですが、ここに書かせていただいたのは、平成26年度以降のことの仕様書というか、様式を書かせていただきましたので、現在の読書活動推進校6校を一旦切って、新たに6校を指定して、拡充を図りたいというふうに考えております。

○ 芳野正英委員

その点で、スピーチ活動が少ないと言っていた部分の午前中の発言は訂正をさせていただきます。

その上で、推進計画の学校の図だとどういう位置づけになっているかというのがやっぱりないなと。こだわるようですけど、やっぱり推進計画自体が、あれに基づいて長期的な、せっかく債務負担で平成28年度までやっていくのであれば、そういった計画に折り込んでやっぱりやっていくべきなので、そこはしっかりとやっていただきたい。この推進検討委員会のほうで見直しの検討にも入っていただきたいなというふうに思いますが、いかがですか。

○ 葛西教育監

先ほど教育長のほうから、一番四日市の子供の読書環境で進んだのは、小学校、中学校に司書が入って、そして、そのことによって子供たちの読書活動が質量ともに高まってきたと。システムとして非常に機能してきているというふうなことがありましたが、やはりそれは子ども読書活動推進計画、その中で扱われて、それをきちっとしていこうというふうな、そういうふうな考え方もあって、これも出てきておるわけでございます。

それで、今回は考え方としては、子ども読書活動推進計画につきましては、考え方、方針としては、今までのものがよく練られてあるので、それを踏襲していくと。ただ、ポイントポイントでは、ここのところというところではいかれたんじゃないと。それが子供たちの、特に⑦、⑧、⑨、⑩、特に⑧、⑨、⑩、このあたりのところがやっぱりポイントになってくるかなと思います。だから、そういうふうなことも子ども読書活動推進計画の中に見えるような形でしていかなきゃならないなと考えております。

○ 小川政人委員

ようわからんのやけど、ごめんな、わからんまま聞くで。司書というのは、臨時か嘱託でも置いておる学校はあらへんのかな。これだけとは違うんですね。

○ 葛西教育監

小中学校では臨時とかそういう形では置いておりません。

○ 小川政人委員

置いてないんやな。そうすると、各学校に行っておる巡回司書というのは、皆、学校図書館委託で来ておるといことなんやね。

○ 葛西教育監

そのとおりです。

○ 小川政人委員

それで、例えば臨時とか嘱託で直営で送ると、どう費用が変わってくるの。例えば、臨時とか嘱託で23人配置するとすると、巡回で各学校を担当してもらうとするやんか。そういう同じようなパターンでやっていくと、どう費用が変わるんやというのはわからんかな。

○ 葛西教育監

今まで私ども、学校図書館の司書につきましては、高等学校については司書さんということで、これは国県費で入れてもらっていると。小中学校につきましては、そういう形で入れてもらうことがないわけなんですね。ですから、小中学校については、市のそういう負担でというふうな、そういうふうな考え方の中で、市が職員として雇ってというふうな、そういう考え方は、今まである意味、これはそういう形ではしてこずに、やはりこういう業務委託という形でずっとしてきたというふうなことがございまして、今、どれだけかかるのかと言われても、ちょっと金額的にはお答えできないもので、試算のほうをしてみたいなと思います。

○ 小川政人委員

教育長も教育監も、めっちゃ効果があるんやというふうに言うておるんやわな。めっちゃ効果があるんやったら、別に、中森委員じゃないけど、もっとやればいいわけやで、そうするところにいくと、何も委託じゃなくても、市が直営で雇って、きちっとそろえて、効果があるんならやっていくということも探っていくかんわけやから、そういう部分の試算というのをきちっとやっていって、少なくとも司書1人で二つの学校とか、そうい

う考え方でやっていかんと、効果がないんやったらいいけれども、と思って聞いただけ。

○ 山本里香委員

数年前にこうやって学校図書館いきいき推進事業で委託する前に、小中学校に図書館司書をつけてくださいという運動があって、そのときに試算もしていなかったのかと思ってびっくりしたけれども、多分そここのところまでできないから、これに至ったんだと思うんですよね。先進のところではつくっているところがあるけれども、だから、そこら辺のところはやっぱり大事なことだと先ほどのことも含めて思います。

質問を一つ。委員会活動、生徒の委員会活動は誰が指導しているんですか。

○ 吉田指導課長

教員です。

○ 山本里香委員

せっかく司書さんが、専門的知識を持った方が学校に順番で巡回で行くけれども、そういうところでも司書さんの能力を子供たちの中へ一緒に生かしていけない現実があるわけですね。

○ 吉田指導課長

もちろん、司書の方が来ていただいている日に、アドバイスを受けて一緒に取り組みを時間内でさせてはいただいております。連携という形ではさせていただいております。

○ 山本里香委員

もちろん、多分当番とかそんなのは、日々、司書さんがみえないときでも子供たちが当番活動をしたり、そんなこともしているだろうし、連携ということはしているんだけど、そこでまた微妙なことがあるから大変やりにくい、司書さんだってやりにくい、教員だってやりにくいという現実が学校の中には、この分の司書だけじゃないですけど、委託ということの中で、あるという現実をやっぱり知った上で、よりよい方向へ進めるようにしていかないかんと思います。終わります。

○ 日置記平委員長

それでは、教育委員会にかかわる審査についてはこれにて終わらせていただきます。

○ 小川政人委員

畠山さん、契約書を持ってこなあかんに。

(発言する者あり)

○ 日置記平委員長

委員の皆さん、10分だけ休憩させていただいて、あと健康福祉部に移りたいと思いますので、お願いします。

16 : 40 休憩

16 : 51 再開

○ 日置記平委員長

それでは、再開をさせていただきます。

ここから健康福祉部の審査に入らせてもらいます。

まず、部長からお願いします。

議案第73号 平成25年度四日市市一般会計補正予算（第4号）

第1条 歳入歳出予算補正

歳出第3款 民生費

第1項 社会福祉費中関係部分

第5項 国民健康保険費

第6項 介護保険費

第4款 衛生費

第3項 保健所費中関係部分

第2条 繰越明許費

第3条 債務負担行為補正（関係部分）

議案第75号 平成25年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第77号 平成25年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○ 村田健康福祉部長

健康福祉部長、村田でございます。

お疲れのところ、恐れ入ります。健康福祉部の審査のほうをお願いいたします。

私どもの案件としましては、一般会計、国民健康保険並びに介護保険の特別会計の補正予算等々の補正予算案件と、それから、議案としましては、条例関係10件でございますが、うち7件は指定管理者に係るものでございます。

ごあいさつが長くなるといけませんので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○ 日置記平委員長

ありがとう。

それでは、順次説明をいただけますか。

○ 栗田健康福祉部次長兼健康福祉課長

健康福祉課、栗田でございます。よろしくをお願いいたします。

一般会計の補正予算でございますが、歳出の補正につきましては、OS更新に伴います各種業務システム改修ほか、障害者のグループホーム等建設費補助金、施設開設準備経費補助金、介護給付費訓練費等給付費の以上4件、それから、繰越明許費につきましては、サテライト型特別養護老人ホーム建設費補助金、ショートステイ建設補助金の2件、債務負担行為でございますが、この補正につきましては、食品衛生検査所の警備業務の委託と狂犬病予防法等業務委託費の2件でございます。

また、国民健康保険特別会計と介護保険特別会計の補正のそれぞれをお願いするものでございます。

資料につきましては、補正予算書、それから11月補正予算参考資料、それから予算常任委員会資料、それと予算常任委員会教育民生分科会資料で説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、各項目につきまして、それぞれ担当課長からご説明をさせていただきます。

まず、OSの更新に伴う各種業務システム改修業務につきましては、私のほうからご説明をさせていただきたいと思います。

資料は11月補正予算参考資料の9ページ、それから、予算常任委員会資料の12ページから13ページでございます。よろしくお願いいたします。

これにつきましては、ウィンドウズXPのサポート終了に伴いますOSのバージョンアップ対応に際しまして、健康福祉部における各種業務システムの正常な稼働のためにシステムの該当部分の改修等を行うための経費の計上をお願いするものでございます。

管理運用システムといたしましては、9ページの表にございますように、3段目、健康福祉課というところから一番最後の高齢福祉課というところまでの健康福祉部関連部分でございます。

保健福祉総合システムに係る経費250万円、犬の登録管理システムの関連経費178万円、国保総合システム及び国保ラインシステムの関連経費8万5000円、介護保険システム250万円、介護保険認定システム420万円で、合わせまして4点で1106万5000円の増額補正をお願いするものでございます。

また、各システムの業務内容につきましては、予算常任委員会資料の12ページから13ページにまとめてございますので、ご参考になさっていただきたいと思います。

私からは以上でございます。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

障害福祉課長の水谷でございます。よろしくお願いいたします。

同じく11月補正予算参考資料の16ページをごらんください。

私のほうからは、まず、障害者グループホーム等建設費補助金の減額補正についてご説明申し上げます。

なお、補正予算書のほうは32から33ページでございます。

この事業は、障害者の方々が住み慣れた地域で生活ができるようにグループホーム、ケアホームの整備を推進するものでございますが、この平成25年度におきまして、民間法人により1カ所を整備する予定で1500万円を当初予算としてお認めいただいております。しかしながら、今年度、三重県における採択の結果が、従来から施設数の少なかった中南勢地域を中心に5カ所が選ばれ、本市からの分は不採択となったことから、今回、減額をお願いするものでございます。

続きまして、同じく11月補正予算参考資料の18ページをごらんください。

障害福祉サービス事業にかかわる介護給付費、運営等給付費の増額補正をお願いするものでございます。障害の大変重い方がデイサービスや入浴等の目的で通所の利用をされます生活介護費用、また、在宅生活が困難な方が生活の場としてご利用いただきます共同生活介護事業及び施設入所費用、その3事業につきましては、各施設に対し、介護給付費、そしてまた、就労を希望されます方が通所利用されます就労継続支援事業、こちらにつきましては、各施設に対し訓練費等給付費としてお支払いをするものでございますが、それぞれの事案につきまして増額補正をお願いするものでございます。

要因といたしましては、市内に1カ所、市外にまた1カ所、新たに生活介護型の事業所が開所をし、利用者が増加をしていること、また、特に就労継続支援事業所につきましては本年度2カ所新たに開所をしております、やはり利用者のほうが増加をしていること、また、共同生活介護事業、施設入所事業につきましても、利用者増のほか、各施設において職員体制の強化により、新たに加算が認められるなどして、そうした報償費の単価が上がっていること、以上によりまして、今回、予算が不足を生じますので、増額補正をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

私のほうからの説明は以上でございます。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

介護・高齢福祉課長の坂田でございます。よろしく願いいたします。

私のほうからは、11月補正予算参考資料16ページでございます。施設開設準備経費補助金、あわせて、47ページのサテライト型特別養護老人ホーム建設費補助金、その隣、48ページでございますが、ショートステイ施設建設費補助金についてご説明をさせていただきます。

補正予算書は9ページ及び32から33ページをごらんください。

これらの補助金につきましては、介護事業者が入所施設を整備、開設するに当たりまして、その経費の一部を補助することにより、施設整備を促進し、開設時からの安定したサービス提供のための体制整備を支援するものでございます。現在、保々地区におきまして、社会福祉法人鈴鹿聖十字会が定員29名の特別養護老人ホームと、それに併設いたします定員10名のショートステイ施設の整備を進めております。この施設につきましては、早期の事業開始に向けて、今年度末の完成を見込んでおりましたが、施設の敷地の進入路が国土

交通省名義の農道となっておりまして、進入路として使用することでありまして、工事の許可手続に関し、三重県との協議に不測の日数を要しましたところから、来年8月中の完成見込みということになっております。こうしたことから、この建設費補助金につきましては、平成26年度への繰越明許をお願いするものでございます。

施設開設準備経費補助金につきましては、この対象経費が開設時に必要となります備品購入費でありますとか人件費等でございますので、年度内での対象経費の支出がございませんので、減額補正を一旦させていただきますまして、来年度また計上させていただきたいと考えております。

続きまして、一般会計補正予算でございますが、資料につきましては、予算常任委員会資料の3ページをごらんください。補正予算書は36ページから37ページでお願いします。

これにつきましては、一般会計から介護保険特別会計への繰出金でございます。2018万5000円の減額補正をお願いするものでございます。平成24年度決算に基づき、繰り出し超過分を精算するもの等でございます。詳細は介護保険特別会計のほうでご説明申し上げます。

あわせまして、介護保険特別会計の補正予算でございますが、予算常任委員会資料の8ページから9ページをお願いいたします。補正予算書につきましては113ページから130ページとなっております。

まず、歳入のほうでございますが、分担金及び負担金につきましては、これは、三重郡3町からの介護認定審査会、共同設置をしております負担金でございますが、今回、システム改修により負担金が増額となるため、補正をお願いするものでございます。

次に、国庫支出金と県支出金でございます。こちらともに平成24年度の精算による不足分の追加交付に伴う増額とともに、平成25年度の交付決定時に基づく減額を補正するものでございます。

次に、繰入金でございますが、介護保険給付費繰入金、地域支援事業繰入金、その他一般会計繰入金につきましては、平成24年度分を精算することによるものでございます。

それから、地域支援事業繰入金の包括的支援事業（任意事業）につきましては、国、県の交付決定額の減に伴い、増額補正をお願いするものでございます。

介護給付費の準備基金繰入金につきましては、今年度、保険給付費が当初予算額より増大することが見込まれますために、この基金を7億3600万円余の取り崩しを行い、介護保険に係る費用に充てるものでございます。

繰越金につきましては、平成24年度決算により、前年度からの繰越金として補正するものでございます。

次に、歳出でございますが、総務費につきましては、人件費の補正、あるいはシステム改修等に伴う費用でございます。

保険給付費につきましては、大きな割合を占めております居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費におきまして、当初予算に不足が生じる見込みとなっておりますので、6億300万円を計上いたすものでございます。

基金積立金につきましては、平成24年度の余剰金を積み立てるものでございます。

諸支出金につきましては、平成24年度分の国県負担金の精算による返還金を計上しております。

以上、補正予算額は9億3270万5000円でございます。

私からの説明は以上でございます。

○ 古川食品衛生検査所長

食品衛生検査所長の古川でございます。

私のほうからは、食品衛生検査所警備業務委託費の債務負担行為ということで、資料のほう、予算常任委員会教育民生分科会資料1ページをごらんください。補正予算書のほうは11ページになります。

平成26年4月に供用開始を予定しております食品衛生検査所におきまして、警備に関する業務委託をするものでございます。

内容といたしましては、警備の業務として、火災、侵入行為の予防及び拡大防止、それから、事故確認時における関係機関への通報、三つ目といたしまして、事故報告書の提出、それから、警備の方法でございますが、食品衛生検査所各所に警報機器を設置いたしまして、異常を感知すると、直ちに警備会社へ送信をされます。それで、警備員が現地に向かい、異常を確認し、関係機関へ通報、監視の項目としましては、防犯、火災等になります。

補正予算額は120万円、期間といたしましては、平成25年度から平成30年度を予定しております。

債務負担行為の1個目、私からの説明は以上でございます。

○ 伊藤保健所副所長兼衛生指導課長

衛生指導課長の伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうからは、狂犬病予防法等業務委託の同じく債務負担行為についてご説明をさせていただきます。

先ほどの債務負担行為の説明と同じく、予算常任委員会の教育民生分科会資料の、こちらのほうは2ページをごらんください。

この業務につきましては、2番目のところの内容に書かせていただいておりますように、狂犬病予防法に基づく業務として、野犬の捕獲とか抑留、また、2番目の動物の愛護及び管理に関する法律に基づく業務として、負傷動物の保護、または所有者が判明しない犬や猫の引き取り、保護等の業務でございます。

こちらにつきましては、3番目の補正予算額として、限度額4640万円という形で計上させていただいております、期間につきましては、平成25年度から平成28年度までというような形で、平成26年4月1日業務開始のために債務負担行為を計上させていただいております。

私のほうからは以上でございます。

○ 松岡保険年金課長

失礼します。保険年金課長の松岡でございます。よろしくお願いいたします。

資料につきましては、予算常任委員会資料健康福祉部の2ページをお願いいたします。民生費、国民健康保険費の国民健康保険特別会計繰出金でございます。補正予算書は36から37ページでございます。

この特別会計繰出金でございますが、一般会計から国民健康保険特別会計への繰出金1356万1000円の減額補正でございます。平成24年度実績に基づきまして、繰り出し超過を精算するもの等でございます。詳細は国民健康保険特別会計のほうでご説明をさせていただきたいと思っております。

続きまして、国民健康保険特別会計の補正予算についてご説明させていただきたいと思っております。

資料につきましては、予算常任委員会資料の4ページから7ページをお願いいたします。補正予算書は87ページから103ページとなっております。

まず、歳入でございますけれども、前期高齢者交付金、これは、65歳から74歳の加入者の偏りを保険者間で調整するものでございます。本年度の交付申請による実績見込みで3

億2304万8000円を補正するものでございます。

次に、一般会計繰入金でございます。これは、職員給与費繰入金では、ウィンドウズ7の対応の設定、あるいは、70歳から74歳の方のうち負担割合が変更されることに伴うシステム改修50万円及びパソコンの購入費用70万円に人件費の減額補正237万3000円を差し引きいたしまして、117万3000円の減額となっております。

その他一般会計繰入金では、平成24年度一般会計からの繰り入れ超過分として精算をするものでございまして、1238万8000円減額というところでございます。

職員給与費繰入金とその他一般会計繰入金を合わせまして、一般会計繰入金は1356万1000円の減額補正となっております。

繰越金につきましては、前年度からの繰越金といたしまして21億1341万3000円を補正するものでございます。

歳出をお願いいたします。

まず、総務費でございますけれども、歳入の一般会計繰入金でご説明、お話し申し上げました人件費の補正に伴うもの、それから、システム改修等に伴う費用でございます。

5ページをごらんになっていただきたいと思います。

保険給付費でございますが、療養給付費と高額療養費におきまして、当初予算に不足が生じる見込みがございまして、5億4100万円及び5160万円を計上してございます。

その次の後期高齢者支援金、それから前期高齢者納付金、それから介護納付金につきましては、今年度の負担金に過不足が生じたため、補正を行うものでございます。

それから、次の基金積立金でございますが、平成24年度からの繰越金のうち、国へ償還する分を除きまして2分の1ほどを積み立てするものでございます。

それから、最後の諸支出金でございますが、国庫支出金の過年度分を償還することから、3億710万9000円を計上してございます。

以上、補正予算額は24億2290万円となっております。

説明は以上でございます。

○ 村田健康福祉部長

以上でございます。

○ 日置記平委員長

ただいま説明をいただきました部分につきまして、質問がある方は挙手をお願いします。

○ 芳野正英委員

制度自体わかっていないので、とんちんかんかもしれないですけど、最後の説明の介護保険特別会計の補正予算、この補正予算書の114ページ、115ページと、ここの歳入のうちの基金の繰入金というのは、これは基金から特別会計へ繰り入れされるという額なんですか。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

この基金につきましては、支払いに不足が生じた場合に切り崩しをして特別会計のほうに繰り入れるという性格の基金でございます。保険料の残が生じた場合には、この基金に積み立てを行っておき、不足が生じた場合にそちらへ充てるといふ、そういう性格のものでございます。

○ 芳野正英委員

繰入金のほうで7億円繰り入れておいて、積立金でまた戻す処理なんですか。これって、相殺をせずに、やっぱりそれはそれで一旦繰り入れておいて、積み立てという別の処理をしないといかんのですか。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

こちらにつきましては、取り崩すべきものは取り崩す処理を行い、そして、保険金の剰余金が出た分につきましては、その分は改めて積み立てを行いということで、相殺をするということではなく、会計については明らかな動きを残すというような形で処理をさせていただくこととなります。

以上でございます。

○ 芳野正英委員

これは別に、後ほどでいいので、そうしたら、どういう流れになるのかをちょっと図示したやつをまたいただければなど。基金繰入金、8の歳入繰入金がどこへ移って、どう処理されて、最終的な中で歳出でまたどういう形で積み立てられるのかの、その流れがちょ

っと理解したいなと思うので、また資料を下さい。

○ 山本里香委員

予算常任委員会資料の国民健康保険特別会計の補正予算ですけれども、今、説明があった、歳入の部分の2段目、繰入金及び、歳出が多分下の段のところ、ウィンドウズ7対応のための自己負担割合改定ということでお金が全額入って、そのためのことが全額入ってきて、処理をされることになるのかどうかということが一つ。つまり、システムは、パソコンの更新とともに、今までと違う、結局は2割負担、1割じゃなくて上がる部分の計算方式というのかな、対応方式、それを組み込んだ新しいものに変えなくちゃいけないので、この費用が発生して、国からのお金が来るという形になる——一般会計からやね、繰入金の中に入れるということは——ということなんだろうけれども、これって、ちょっとその内容を、システム改修の負担をふやしていただくにかかわることで幾らなんですか。この詳細をちょっと詳しく教えていただきたいと思うんですけれども。

○ 松岡保険年金課長

今、委員からご質問いただきましたウィンドウズ7対応の設定について、この関係の改修費用としては8万5000円でございます。それから、先ほどご説明申し上げました自己負担割合が1割から2割へ変更されることに伴うシステム改修につきましては41万5000円という内訳でございます。

以上でございます。

○ 山本里香委員

そうしますと、計算方式を変えることにおける41万5000円というのは、これも全部自分のところの中で国民健康保険特別会計の、国からお金はおりてこないということで、みんな四日市の中で、特別会計と一般会計との中でやるわけですか。

○ 松岡保険年金課長

国におきましては、現在、補正予算を計上中でございますので、いずれ市のほうへこの改修費用は補助金としていただけることが期待されます。

以上でございます。

○ 山本里香委員

いろいろシステム改修とか、そんなの話をよその部署で聞くと、すごいお金がかかっているんですけど、41万5000円というレベルがちょっと私にはわからないんですが、どういったことを、今あれば、そこにソフトを入れかえるとか、そんな感じですか。ソフトを組みかえる、それは既製のものが来るんだろうと思いますけど、それをしてもらうわけですか。

○ 松岡保険年金課長

この負担割合の変更につきましては全国共通でございますので、システムを全国共通で開発するものを四日市市として入れるというところの程度でございます。

以上でございます。

○ 山本里香委員

その金額が、庁舎にあるパソコンの中に新しいそういうソフトというか、システムをインストールするのがこの41万幾らというので、そのもとの何かがこの金額で買えるというものなんですね。

○ 松岡保険年金課長

おっしゃるとおりでございます。

○ 山本里香委員

ちょっとまた考えます。

○ 豊田政典委員

まず、狂犬病予防法等業務委託費で教えてほしいんですが、きょうの資料の2ページですけど、これは、委託先というのはどんどころ、どういう業者を想定しているのか、教えてほしい。

○ 伊藤保健所副所長兼衛生指導課長

今回、狂犬病予防の業務委託というのは、野犬の捕獲であるとかというような形で、非常にちょっと危険な部分も出てまいります。こうした業務をやっていただける業者がなかなかないんですけれども、こちらについては、今現在、平成23年度から平成25年度まで、専門の捕獲をしたり、そういうような形のことのできる業者さんという形でお願いをいたしまして、あともう一本、他市のほうでは、運送会社なんかがよく業務委託を受けていただいているという形です。

○ 豊田政典委員

なかなかイメージできないんですけど、捕獲、抑留というのが業務の一つにあると。それから、それとは別に、相談や接し方教室というのがありますね。業務量的にはどんな比率というふうに考えればいいですかね。それから、犬舎の掃除とか、餌をやったりとか。

○ 伊藤保健所副所長兼衛生指導課長

こちらにつきましては、やはり野犬の捕獲であるとか、犬が逃げてうろついているというような形で、年中出てくる部分でございます。そうした部分で、こちらについては、年間365日というような形で業務委託をお願いしておるということです。

それと、割合につきましては、やはり相談の部分が一番多い状況でございます。野犬が出ているという部分もありますけれども、それよりも多いのは、やはり犬がうろついている、また、猫がうろついてふんをしているとかの形で、そういう形の相談に乗ってもらうという、実際には現地に行って、こういう形で対処していることがあるというような形のことを相談業務としてやっているというふうなことです。

○ 豊田政典委員

なかなかやってくれる、応募する業者が少ないというのは、捕獲の部分が難しいからとか、ハードルが高いからとかということですか。

○ 伊藤保健所副所長兼衛生指導課長

おっしゃるとおりで、やはり野犬でございますので、野犬を含めた形でそれをつかまえようという形でございますので、この辺が非常になかなか一般の方ではできないというような形で、こちらにつきましては、捕獲員という形で、私どもが要するに業者を捕獲員と

してやらせていただいています。

○ 豊田政典委員

わかりました。

次、全然違うんですけど、私が見ているのは、予算常任委員会資料の最初のころに配ってもらったやつの健康福祉部の12ページのことを言っているんですけど、これは、健康福祉部に関係するOS更新に伴うシステム改修委託をまとめて載せてもらいましたよね。よくわからないので聞くんですが、安いやつだと、4番、国民健康保険が1万7000円、3番が6万8000円なのに、片や介護保険は420万円とか250万円とか、何がどう違うのかなというのがいま一つわからない。それから、犬の登録システム、それこそわからないんですけど、この作業、改修の内容が何でこんなに差がつくのかなということが素朴な話なんですけど、うまく説明できますかね。

○ 松岡保険年金課長

保険年金課におきましては、3番と4番、国保総合システム、国保ラインシステムでございますが、この業務につきまして、今回の業務、全国共通というところがございまして、そのパッケージのものをパソコンにセットアップをするだけだということでございますので、それぞれこの費用になっているということでございます。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

じゃ、ほかのやつは後で聞きますが、セットアップするだけの作業の作業料という理解でいいの。

○ 松岡保険年金課長

おおむねそういうことでございます。

○ 豊田政典委員

それなら私でもできそうな気がするんですけども。パッケージはないかもしれないけど、セットアップするだけなので。

(発言する者あり)

○ 豊田政典委員

人件費は安いですよ。

○ 松岡保険年金課長

落とし込みをすると、セットアップということですが、今までのデータなりとの継続性を持たせることとか、あるいは、次の制度改正へ向けた部分なんかも含めて、作業的にはやっぱり人件費相当だということですが、この費用の中で次のウィンドウズ7への作業を行っていただく、そういう内容でございます。

○ 豊田政典委員

それはよしとして、あと、高い100万円以上というやつはそういうわけにはいかない。いかない一例、犬の登録システムはどうですか。

○ 伊藤保健所副所長兼衛生指導課長

犬の登録システムについてご説明申し上げます。

こちらにつきましては、これもパッケージを買ってきまして登録しているわけなんですけれども、これにつきましては、私どものほうで、例えば検索システムとか、そういうものでかなり手を入れた形になっております。そして、この部分につきましては、ほかの部分と違って四日市市独自のものという形になっておりますので、それでこちらの経費がかかるというふうになっております。

以上です。

○ 豊田政典委員

じゃ、パッケージ、新しいやつを入れかえるだけではなくて、さらに手を加える作業がある形、そんな理解でいいですか。

○ 伊藤保健所副所長兼衛生指導課長

今のものにつきまして、プログラムの修正をさせていただかないといけないという経費が出てまいりますので、どうしても経費がかかっているという部分があると思います。

○ 豊田政典委員

じゃ、あと、介護・高齢福祉課、健康福祉課、簡単に言うと何に金がかかるの。

○ 栗田健康福祉部次長兼健康福祉課長

保健福祉総合システムにつきましては、四日市独自のこれだけの業務を行うためにシステム全体をずっと開発してつくってきたシステムなんですけど、それが新しくウィンドウズ7の上できちんと動くか、例えば、数値とか英字とか用語の枠の中にちゃんと入るかとか、そういう細かい作業が、きちんと次のシステムが、環境が変わったときに動くかどうかということを見るための作業で、システムの設計、それから製造工程とかテストなんかもしていただく中で、人件費相当を計算させていただきますと、大体250万円ということで、この数字を上げさせていただいているというところがございます。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

介護保険のシステムにつきましては、先ほどの栗田次長の説明と重なる部分もあるんですが、今回のOSの変更によって、この介護保険のシステムでは、画面でありますとか帳票が数百、画面数で、例えば介護保険システム320の画面、オンラインで帳票数は260ということで、これを画面に表示したり、あるいは帳票に出力をする際に、OSが変わったことによって、もちろんサイズが変更になっておりまして、今回、拡大ということございまして、入り切らないと。一つ一つの画面、あるいは帳票について修正をかけていくというのが一つございます。それから、介護保険のシステムにつきましては、介護保険認定審査会の審査委員さんがおみえになるわけですが、この方へデータを転送する前段階までの処理をする必要があるんですが、現在のOSではそのデータ転送というのができなくなるということで、新たに開発する部分が出てくると。あと、審査会の中でグラフとか帳票を表示させておるわけなんですけど、これをOSが変わることによって表示ができないというところについても修正をかけなきゃならんという作業についての費用でございます。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

了解しました。

○ 芳野正英委員

保健福祉総合システム改修委託の場合の、これは6項目ありますけど、それぞれで委託をするのか、健康福祉部関係で一括して委託をするのか、どうなっていますか。

○ 栗田健康福祉部次長兼健康福祉課長

このシステムにつきましては、保健福祉総合システムと介護保険システムが今連動して動いているところがございますので、一括してという形になると思いますが、国保のシステムと犬の登録システムにつきましては、また別のという形でなってくると思います。

以上でございます。

○ 芳野正英委員

さっきいろいろ説明していただいたことは、それぞれの仕様書にのっとってやるということでもいいのかということと、そうすると、国保の3と4が統合しますけど、それも8万何ぼという感じなんですけど、それも委託であれですか。

○ 松岡保険年金課長

委託の作業みたいなことになってまいります。

○ 芳野正英委員

補正予算参考資料の18ページの介護給付費訓練等給付費の予算ですけれども、資料をいただいている、利用の増加によってということと2億円余りの増額なんですけど、これは各項目、当初の想定人員と、それがどれぐらいふえたのでこういう、人員じゃなくて日数かもしれないんですけど、ふえる見込みの額は出ていますけど、実際の利用状況がどれぐらいふえたのかという資料はありますか。見込みということと。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

今すぐ持ち合わせておりませんので、また一覧表にしまして提出させていただきたいと

思います。

○ 芳野正英委員

もう一つ、資料請求で申しわけないんですけど、ちょっと飛んで、事前に配っていただいた4号のやつですね。4号関連の資料の、さっきも質問した国民健康保険と介護保険の部分で、さっきの繰り出し、繰り入れの話なんですけど、過去10年ぐらいの前年度の繰越金と基金の積み立ては幾らだという観点は、推計って、また後日でもいいんですけど、資料をいただけたらと思いますが。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

ご用意させていただきます。

○ 小川政人委員

どこにあるか忘れてしまったので。県の予算がつかなんだでやめたとかいうような話がありました。あれは去年も何か、間違いかわからんけど、中森委員かなんか質問して、何箇所か作るという、あれと一緒に事業か、違う。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

昨年度、中森委員さんのほうからご指摘を受けましたのは介護・高齢福祉課のほうの施設でございまして、今回、16ページのほうで上げさせていただいておりますのは、障害者にかかわるグループホーム等の建設費の補助金でございまして。

以上でございます。

○ 小川政人委員

県の予算がつかないで事業をやめると、その施設の事業をやろうとしている施設とは話は進んでおるわけやわな。そうすると、事業が頓挫をしてしまうんだけど、その辺、県ときちっと事前の協議とかなされていないのかなと。その辺がようわからんのやけどな。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

今回の採択につきましては、県のほうから、県全体で5カ所分の予算をとりまして、審

査会の中で中南勢地域のほうを中心に採択をしたために、四日市からの分が不採択だという連絡を受けました。早速、法人側のほうと相談をさせていただきまして、今年度については諦めるけれども、来年度またチャレンジをしたいということでございましたので、私ども、推進計画にも上げさせていただき、来年度また県のほうに予算要求をしていくのでよろしくお願ひしますということで申し入れをしております。したがいまして、来年度また再チャレンジをしていくものでございます。

以上でございます。

○ 小川政人委員

だから、採択されたら事業はやれますよと、採択されやなんたら、また1年でも、2年でもおくれていきますよという部分やろうと思うんだけど、それで全て中南勢にとられてしまってという折衝能力というか、審査会で審査されるという中でも、県とうまくコンタクトか何かとれていないのと違う。どうも何かいろんなところで県からの助成というのは四日市に対して手薄な気がするんだけど、そういうことはないのかな。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

今年度は不採択でございましたけれども、平成24年度は2カ所、四日市の場合はいただいております。そのこともあって今年度はなかなかちょっととれなかったかなというところがございますけれども、そんなことも県とは調整のほう進めてまいりたいと思います。

○ 小川政人委員

平成24年度に二つとったから、ことしはなくてもしょうがないわという世界の話な。それじゃ全体の福祉計画の事業はうまくいかんはずやで、前年度は前年度、あくまで全体の福祉事業、四日市全体を考えながら申請をしていっていると思うので、そこはきちっとやっついていかんとあかんのかなと思うんやけど。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

ご指摘のとおりでございます。おっしゃるとおりでございますので、最大限の努力をしてまいりたいと思います。

○ 中森慎二委員

今の小川委員のお話と関連してなんですが、県は地域バランスなんかをよく持ち出すんですよ。でも、我々の部分でいくと、四日市の障害者のグループホームの整備レベルがどこにあるのかということを見据えて県に物を言っていないかと思うんですね。だから、そういう意味で、四日市における障害者のグループホームの整備レベルが県下の市町においてどういう位置づけになるのか、そここのところの資料って当然持ってみえるんやよね。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

県全体でグループホームがどこまで整備されているのかというのは、県のホームページのほうで公開されておりますし、こういった形で資料を出させていただいたらよろしいでしょうか。

○ 中森慎二委員

いやいや、県に四日市として障害者のグループホームをつくっていきたいというのを説明するに当たって、四日市のレベルは、例えば、こんなに低いからやっぱり早くつくりたいなというものがあるべきじゃないの。当然あったんでしょ。資料もバックデータもなしにつくってくださいとただお願いしてきただけなの。

いや、だから、僕が言ったのは、前にも一般質問で高齢者の介護施設のグループホームの整備が非常におくれているという話をしたけど、それは、県下におけるそれぞれの指標から見てどうなのかという位置づけの中で物を言っているわけです。だから、この障害者のグループホームの整備レベルはどうなのかというのは当然お持ちなわけでしょうということ。だから、それを出してくださいと。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

失礼しました。障害福祉計画、平成26年度までの計画を数値目標として出しておりますので、その資料を出させていただきます。

○ 中森慎二委員

もっと言うと、県が審査委員会の中で中南勢を優先したと言われたときに、わかりまし

たと言って引き下がるんじゃないなくて、四日市はこんな整備レベルなのに、どうしてそんなことになったのかというぐらいのことを言うべきだよ、当然。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

もちろん不採択となったときに、県のほうには再度補正をしてでも四日市の分を出してほしいという交渉はさせていただきましたけれども、残念ながら、実現ができなかったというところがございます。申しわけございませんでした。

○ 中森慎二委員

そんな自信がなさそうなのでは無理だろうと思うけど、バックデータの資料を出してくださいよ。それから話をしましょう。

○ 日置記平委員長

よろしいか、その資料は。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

出させていただきます。

○ 日置記平委員長

いつ出ますか。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

今ちょっと持ち合わせておりませんので、きょうの夕方かあす朝一番にでも出させていただきますが。

○ 小川政人委員

あしたはないぞ。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

失礼しました。あさって一番にでも出させていただきます。

○ 山本里香委員

国保の先ほどのシステム改修については、いろんな段階があって、これはパッケージで全国一緒なのということですね。ただ、この内容なんですけれども、自己負担額がふえるということの中で参考にしたいんですけれども、病気にかかる方、どんな医療を受けるかは必ず決まったものではないんですが、増収ってどんなぐらいになって、四日市市の負担はどんなぐらい減るんですか。どういうことがあるんですか。2割とかになることがあったとして、医療費全体は変わりませんよね。ただ、個人負担がふえて、四日市の国民健康保険特別会計から出ていくのが減るという形ですよ。

それで、これは結局はここでしか言うところがないので、2割、3割ということは確認したいんですけど、それは、このシステム改修、これが始まってしまったら、何も条例とかそんなのは関係ないので、これだけなんですよね、ここの改修にかかっていくのは。このことでどれだけ、例えば例年どおりで、平成23年度、24年度実績で、同じように、例えば、所得の段階のところで現役並み所得のある世代なり所得のある人が割合が高くなったときに、どれだけ入って、どれだけ四日市の国民健康保険特別会計が楽になるというふうなことが何かあるんですか。

○ 松岡保険年金課長

医療費の総額につきましては変わらないんですが、負担割合が平成26年4月以降、新たに70歳になられる方から負担割合が変わってくるというところでございまして、年齢区分によって費用を算出するのはちょっと困難な状況でございますので、できたらご理解をいただけないかというふうに思います。

○ 山本里香委員

それは実際、病気になるならない、医者にかかるかからない、どんな医療を受けるかというのは、本当にその時々で違うわけなんですけれども、今までずっと据え置いてきたのが平成26年4月から自己負担がふえるということは、やっぱりすごく、今までずーっと延ばしてきたわけですから、上げるのをね。ウィンドウズ7を入れることに関しては、それは必要なことなんですよね、対応していかなあかんでね。だけど、このシステムを入れることに関して、そんな金額的に大きい金額ではないにしても、これを入れるということは、

それが実行されていくと、四日市の国民健康保険特別会計の中で自己負担が前期高齢者の方にふえていくということになるんですよね。それを阻止することがどこまでできるかということですが、反対しております。反対するところはほかにはないです。

○ 日置記平委員長

他にないようでありますので、説明をいただいた議案第……。

反対はどれやね。

○ 山本里香委員

国民健康保険特別会計です。

○ 日置記平委員長

国民健康保険特別会計ね。

中森委員、資料が出てからのほうがよろしければ、後に送りますが、どうしますか。

○ 中森慎二委員

そんなにはこだわらないですが、四日市市の姿勢として、県に対してちゃんと物を言っていくバックデータをちゃんと持った上で言っているのかということを確認したいだけのことなので、今、委員長、ここでもう採決をとるのであれば、私は別に拒みませんが、資料だけちゃんとあした出してほしい。

○ 日置記平委員長

資料の件はわかりましたね。部長、頼みますよ。

まず、反対の表明のあった議案について採決をとります。

議案第75号平成25年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○ 日置記平委員長

ありがとうございます。賛成多数であります。

[以上の経過により、議案第75号 平成25年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決する。]

○ 日置記平委員長

議案第73号平成25年度四日市市一般会計補正予算（第4号）第1条歳入歳出予算補正の関係部分、第2条繰越明許費、第3条債務負担行為補正（関係部分）、そして、議案第77号平成25年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

（異議なし）

○ 日置記平委員長

ありがとうございます。

[以上の経過により、議案第73号 平成25年度四日市市一般会計補正予算（第4号）、第1条歳入歳出予算補正、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費中関係部分、第5項国民健康保険費、第6項介護保険費、第4款衛生費、第3項保健所費中関係部分、第2条繰越明許費、第3条債務負担行為補正（関係部分）、議案第77号 平成25年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 日置記平委員長

引き続き、説明ください。

議案第94号 三重北勢健康増進センター条例の一部改正について

議案第95号 四日市市障害者体育センター条例の一部改正について

議案第130号 四日市市保健所等関係手数料条例の一部改正について

議案第144号 四日市市西老人福祉センターの指定管理者の指定について

議案第151号 四日市市歯科医療センターの指定管理者の指定について

議案第152号 四日市市中央老人福祉センターの指定管理者の指定について

議案第153号 四日市市障害者自立支援施設あさけワークスの指定管理者の指定について

議案第154号 四日市市障害者自立支援施設共栄作業所の指定管理者の指定について

議案第155号 四日市市障害者福祉センターの指定管理者の指定について

議案第159号 四日市市障害者自立支援施設たんぼぼの指定管理者の指定について

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

私のほうから、まず、付託議案につきまして、資料のほうの確認をさせていただきたいと思えます。

条例改正と指定管理者の指定、二つでございますけれども、資料としましては、四日市市議会定例会議案、四日市市議会定例会議案その2、定例会議案その3、提出議案参考資料、それから、下に健康福祉部と出ております教育民生常任委員会関係資料になります。以上の資料に基づきまして説明のほうを申し上げます。

それでは、まず、私のほうから、議案第94号三重北勢健康増進センター条例の一部改正並びに議案第95号四日市市障害者体育センター条例の一部改正につきまして、あわせてご説明申し上げます。

資料のほうは、四日市市議会定例会議案45ページと53ページ及び提出議案参考資料の1ページのほうをお願いします。

改正の目的としましては、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、関係する規定を整備するものでございまして、平成26年4月1日から消費税率及び地方消費税の税率が現行の5%から8%に引き上げられることに伴いまして、三重北勢健康増進センターの健康度測定等の利用料並びに四日市市障害者体育センターの利用料金の改定をお願いするものでございます。

私のほうからの説明は以上でございます。

○ 伊藤保健所副所長兼衛生指導課長

私のほうからは、議案第130号四日市市保健所等関係手数料条例の一部改正についてご説明申し上げます。

資料につきましては、平成25年11月定例会議会提出議案参考資料の7ページをごらんください。

こちらにつきましては、動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布されたことに対するもので、これに関係する部分について規定を整備するものでございます。

内容的には、この資料7ページの1番のところに書かせていただきましたが、下のほう、動物の分類学的な変更に伴い、目名とか科名の見直しが行われたことによるものでございます。

下の表にありますように、例えば、オマキザルというふうな名前のものがアテリダエ科というような形のことで名前が変わったと。あと、ダチョウ目がヒクイドリ目が変わったり、あと、ボア科というふうにあった蛇の部分がニシキヘビ科とかボア科というような形に変更になったという形のことでございますので、それについて、手数料条例の改正をさせていただきますというものでございます。

私のほうからは以上でございます。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

私のほうからは、老人福祉センターの指定管理者の指定についてご説明させていただきます。

議案第144号四日市市西老人福祉センターの指定管理者の指定でございます。

資料につきましては、教育民生常任委員会資料1ページから8ページをごらんください。

今回の募集につきましては、前回の指定管理者でございます社会福祉法人風薫会から応募がありました。選定委員会での審査の結果、この風薫会が西老人福祉センターの指定管理者の候補者として選定されました。

続きまして、議案第152号四日市市中央老人福祉センターの指定管理者の指定についてでございます。

同じく、資料につきましては教育民生常任委員会資料15ページから20ページに記載してございます。

中央老人福祉センターにつきましては、社会福祉法人四日市市社会福祉協議会を指定管

理者に特定することについて、選定委員会でのご審査をいただき、指定管理者の候補者として適当であるとのこと判断をいただきました。

以上、西老人福祉センター及び中央老人福祉センターの指定管理者の指定についてご審査いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○ 栗田健康福祉部次長兼健康福祉課長

私のほうは、議案第151号四日市市歯科医療センターの指定管理者の指定についてでございます。

これにつきましては、参考資料といたしまして、教育民生常任委員会資料の12ページから14ページ、それから、提出議案の参考資料の追加分のところの13ページにもございますので、ごらんいただきたいと思います。

これにつきましては、歯科医療センターの指定管理者といたしまして、一般社団法人四日市市歯科医師会を指定管理者に指定することにつきまして審査をいただきたいと思いますと考えております。指定の期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日までとなっております。よろしく願いいたします。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

よろしく願いをいたします。

続きまして、議案第153号四日市市障害者自立支援施設あさけワークスの指定管理者の指定について、議案第154号四日市市障害者自立支援施設共栄作業所の指定管理者の指定について、議案第155号四日市市障害者福祉センターの指定管理者の指定について、議案第159号四日市市障害者自立支援施設たんぼぼの指定管理者の指定についての4件を一括してご説明申し上げます。

同じく、健康福祉部の教育民生常任委員会関係資料の21ページから46ページのほうをごらんいただきたいと思います。

この4施設につきましては、全て平成26年の4月1日から平成31年3月31日までの5年間ということで、千代田町にございますあさけワークス、それから西日野町にございます共栄作業所とたんぼぼ、総合会館内にございます障害者福祉センターの指定管理者の指定につきまして、上程のほうをさせていただきました。

この障害4施設の管理運営につきましては、社会福祉法人四日市市社会福祉協議会を特定団体として手続を進めておるところでございます。この議会でお認めをいただきますと、平成26年の4月1日からの5年間、基本協定を3月末までに締結をして、引き続き来年の4月から社会福祉法人四日市市社会福祉協議会のほうにこの障害4施設の運営管理のほうをいただくこととなりますので、よろしく願いをいたします。

説明のほうは以上でございます。

○ 日置記平委員長

付託議案の議案説明は全てしていただきました。

委員の皆様方の質疑をいただきます。

このまま続行させていただきたいと思っておりますので、用を足す方は静かに済ませてください。

○ 芳野正英委員

指定管理に関しての歯科医療センターですけれども、きょう配っていただいた資料の14ページの審査意見、これはちょっと制度として聞きたいんですけど、中ほどに障害者歯科診療ネットワーク、歯ートネット四日市と連携しと書いてあるんですけれども、歯科医療センターと歯ートネット四日市との役割というか、歯ートネット四日市というのは、市内の歯科医院が障害者の歯科診療をやりますよという形でやられた方々のネットワークなのか、どういう組織で、医療センターとどう連携するのか、説明してください。

○ 栗田健康福祉部次長兼健康福祉課長

歯ートネット四日市につきましては、市内の歯科医師会のメンバーの中で障害者の診療をしていただいている方との連携ということで、歯科医療センターにつきましては、いろいろ障害を持って、軽い障害でしたら、一般の診療所である程度障害の診療の免許を取られた先生方がみえるんですけれども、非常に暴れられる方とか、そういう方は歯科医療センターでということで、でも、皆さんが必ず歯科医療センターに来なければいけないということはないので、そのあたり連携をとって、特に技術面とか、そういう意味で研修をお互いにしていただく、そういうような連携をしていただくというところでございます。

○ 芳野正英委員

そうすると、在宅診療所のポータブル機器を持っているのは歯科医療センターで、在宅の歯科診療をしているのは歯科医療センターがしているということなんですか。

○ 栗田健康福祉部次長兼健康福祉課長

歯科医療センターのほうに在宅用に持っていくポータブルがありまして、これを借りに来ていただいて、そして、それを持って診療に行っているということで、それぞれの市内の歯科医師会の先生がおうちへ行ってという形でやっています。

以上でございます。

○ 芳野正英委員

歯一トネット四日市に加盟している歯科医院の地域別の数などがあれば、あるんですね。またそれを資料で、後日でいいので下さい。

○ 栗田健康福祉部次長兼健康福祉課長

後ほど資料で出させていただきます。

○ 中森慎二委員

指定管理者のことで、健康福祉部の場合、特定の指定管理が多いんですが、きょういただいた資料のそれぞれの指定管理の審査意見というところを見ると、ほぼ同じようなことが書いてあるんですよ。これは特定に甘んじてもらおうと困っているんですよ、現実的に。だから、よりよい施設管理をしてもらうんだけど、特定を選択したというゆえに、中途半端な話で決まってもらったら困るという話でいくと、例えば、38ページの障害者福祉センターなんかでも、障害特性に応じた幅広いサービスの提供を検討し、利用者の増加につなげられるように努めてくださいと書いてあるのが審査意見なんです。

どうあるべきかということではないかと僕は思うんだけど、例えば、西老人福祉センターは風薫会1者だったけれども、これは競争ということになっているけれども、結局、特定であっても、今のルールは違うのかもわからないけど、この審査項目及び配点というものに準じた物差しで特定の応募者を見るということがないと、やっぱり流されてしまうんじゃないかと僕は思うんですよ。受ける側からすると、特定でもう決まっているという

ことではいけないわけで、そういう意識はやっぱり審査の中で持つべきじゃないのかなと。

これはちょっと今後の特定の審査の進め方について改善点ではないかと私は思うんだけど、一般公募のような審査項目の配点表を用いて、特定の業者さんがどのようなレベルにあるのかということ、これは更新するだけで前年より落ちているようではだめなわけじゃないですか。だから、そういう物差しをやっぱりきちんと持ち合わせていかないと、往々にして特定に流されてしまうとなっては、指定管理者の制度の趣旨から外れてしまう可能性、別に疑っているわけじゃないんですよ。現実にはやっていただけると思うんだけど、やっぱりこれから将来、特定ですよというお墨つきをもらっていると、どうしてもそれに甘んじる可能性が僕はあると思うので、そういうことをもっと考える必要があるんじゃないのかなと。特に福祉の場合、特定というものが多いので、これは個人的意見なんだけど、今回、指定管理がだめだというつもりではないんだけど、今後の特定の審査のあり方について、やっぱりちょっと一考が要るんじゃないのかなと思うんですが、そこら辺、何かお考えがあったら教えてください。

○ 村田健康福祉部長

ありがとうございます。指定管理について、全体を通して言えることであろうかと思っています。一つには、審査委員さん方がどれだけこういった指定管理になっている施設の状況をご理解いただいているか、あるいは、切磋琢磨し努力をしているかということが一つあると思いますし、その上で、特定であっても、見るべきところはきちんと見ていただくような物差しをこちらの側から提供するという必要だろうというふうに思っています。

先ほどの件につきまして、健康福祉部なり担当課からだけということではなかなか難しいところもございますので、ちょっと庁内にも意見を上げさせていただく中で、次回と言ったら失礼ですけども、次のときには何か一工夫できないかなというふうなことを思っておりますので、済みませんけれども、よろしく願いいたします。

○ 中森慎二委員

ぜひお願いしたいと思う。申し上げたように、競争の部分の選定審査項目及び配点というものを仮に特定部分で用いていけば、前回の点数よりこの部分では下がっているじゃないですかというふうなことも言えると思うんです。だから、具体性を持って特定の指定管

理者さんの管理をしていくことも一つだと思うので、ぜひその辺の導入について、所管課として原課としてプッシュをしてほしいなと思いますので、よろしくお願いします。

○ 豊田政典委員

私も、指定管理者全体についての部分、問いたいですけれども、わかりやすく、特定意見、公募意見で聞く中で、議案第155号の、これは障害者福祉センターについて聞きますけれども、直営化か指定管理者かという基準として、昨年度の予算常任委員会で何度かやる中で、3点あると。サービス向上と利用者増大、三つ目がコスト削減というふうなことが話し合われたというか、示されたと。

それで、今からお聞きするのは、障害者福祉センターは市社協がずっと特定でやっているんですけれども、補正予算参考資料追加分その2を見ながらなんですけど、直営のときと比べて、今度の平成26年度当初予算額と比べてみると、単純に上がっているわけですね。3項目のうちのコスト面というのが、コスト削減というのが、これだけ比べたらできていない。その分、サービスが上がっているんでしょうけれどもというところ。だから、こういった視点がやっぱり、一番最初、これに限らずなんですけれども、指定管理者制度を導入するかどうかといったときに、この3点の中のサービスの民間、これは民間じゃないですけど、民間の、自治体以外の、市役所以外のサービス、いろんなノウハウを活用してサービスを向上する、そうしたら利用者がふえるだろう、コストの削減ができるやろう、この3条件がそろって指定管理者をやっということだと思うんですけど、今、別に狙い撃ちするわけじゃないんですが、障害者福祉センターは、金額で、コストが上がっていたので、一つの例としてお聞きするんですけど、上がっていることを。それから、サービス面についても、このその2の資料を読んでも、市社協だから安心しているとか、②は、市社協はさまざまな資源を持っているから。四日市市も持っていますやん、こんなものね。もっと持っているかもしれない。③についても、よくわからないことが書いてある。直営でやらない理由にはなっていないようなことしか書いていないということ、その点について、どういうふうに検討されているのかされていないのかよくわからないので、今回、提案の背景を説明してほしいです。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

障害者福祉センターにつきましては、言語にかかわる機能訓練事業であったり、それか

ら、視覚障害者の白杖歩行訓練であったり、そういった専門性の極めて高い事業を実施していただいております。したがって、例えば、言語聴覚士、それから視覚障害者のための歩行訓練士、それぞれ専門を持つ有資格者の方々を四日市市社会福祉協議会のほうで職員として採用していただき、従来からずっと委託事業として運営をしてまいりました。そういった状況の中で、当然、有資格者の方ですので、年々人件費相当部分はふえていく、上がっていくわけでございますけれども、そういったところが障害者福祉センターのほうの事業費全般の部分で若干コストアップにつながっておる部分でございます。

あともう一点は、相談業務のほう、特に障害者数の増加に応じて増加をしております、職員のほうが1名増と今回となっております。したがって、そういったところでどうしても事業費のほうが上がっているというふうなところでございます。

また、四日市市社会福祉協議会におきましては、障害者にかかるボランティアさんであったり、あるいは、地域生活をしていく上での民生委員さんとの協力であったり、場合によっては、成年後見人の申し立てをしていくのに当たって成年後見のサポート事業であったり、地域福祉の権利擁護事業であったり、障害者にかかわるさまざまな社会資源をたくさん有しております。そういったところで、四日市市社会福祉協議会のほうを特定指定として手続を進めておるところでございます。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

ほかの施設も共通した課題があると思うんですけれども、今は障害者福祉センターを特出しで聞きましたが、だから、中森委員が言われたように、特定だから当たり前だというようなことで、前回の5年間なり3年間と同じ内容をただ続けていくだけでは絶対いけないと思うんですよ。見直しが必要だと思うし、それと、よくわからない、きょういただいた、これで留めてもらった資料を見てみると、特定のやつというのは、審査会はあって、意見は出ているんですけど、点数化というのは、これはしないんですか。点数はつけない。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

点数のほうはつけております。

○ 豊田政典委員

載ってないやんか、それは何点あるの、障害者福祉センターは。

何で載せやんの、特定だけ。資料もつけているのに……。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

点数としては、障害者福祉センターのほうは75点をいただいております。

○ 豊田政典委員

何で付いていないの。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

申しわけございませんでした。

○ 村田健康福祉部長

ちょっとこれは言いわけになるようで申しわけないんですけど、私どもの部以外にも指定管理者たくさんありますけれども、特定については、今回も全庁的にそういった様式でという形で聞いておりますので、今回も付けさせていただいていないという状況でございます。

○ 豊田政典委員

次は公募のほうですけど、これは議案第144号、西老人福祉センターについて聞きますが、これも、その2の資料を見ると、直営時と比べると若干ですけども、コスト面では下がってきている、つまりクリアしていないということを指摘しつつ、サービス面、いろいろ書いてもらいました。というのは、平成25年度に比べて新たにこんなことをやるんだよと。読む限りわかるんですけども、お聞きするとすれば、応募が1しかないやつの一つです。このことについて、じゃ、介護・高齢福祉課に聞きますけど、どのように思われているのか、まずお聞きしたい。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

今回、西老人福祉センターの指定管理者の選定におきましては、現行の指定管理者、風薫会しか応募をいただけなかったということにつきましては、特定にするのと同じような

形で、1者だったからいいというふうに決してその指定管理者に思われてはならないということは、こちらとして非常に強く相手方には求めていって、継続的なサービス向上に努めていただくということを注意喚起していく必要があるというふうに思っております。

1者しかなかった、1法人しかなかったことによって、必ずしもサービスが低下するというのではないかというふうに考えておりますし、継続的に今までのサービスを続けていただくということについて、ここを利用される高齢者にとっても、それについてありがたいというふうに考えていただく方も多いかと思っておりますので、大事なのは、こうした同じ法人だから、もうそこでサービスの向上がとまってしまうということがないように気をつけていただきたいということは強く感じております。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

今答えてもらったのは選定された後の話なんですけれども、私が聞いているのは、1者しかなかったことについて、どのように考えているのか、今後、何か考えているのか、いや、これでいいんだとか、その辺をお聞きしたい。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

ここに応募をいただく法人というのがほかになかったということは、やはりここを管理していくというところについて、ほかの法人がなかなか参入しにくいというところもあるのかなというふうに考えておまして、それについて、私どもとしては、できれば多くの法人が競争していただいてその中でということによっていただくというのも非常に良いことだと思うんですが、それについては今後少し深く考えさせていただいて、今後どうあるべきなのかということも検討させていただきたいなと考えております。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

この施設だけじゃなくて、今回、更新の時期が来ているやつで公募したやつのは大半は1者しか応募がない。それについて、その2の資料の最後に、財政経営部の見解として9ページに書いていますわ。ここを読むと、公募期間や周知方法、仕様書などについて見直しを図っていく必要があると。どれやというわけじゃなくて、1者のところ。だから、1団

体しか応募がないというのは何かおかしいんじゃないかということをお財政経営部は言っているわけ。介護・高齢福祉課はそうは思っていないような気もするんですけど、どうなんですかね。どうなのかね。不自然な結果になっているということ、不自然じゃないね、不健全な、不適正な結果になっていると思っているんですけど、公募という意味合いがもうなくなっている、結果的には。そのことのひとつ見解を少しお聞きしたいなど。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

委員ご指摘のとおり、やはり1団体しか応募をいただけないということについては、私どもも反省すべき点があるかと思えます。財政経営部の考え方も含めて、少し次回どうしていくかというのは真剣に考えて、こういうことが続かないように検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

この西老人福祉センターについては、特に存続を検討しつつあるということで、昨年の予算常任委員会8月6日の資料が手元にあって、直営とする施設の考え方として、直営の場合ですよ。施設のあり方の再検討が必要がある施設は直営とするとわざわざアンダーラインを引いて書いてあるんですけど、今回は直営とするかどうかということは検討されたんですか、西老人福祉センターに限って、特殊な例で。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

今回の指定管理者の選定に関しましては、直営にするという考え方はございませんでした。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

8月6日の全体的な財政計画の資料は、施設のあり方自体がもう再検討の時期に来ているので――書いてないですよ、僕の読み取り方です――そんな時期に来ているのに、公募するなり、特定にしても、どっちでもいいんですけど、外部に管理を任せるとするのは、立ちどまってやめようじゃないかという意味合いだと思うんですけど、そんな検討はして

いないんやね。していないけど、5年間また契約していくということ。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

今回は3年間ということで契約をさせていただく準備をしております。

○ 豊田政典委員

じゃ、もうそんなにしつこく聞きませんが、西老人福祉センターの課題、存続の課題というのはあって、それは3年間様子を見る中で、外に出す中で考えていくと、どう整理されているかな。よくわからない。

○ 村田健康福祉部長

西だけではなく、もう一つ中央もございます。老人福祉センター両方につきまして、たしか8月定例会議会で指定管理の予算のほうをご審議いただいたと。基本的に、私どもとして、今後、老人福祉センターそのものをどういうふうに考えていくのかということはお示しをしなければなりませんということをご報告申し上げておりました。その中で、今の段階で、8月定例会議会の段階でしたけれども、その段階で指定管理をやめて直営にという動きはなかなか難しいということもあって、今回ご提案をさせていただいておる内容の指定管理を出していく中で、さらにきちんとその後のことも考えていくというふうなことでご説明させていただいたつもりでございますし、豊田委員からも、きちんと考えていくようにというようなことも、次の指定管理の期間の中でしっかり考えるようにということをお願いしたというふうに思っております。

私ども、直ちにこれを直営に戻してやり方を考えるという段階までよう進みませんでしたけれども、今回、指定管理とさせていただく中で、幾つかこれまで出てきた課題もありますし、これからやっていく中でまた課題も見つかることもあると思いますので、その辺についてはしっかり検討させていただきたいというふうに思っております。

○ 豊田政典委員

だから、存廃について検討しているわけでしょう、老人福祉センター二つね。これを3年間の中で、指定管理の期間の中で検討していくと、そんな理解でいいんですか。

○ 村田健康福祉部長

もちろんおっしゃるとおりで、存廃も含めて、存続するのであれば、やはり今現在、課題がないわけではなく、存続とした場合の新たな課題というのはそこで出てくるといいますから、そこら辺、整理をしなければならないのかなというふうに思っています。

○ 豊田政典委員

もう終わります。今は二つの施設を経費が上がっているというだけで選ばせてもらって聞いたんですけど、指定管理者全般について、応募1者というのもたくさんあるし、いろいろ課題が共通してあると思うので、全市的な、全庁的な検討というのは中森委員への答弁にもありましたから、同じ思いで聞きましたので、それを期待しておきます。

○ 中川雅晶委員

私も、ここの今二つの、西老人福祉センターと、それから中央老人福祉センターのほうで課題かなと思っております。中央老人福祉センターのほうは、これはもう利用者の減少、著しく少なくなってきた場合にどうするんですかと突きつけられておるといいますし、西老人福祉センターのほうも、これは風薫会さんも社会貢献の一環としてやっていただいている側面も大部分あるのかなと思いますし、このあり方自体を今後どうしていくのかというのはいよいよ本当に考える時期かなと思います。

経費節減だけじゃなくて、利用者を拡大していくとか、別の付加価値を付けていくとか、いろんな方向性を出さなきゃいけないと思いますし、西老人福祉センターのほうに以前伺わせていただいたときに、施設というか、備品とかも、老人がたくさんおられる施設なのに、でっかいブラウン管のテレビが置いてあって、地震で倒れてきたらどうなるのかなとか思ったりとかしていたんですが、例えば、備品の改修というか、買いかえだったりとか、修繕であったりとか、これは金額はどこで線を引かれていますか。市が負担する分と、それから指定管理者が負担する分、線引きはどこですか。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

この施設につきましては、30万円ということで線引きを行っております。

(発言する者あり)

○ 坂田介護・高齢福祉課長

済みません、平成26年度から30万円ということで考えております。

○ 中川雅晶委員

平成26年度から30万円で、30万円以下が指定管理者になって、30万円以上は市が負担すると。平成25年度まではどうでしたか。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

10万円でございます。

○ 中川雅晶委員

10万円ですね。要は、指定管理者が負担する金額が上がっているわけですね。となれば、例えば、積極的にそういう指定管理者がぎりぎりの中でやっている状態で、環境を整えるという意味で、なかなかそこまで手が出ないという、10万円のときでもなかなか厳しかったのに、再度ハードルを上げて、より一層それを促進してしまうんじゃないかなと思うんですが、その辺はどうですか。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

そのことによって施設のサービスが低下する、あるいは利用者の方が困惑するというようなことがあってはいけないと思っております。こうした線引きがございしますが、その中で指定管理者とは常に協議しながら、施設運営ができるだけ円滑に、利用拡大につながるようにももちろん考えてまいりたいと思っておりますので、一つの線引きとしてはこういうのがございますけれども、それが足かせにならないように検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員

それは協議の場をもって、どちらが負担するかというのは多少協議するというところをおっしゃっているのかもしれないですけど、でも、こういう金額の契約がある以上、30万円以上と30万円以下でどちらが負担するのかというのは契約の中にあると思っておりますので、こ

れはどうかのかなと思います。

別にここだけではないですが、例えばそういう線引きをすれば、指定管理者によっては、多少老朽しているのをわかりながらも、そのままほったらかしているという事例もあると思いますので、こういう施設はそうなってはいけませんし、そういうことを棚ざらしにしておくと、どんどん利用者が減っていくということもあり得るのかなと思うので、そこら辺はもう一度ちょっと再考していただかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思います。

もう指定管理を受けてこれから仕様書に基づいて契約されると思うんですが、その辺の見直しも、画一的なものではなかなかないと思うので、ぜひ見直しをいただかなきゃいけないんじゃないかなと、私は、そういうふうに意見を一つだけ言わせていただくのと、それから、何を言おうと思ったのか忘れてしまった。忘れまして、ごめんなさい。とりあえずそれだけ言っておきます。

○ 芳野正英委員

もしもう説明されていたら済みません。たんぼぼだけ後できていますよね、追加で。それを見てみると、11月15日が審査ということで、ほかは大体10月21日ですけど、ここだけおくれた理由というのは何かあるんですか。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

先般の議会におきまして、たんぼぼの使用料、利用料金制を使用料制に切りかえるという条例改正の手続きをさせていただきました。その条例改正を経た上で公募し、応募していただき、審査というふうな形になりまして、その後、審査意見をいただきまして、市社会福祉協議会のほうと協議を進めてまいりましたので、時期的におくれたということでございます。

以上でございます。

○ 芳野正英委員

ここは特定なので、事前にいろいろ協議しておけばよかったのになという、理由としてもよくというわけでもないですけど、一定わからんでもないんですけど、事前からそこは詰めておけば、10月に一遍にできたんと違うかなという気がするんですけど。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

申しわけございません。市社会福祉協議会のほうとの詰めが甘くて申しわけございません。時間がかかりまして、申しわけございませんでした。

○ 小川政人委員

何もかも指定管理にしようとしておるところに無理があって、特定というのは、多分、もう指定管理に合わんのと違うかなという思いがあるんですよ。そうすると、それは利用者の不安とかそういうものも、障害者の人たちの不安もあって、いろんな部分でいくと、直営にしてもらったほうがいいのかなという思いで、たんぼぼなんかも、条例改正して料金制も、そんな経営的には合わないの、市が料金をもらって委託というような形みたいな、形上は指定管理と言っておるけれども、そこは合わないところがあるので、その辺は今までみたいに全てが指定管理ということじゃなくて、もう見直す時期に来ておるのかなという思いでおるわけですがけれども、そこをきちっと一遍整理をしていかんとあかんのかなというふうに思うので、今回は反対はしやへんけれども、やっぱり特定という部分においては、直営ということも考えながらやっていかんとあかんのかなという思いです。

○ 日置記平委員長

意見でよろしいか。

○ 小川政人委員

これについて反対をしようとは思っていないということです。

○ 中森慎二委員

今の特定の評価の部分が、課長の話でいくと、選定審査基準に準じて点数をつけているというのであれば、これは我々の判断基準としてもつけてもらったらいんじゃないの。資料として出してもらえないかな。

もう一つは、特定の場合は審査意見となって、選定の場合は表現が違うんだけど、審査講評か。それは言葉の使い方なのかもわからないですけど、準じて審査したというなら、準じたものの表現があつていいんじゃないかと僕は思うし、そこら辺は原課でできる部分

ではないかと思うので、大きな部分のシステムを変えるみたいな話でないのなら。資料として出していただきたいなと思います。あしたお願いします。あつ、あしたは来ない、まだ来るんですよ。

○ 日置記平委員長

あしたはない。

○ 中森慎二委員

ないんですね、残念やな。

○ 村田健康福祉部長

全体に関わることですので、ちょっと私のほうから。豊田委員にご請求いただいたのも、特定分についての評価でございますね。これは今回これについておりませんので、改めて私どものほうの特定の分だけ揃えて、またご提出をさせていただきたいというふうに思います。ちょっときょうこの場ではごめんなさい、申しわけございません。

それから、特定の場合と一般の場合との評価の仕方というのか、様式的なものでございますが、ちょっとこれについては申しわけございません、私どものほうでご返事申し上げることは難しいかと思えますけれども、ちょっと財政経営部等とも調整をさせていただきたいなど、そういうご意見があったということ伝えて、話をしていきたいなというふうに思っております。

それから、小川委員からは前回も同じ意見をいただきましたが、中森委員も、前回の議会の中で使用料とか利用料とかいろいろなことのご意見をいただいております。それについては、私ども、財政経営部のほうにも伝えてございますので、ちょっと私どもでご返事できませんので大変申しわけございませんけれども、よろしく願いいたします。

○ 中森慎二委員

審査意見の最後のところに、指定管理者の候補者として、必要な条件を満たしており、適正であるものと認めますというのが審査意見なんですよね。それは、個別の審査基準に、物差しに照らし合わせたら合ってましたよということを総括的に言っているわけじゃないですか。じゃ、何が合っていたのかというのはその点数によるものだと我々は思っている

ので、そういう意味で、それも含めた形での資料として出してください。

○ 日置記平委員長

よろしいですか。

○ 山本里香委員

ちょっと教育委員会に聞いたのと違う聞き方で聞きます。

議案第94号、95号なんですけれども、これは料金改定になってきますが、上限額ということではないので、直営という形なんですかね、この委託の手続きにおいては。消費税増税分における北勢健康増進センターと四日市市障害者体育センターですが、条例改正の消費税増税分の料金値上げなんですけど、これは上限額というのではないので、直営という形で、直に、直会計なんですよね。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

議案第95号のほうの障害者体育センターにつきましては、指定管理者制度を導入しておりますので、指定管理者の収入という形になります。

○ 山本里香委員

指定管理だと、上限額というふうに記載をされているようにほかのところは思うんですが、そのように理解をしておったんですが、だから、不思議だなと思いながら確認したんですが、これは、ごめんなさい、上限額と書いてあります。それで、上限額とあれば、指定管理者がこの中でやりくりをしなければいけないし、事業者は基準があって、その中で税金を消費税分として納めなくちゃならないから、こういうようなことが起こってきて、それは向こうの考え方の中で決定を実際はされるわけですが、老人福祉センターの場合は、これは、この間も確認したところによると、消費税増税分については、交付金が出て、その中で実質、本来、市というのは税務署によって消費税分は払っていませんけれども、その相当分を差し引かれた形で相殺されてお金がおりてくると。そうなったときに、実際のところは支出が多くなった分と、それからおりてくるのでとんとんだということで、だから、実質的には支出がふえる部分があるにしても、業務内容上、いただいたお金、値上げしたお金、これは値上がりするのは便乗値上げではないんですか。

○ 藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

北勢健康増進センターに係る委託料については、あくまで直営でやらせていただいております。この利用料については、消費税の税率アップによって料金を上げさせていただきます。それに伴って、委託しておる業者さんにも、業務に対して今まで5%の上限をかけておつたものを8%に変えまして、委託料も上げさせていただく予定でございます。

○ 山本里香委員

委託ということで、業務に対してですから、それを委託を受けたところがどのように使うかは確認をとることができるわけですか。

○ 藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

委託料にかかっては、その業者さんがあくまで消費税の申告を受けられたもの、歳出したものということで、改めて消費税の申告をされるというふうに理解しております。

○ 山本里香委員

委託ですから、人件費は、給与という形ではなくて、物品費として扱われますか。

○ 藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

おっしゃるように、あくまで人件費ということでなしに、それにかかるコストということで消費税はかかるように理解しております。

○ 山本里香委員

あと一言で終わります。

そうすると、物品費という形の中で消費税増税分をプラスして、そうして支払いとか、運営をされるわけになると、人件費相当分が上がっていくということもあるということですね。それは、そういうような形で指示をするということはあるんですか。

○ 藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

あくまでこちら側から委託をする業務について、見積もり額の合計に対しての消費税が

加算されるというふうになります。

○ 山本里香委員

便乗値上げという形ではないということの説明ですね。

○ 藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

あくまでそうです。消費税の税率アップにかかっている上昇ということをお願いしたいと思います。

○ 山本里香委員

その内容がしっかり確認できるようにしたいと思いますが、そういうことはまだできませんね。会計報告。

○ 藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

業務委託の内容について、また後ほどご報告をさせていただきたいと思います。

○ 山本里香委員

終わります。

○ 日置記平委員長

確認。本当に間違いない。人件費に消費税がかかるのは。

○ 小川政人委員

人件費ではなく、サービスとしての全体に消費税がかかるわけです。

○ 日置記平委員長

人件費という表現だったから。

○ 小川政人委員

山本さんの表現が間違いだね。物件費やね。

○ 山本里香委員

物件費という中で委託をするんです。物件費で委託をするんですね。でも、その中で支払われることは、実質は人件費のような、報酬という形で支払われることになるけれども、まるけて物件費ですか。わかりました。

○ 日置記平委員長

ありがとうございます。

他に。

(なし)

○ 日置記平委員長

ないようでありますので、討論はありますか。

(なし)

○ 日置記平委員長

ありません。

では、付託議案の議案第94号三重北勢健康増進センター条例の一部改正について、議案第95号四日市市障害者体育センター条例の一部改正について、議案第130号四日市市保健所等関係手数料条例の一部改正について、議案第144号四日市市西老人福祉センターの指定管理者の指定について、議案第151号四日市市歯科医療センターの指定管理者の指定について、議案第152号四日市市中央老人福祉センターの指定管理者の指定について、議案第153号四日市市障害者自立支援施設あさけワークスの指定管理者の指定について、議案第154号四日市市障害者自立支援施設共栄作業所の指定管理者の指定について、議案第155号四日市市障害者福祉センターの指定管理者の指定について、最後、議案第159号四日市市障害者自立支援施設たんぼぼの指定管理者の指定について、原案のとおり決することによろしいですか。

(異議なし)

○ 日置記平委員長

ありがとうございます。異議なしと認めます。

[以上の経過により、議案第94号 三重北勢健康増進センター条例の一部改正について、議案第95号 四日市市障害者体育センター条例の一部改正について、議案第130号 四日市市保健所等関係手数料条例の一部改正について、議案第144号 四日市市西老人福祉センターの指定管理者の指定について、議案第151号 四日市市歯科医療センターの指定管理者の指定について、議案第152号 四日市市中央老人福祉センターの指定管理者の指定について、議案第153号 四日市市障害者自立支援施設あさけワークスの指定管理者の指定について、議案第154号 四日市市障害者自立支援施設共栄作業所の指定管理者の指定について、議案第155号 四日市市障害者福祉センターの指定管理者の指定について、議案第159号 四日市市障害者自立支援施設たんぼぼの指定管理者の指定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 日置記平委員長

それでは、ご苦労さん。健康福祉部の皆さん方につきましては終了いたします。

委員の皆さん方、休憩して、再開したいと思っはいるんですが、ご意見を聞きます。

(発言する者あり)

○ 日置記平委員長

こども未来部に待ってもらっておると思いますが、12日にしよう、きょうで終わろう、いかがいたしますか。

(「12日」と呼ぶ者あり)

○ 日置記平委員長

じゃ、12日にしようという方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○ 日置記平委員長

決定しました。それでは、12日午前10時に再開ということでよろしく願いいたします。

本日はこれにて終了いたします。

18 : 35 閉議